

2024年8月

発行登録追補目論見書

(契約締結前交付書面及び
無登録格付に関する説明書を含む)



バークレイズ・バンク・ピーエルシー

バークレイズ・バンク・ピーエルシー 2034年9月25日満期

トルコ・リラ建ゼロクーポン社債

— 売出人 —

Jトラストグローバル証券株式会社

(注) 発行会社は、令和6年8月1日付で「バークレイズ・バンク・ピーエルシー 2027年8月27日満期 円建て 固定利付コーラブル社債」の売出しについて、令和6年8月1日付で「バークレイズ・バンク・ピーエルシー 2029年8月28日満期 円建て 固定利付コーラブル社債」の売出しについて、令和6年8月1日付で「バークレイズ・バンク・ピーエルシー 2029年8月28日満期 円建て 固定利付コーラブル社債 (愛称: はちののスマイルボンド (コール条項付) 2024-08)」の売出しについて、令和6年8月1日付で「バークレイズ・バンク・ピーエルシー 2031年8月28日満期 円建て 固定利付コーラブル社債」の売出しについて、令和6年8月1日付で「バークレイズ・バンク・ピーエルシー 2027年8月27日満期 米ドル建て 固定利付コーラブル社債」の売出しについて、令和6年8月1日付で「バークレイズ・バンク・ピーエルシー 2029年8月28日満期 円建て社債 (日経平均株価連動満期時ボーナスクーポン条項付)」の売出しについて、また、令和6年8月13日付で「バークレイズ・バンク・ピーエルシー 2029年9月10日満期 日米2指数参照 期限前償還条項付 日経平均株価・S&P500指数連動デジタルクーポン円建社債」の売出しについて、それぞれ訂正発行登録書を関東財務局長に提出しております。当該各社債の売出しに係る目論見書は、この発行登録追補目論見書とは別に作成及び交付されますので、当該各社債の内容はこの発行登録追補目論見書には記載されておられません。

1. 本社債は、1933年合衆国証券法（その後の改正を含み、以下「合衆国証券法」といいます。）に基づき登録されておらず、今後登録される予定もありません。合衆国証券法の登録義務を免除された一定の取引による場合を除き、合衆国内において、又は米国人に対し、米国人の計算で、若しくは米国人のために、本社債の募集、売出し又は販売を行ってはなりません。本段落において使用された用語は、合衆国証券法に基づくレギュレーションSにより定義された意味を有しております。

The Notes have not been and will not be registered under the United States Securities Act of 1933, as amended (the “Securities Act”), and may not be offered or sold within the United States or to, or for the account or benefit of, U.S. persons except in certain transactions exempt from the registration requirements of the Securities Act. Terms used in this paragraph have the meanings given to them by Regulation S under the Securities Act.

2. 本社債の元金はトルコ・リラで支払われますので、外国為替相場の変動により影響を受けることがあります。
3. この特記事項の直後に挿入される本社債に関する契約締結前交付書面及び「無登録格付に関する説明書」と題する書面は、本社債の売出人であるJトラストグローバル証券株式会社の作成に係るものであり、目論見書の一部を構成するものではありません。

外貨建て債券の契約締結前交付書面

(この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しするものです。)

この書面には、外貨建て債券のお取引を行っていただく上でのリスクや留意点が記載されています。あらかじめよくお読みいただき、ご不明な点はお取引開始前にご確認ください。

○外貨建て債券のお取引は、主に募集・売出し等や当社が直接の相手方となる等の方法により行います。

○外貨建て債券は、金利水準、為替相場の変化や発行者の信用状況に対応して価格が変動すること等により、損失が生ずるおそれがありますのでご注意ください。

手数料など諸費用について

- 外貨建て債券を募集・売出し等により、または当社との相対取引により購入する場合は、購入対価のみをお支払いただきます。
- 外貨建て債券の売買、償還等にあたり、円貨と外貨を交換する際には、外国為替市場の動向をふまえて当社が決定した為替レートによるものとします。

金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動などにより損失が生ずるおそれがあります

- 外貨建て債券の市場価格は、基本的に市場の金利水準の変化に対応して変動します。金利が上昇する過程では債券価格は下落し、逆に金利が低下する過程では債券価格は上昇することになります。したがって、償還日より前に換金する場合には市場価格での売却となりますので、売却損が生ずる場合があります。また、市場環境の変化により流動性（換金性）が著しく低くなった場合、売却することができない可能性があります。
- 金利水準は、各国の中央銀行が決定する政策金利、市場金利の水準（例えば、既に発行されている債券の流通利回り）や金融機関の貸出金利等の変化に対応して変動します。
- 外貨建て債券は、為替相場（円貨と外貨の交換比率）が変化することにより、為替相場が円高になる過程では外貨建て債券を円貨換算した価値は下落し、逆に円安になる過程では外貨建て債券を円貨換算した価値は上昇することになります。したがって、売却時あるいは償還時の為替相場の状況によっては為替差損が生ずるおそれがあります。
- 通貨の交換に制限が付されている場合は、元利金を円貨へ交換することや送金ができない場合があります。

債券の発行者または元利金の支払の保証者の業務または財産の状況の変化などによって損失が生ずるおそれがあります

- 外貨建て債券の発行者や、外貨建て債券の元利金の支払いを保証している者の信用状況に変化が生じた場合、市場価格が変動することによって売却損が生ずる場合があります。
- 外貨建て債券の発行者や、外貨建て債券の元利金の支払いを保証している者の信用状況の悪化等により、元本や利子の支払いの停滞若しくは支払不能の発生又は特約による元本の削減等がなされるリスクがあります。

なお、金融機関が発行する債券は、信用状況が悪化して破綻のおそれがある場合などには、発行者の本拠所在地国の破綻処理制度が適用され、所管の監督官庁の権限で、債権順位に従って元本や利子の削減や株式への転換等が行われる可能性があります。ただし、適用される制度は発行者の本拠所在地国により異なり、また今後変更される可能性があります。

- 外貨建て債券のうち、主要な格付機関により「投機的要素が強い」とされる格付がなされているものについては、当該発行者等の信用状況の悪化等により、元本や利子の支払いが滞ったり、支払不能が生ずるリスクの程度はより高いと言えます。

債券の発行者等または当該通貨等の帰属する国や地域の政治および経済状況の変化、法令・規制の変更などによって損失が生じるおそれがあります

- 外貨建て債券の発行者、保証会社もしくは当該通貨等の帰属する国や地域、または取引市場の帰属する国や地域の政治・経済・社会情勢の変化および法令・規制等の変更やそれらに関する外部評価の変化、天変地異等により、外貨建て債券の価格が変動することによって損失が生じるおそれや、売買や受渡が制限される、あるいは不能になるおそれがあります。また、通貨不安等により大幅な為替変動が起こり、円貨への交換が制限される、あるいはできなくなるおそれがあります。
- 一般に、新興国については、先進国に比べて上記のリスクの程度はより高いと言えます。

外貨建て債券のお取引は、クーリング・オフの対象にはなりません

- 外貨建て債券のお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定の適用はありません。

○その他留意事項

日本証券業協会のホームページ (<https://www.jsda.or.jp/shiraberu/foreign/meigara.html>) に掲載している外国の発行者が発行する債券のうち国内で募集・売出しが行われた債券については、金融商品取引法に基づく開示書類が英語により記載されています。

外貨建て債券に係る金融商品取引契約の概要

当社における外貨建て債券のお取引については、以下によります。

- 外貨建て債券の募集若しくは売出しの取扱い又は私募の取扱い
- 当社が自己で直接の相手方となる売買
- 外貨建て債券の売買の媒介、取次ぎ又は代理

外貨建て債券に関する租税の概要

個人のお客様に対する外貨建て債券（一部を除く。）の課税は、原則として以下によります。

- 外貨建て債券の利子（為替損益がある場合は為替損益を含みます。）については、利子所得として申告分離課税の対象となります。外国源泉税が課されている場合は、外国源泉税を控除した後の金額に対して国内で源泉徴収されます。この場合には、確定申告により外国税額控除の適用を受けることができます。
- 外貨建て債券の譲渡益および償還益（それぞれ為替損益がある場合は為替損益を含みます。）は、上場株式等に係る譲渡所得等として申告分離課税の対象となります。
- 外貨建て債券の利子、譲渡損益および償還損益は、上場株式等の利子、配当および譲渡損益等との損益通算が可能です。また、確定申告により譲渡損失の繰越控除の適用を受けることができます。
- 割引債の償還益は、償還時に源泉徴収されることがあります。

法人のお客様に対する外貨建て債券の課税は、原則として以下によります。

- 外貨建て債券の利子、譲渡益、償還益（それぞれ為替損益がある場合は為替損益を含みます。）については、法人税に係る所得の計算上、益金の額に算入されます。なお、お客様が一般社団法人又は一般財団法人など一定の法人の場合は、割引債の償還益は、償還時に源泉徴収が行われます。
- 国外で発行される外貨建て債券（一部を除く。）の利子に現地源泉税が課税された場合には、外国源泉税を控除した後の金額に対して国内で源泉徴収され、申告により外国税額控除の適用を受けることができます。

なお、税制が改正された場合等は、上記の内容が変更になる場合があります。

詳細につきましては、税理士等の専門家にお問い合わせください。

譲渡の制限

- 振替債（我が国の振替制度に基づき管理されるペーパーレス化された債券をいいます。）である外貨建て債券は、その償還日又は利子支払日の前営業日を受渡日とするお取引はできません。また、国外で発行される外貨建て債券についても、現地の振替制度等により譲渡の制限が課される場合があります。

当社が行う金融商品取引業の内容および方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第 28 条第 1 項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社において外貨建て債券のお取引や保護預けを行われる場合は、以下によります。

- 国外で発行される外貨建て債券のお取引にあたっては、外国証券取引口座の開設が必要となります。また、国内で発行される外貨建て債券のお取引にあたっては、保護預り口座又は振替決済口座の開設が必要となります。
- お取引のご注文をいただいたときは、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金又は有価証券の全部又は一部（前受金等）をお預けいただいた上で、ご注文をお受けいたします。
- 前受金等を全額お預けいただいていない場合、当社との間で合意した日までに、ご注文に係る代金又は有価証券をお預けいただきます。
- ご注文にあたっては、銘柄、売り買いの別、数量、価格等お取引に必要な事項を明示していただきます。これらの事項を明示していただけなかったときは、お取引ができない場合があります。また、注文書をご提出いただく場合があります。
- ご注文いただいたお取引が成立した場合には、取引報告書をお客様にお渡しいたします（郵送又は電磁的方法による場合を含みます。）。

当社の概要

商号等	Jトラストグローバル証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第35号
本店所在地	〒150-6007 東京都渋谷区恵比寿 4-20-3 恵比寿ガーデンプレイスタワー7階
加入協会	日本証券業協会
指定紛争解決機関	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
資本金	30億円
主な事業	金融商品取引業
設立年月	2006年9月
連絡先	03-4560-0233(コンプライアンス統括部) 又はお取引のある支店にご連絡ください。

以上

(2024年5月17日)

無登録格付に関する説明書 (ムーディーズ・レーティングス)

格付会社に対しては、市場の公正性・透明性の確保の観点から、金融商品取引法に基づく信用格付業者の登録制が導入されております。

これに伴い、金融商品取引業者等は、無登録格付業者が付与した格付を利用して勧誘を行う場合には、金融商品取引法により、無登録格付である旨及び登録の意義等を顧客に告げなければならないこととされております。

○登録の意義について

登録を受けた信用格付業者は、①誠実義務、②利益相反防止・格付プロセスの公正性確保等の業務管理体制の整備義務、③格付対象の証券を保有している場合の格付付与の禁止、④格付方針等の作成及び公表・説明書類の公衆縦覧等の情報開示義務等の規制を受けるとともに、報告徴求・立入検査、業務改善命令等の金融庁の監督を受けることとなりますが、無登録格付業者は、これらの規制・監督を受けておりません。

○格付会社グループの呼称等について

格付会社グループの呼称：ムーディーズ・レーティングス
グループ内の信用格付業者の名称及び登録番号：ムーディーズ・ジャパン株式会社
(金融庁長官（格付）第2号)

○信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について

ムーディーズ・ジャパン株式会社のウェブサイト (<https://ratings.moodys.com/japan/ratings-news>) の「規制関連」のタブ下にある「開示」をクリックした後に表示されるページの「無登録格付説明関連」の欄に掲載されております。

○信用格付の前提、意義及び限界について

ムーディーズ・レーティングス（以下、「ムーディーズ」という。）の信用格付は、事業体、与信契約、債務又は債務類似証券の将来の相対的信用リスクについての、現時点の意見です。ムーディーズは、信用リスクを、事業体が契約上・財務上の義務を期日に履行できないリスク及びデフォルト事由が発生した場合に見込まれるあらゆる種類の財産的損失と定義しています。信用格付は、流動性リスク、市場リスク、価格変動性及びその他のリスクについて言及するものではありません。また、信用格付は、投資又は財務に関する助言を構成するものではなく、特定の証券の購入、売却、又は保有を推奨するものではありません。ムーディーズは、いかなる形式又は方法によっても、これらの格付若しくはその他の意見又は情報の正確性、適時性、完全性、商品性及び特定の目的への適合性について、明示的、黙示的を問わず、いかなる保証も行っておりません。

ムーディーズは、信用格付に関する信用評価を、発行体から取得した情報、公表情報を基礎として行っております。ムーディーズは、これらの情報が十分な品質を有し、またその情報源がムーディーズにとって信頼できると考えられるものであることを確保するため、全ての必要な措置を講じています。しかし、ムーディーズは監査を行う者ではなく、格付の過程で受領した情報の正確性及び有効性について常に独自の検証を行うことはできません。

この情報は、2024年7月1日に信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を当社が保証するものではありません。詳しくは上記ムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページをご覧ください。

無登録格付に関する説明書

(S&P グローバル・レーティング)

格付会社に対しては、市場の公正性・透明性の確保の観点から、金融商品取引法に基づく信用格付業者の登録制が導入されております。

これに伴い、金融商品取引業者等は、無登録格付業者が付与した格付を利用して勧誘を行う場合には、金融商品取引法により、無登録格付である旨及び登録の意義等を顧客に告げなければならないこととされております。

○登録の意義について

登録を受けた信用格付業者は、①誠実義務、②利益相反防止・格付プロセスの公正性確保等の業務管理体制の整備義務、③格付対象の証券を保有している場合の格付付与の禁止、④格付方針等の作成及び公表・説明書類の公衆縦覧等の情報開示義務等の規制を受けるとともに、報告徴求・立入検査、業務改善命令等の金融庁の監督を受けることとなりますが、無登録格付業者は、これらの規制・監督を受けておりません。

○格付会社グループの呼称等について

格付会社グループの呼称：S&P グローバル・レーティング

グループ内の信用格付業者の名称及び登録番号：S&P グローバル・レーティング・ジャパン株式会社
(金融庁長官(格付)第5号)

○信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について

S&P グローバル・レーティング・ジャパン株式会社のホームページ (<http://www.spglobal.co.jp/ratings>) の「ライブラリ・規制関連」の「無登録格付け情報」 (<http://www.spglobal.co.jp/unregistered>) に掲載されております。

○信用格付の前提、意義及び限界について

S&P グローバル・レーティングの信用格付は、発行体または特定の債務の将来の信用力に関する現時点における意見であり、発行体または特定の債務が債務不履行に陥る確率を示した指標ではなく、信用力を保証するものでもありません。また、信用格付は、証券の購入、売却または保有を推奨するものではなく、債務の市場流動性や流通市場での価格を示すものでもありません。

信用格付は、業績や外部環境の変化、裏付け資産のパフォーマンスやカウンターパーティーの信用力変化など、さまざまな要因により変動する可能性があります。

S&P グローバル・レーティングは、信頼しうると判断した情報源から提供された情報を利用して格付分析を行っており、格付意見に達することができるだけの十分な品質および量の情報が備わっていると考えられる場合にのみ信用格付を付与します。しかしながら、S&P グローバル・レーティングは、発行体やその他の第三者から提供された情報について、監査・デュー・デリジェンスまたは独自の検証を行っておらず、また、格付付与に利用した情報や、かかる情報の利用により得られた結果の正確性、完全性、適時性を保証するものではありません。さらに、信用格付によっては、利用可能なヒストリカルデータが限定的であることに起因する潜在的なリスクが存在する場合もあることに留意する必要があります。

この情報は、2024年7月1日に信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を当社が保証するものではありません。詳しくはS&P グローバル・レーティング・ジャパン株式会社のホームページをご覧ください。

無登録格付に関する説明書

(フィッチ・レーティングス)

格付会社に対しては、市場の公正性・透明性の確保の観点から、金融商品取引法に基づく信用格付業者の登録制が導入されております。

これに伴い、金融商品取引業者等は、無登録格付業者が付与した格付を利用して勧誘を行う場合には、金融商品取引法により、無登録格付である旨及び登録の意義等を顧客に告げなければならないこととされております。

○登録の意義について

登録を受けた信用格付業者は、①誠実義務、②利益相反防止・格付プロセスの公正性確保等の業務管理体制の整備義務、③格付対象の証券を保有している場合の格付付与の禁止、④格付方針等の作成及び公表・説明書類の公衆縦覧等の情報開示義務等の規制を受けるとともに、報告徴求・立入検査、業務改善命令等の金融庁の監督を受けることとなりますが、無登録格付業者は、これらの規制・監督を受けておりません。

○格付会社グループの呼称等について

格付会社グループの呼称：フィッチ・レーティングス（以下「フィッチ」と称します。）

グループ内の信用格付業者の名称及び登録番号：フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社
(金融庁長官（格付）第7号)

○信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について

フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社のホームページ (<https://www.fitchratings.com/ja>) の「規制関連」セクションにある「格付方針等の概要」に掲載されております。

○信用格付の前提、意義及び限界について

フィッチの格付は、所定の格付基準・手法に基づく意見です。格付はそれ自体が事実を表すものではなく、正確又は不正確であると表現し得ません。信用格付は、信用リスク以外のリスクを直接の対象とはせず、格付対象証券の市場価格の妥当性又は市場流動性について意見を述べるものではありません。格付はリスクの相対的評価であるため、同一カテゴリーの格付が付与されたとしても、リスクの微妙な差異は必ずしも十分に反映されない場合もあります。信用格付はデフォルトする蓋然性の相対的序列に関する意見であり、特定のデフォルト確率を予測する指標ではありません。

フィッチは、格付の付与・維持において、発行体等信頼に足ると判断する情報源から入手する事実情報に依拠しており、所定の格付方法に則り、かかる情報に関する調査及び当該証券について又は当該法域において利用できる場合は独立した情報源による検証を、合理的な範囲で行いますが、格付に関して依拠する全情報又はその使用結果に対する正確性、完全性、適時性が保証されるものではありません。ある情報が虚偽又は不当表示を含むことが判明した場合、当該情報に関連した格付は適切でない場合があります。また、格付は、現時点の事実の検証にもかかわらず、格付付与又は据置時に予想されない将来の事象や状況に影響されることがあります。

信用格付の前提、意義及び限界の詳細にわたる説明については、フィッチの日本語ウェブサイト上の「格付及びその他の形態の意見に関する定義」をご参照ください。

この情報は、2024年7月1日に信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を当社が保証するものではありません。詳しくは上記フィッチのホームページをご覧ください。

【表紙】

【発行登録追補書類番号】 5-外 1-111

【提出書類】 発行登録追補書類

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 令和6年8月23日

【会社名】 バークレイズ・バンク・ピーエルシー
(Barclays Bank PLC)

【代表者の役職氏名】 最高財務責任者
(Chief Financial Officer)
アウノイ・バナジー
(Aunoy Banerjee)

【本店の所在の場所】 英国 ロンドン市 E14 5HP チャーチル・プレイス 1
(1 Churchill Place, London E14 5HP, United Kingdom)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 樋口 航

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号
大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

【電話番号】 03-6775-1000

【事務連絡者氏名】 弁護士 松本 健
同 隈 大希
同 岡 勇輝
同 白井 翔真

【連絡場所】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号
大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

【電話番号】 03-6775-1000

**【発行登録の対象とした
売出有価証券の種類】** 社債

【今回の売出金額】 32,875,000 トルコ・リラ (日本円換算額 141,362,500 円)

(上記日本円換算額は1トルコ・リラ=4.3円の換算率(2024年8月21日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値)による。)

【発行登録書の内容】

提出日	令和5年7月28日
効力発生日	令和5年8月5日
有効期限	令和7年8月4日
発行登録番号	5-外 1
発行予定額又は発行残高の上限	発行予定額 15,000 億円

【これまでの売出実績】
 (発行予定額を記載した場合)

番号	提出年月日	売出金額	減額による 訂正年月日	減額金額
5-外1-1	令和5年8月21日	954,832,200円		
5-外1-2	令和5年8月21日	4,971,000,000円		
5-外1-3	令和5年8月21日	2,981,000,000円		
5-外1-4	令和5年8月21日	794,000,000円		
5-外1-5	令和5年8月21日	1,426,000,000円		
5-外1-6	令和5年8月22日	300,000,000円		
5-外1-7	令和5年9月1日	2,151,000,000円		
5-外1-8	令和5年9月1日	2,050,000,000円		
5-外1-9	令和5年9月15日	1,247,000,000円		
5-外1-10	令和5年9月15日	1,028,512,080円		
5-外1-11	令和5年9月15日	5,823,000,000円		
5-外1-12	令和5年9月15日	1,919,000,000円		
5-外1-13	令和5年9月15日	1,134,000,000円		
5-外1-14	令和5年9月15日	2,941,000,000円		
5-外1-15	令和5年10月3日	1,000,000,000円		
5-外1-16	令和5年10月6日	300,000,000円		
5-外1-17	令和5年10月11日	1,046,570,000円		
5-外1-18	令和5年10月12日	915,000,000円		
5-外1-19	令和5年10月13日	269,850,000円		
5-外1-20	令和5年10月13日	144,239,200円		
5-外1-21	令和5年10月13日	233,654,400円		
5-外1-22	令和5年10月20日	118,710,940円		
5-外1-23	令和5年10月20日	2,706,000,000円		
5-外1-24	令和5年10月20日	1,393,000,000円		
5-外1-25	令和5年10月20日	72,000,000円		
5-外1-26	令和5年10月20日	576,000,000円		
5-外1-27	令和5年10月26日	3,660,000,000円		
5-外1-28	令和5年10月27日	516,200,000円		
5-外1-29	令和5年11月1日	1,686,000,000円		

該当なし。

5-外1-30	令和5年11月2日	377,300,000円
5-外1-31	令和5年11月17日	430,179,750円
5-外1-32	令和5年11月17日	1,877,000,000円
5-外1-33	令和5年11月17日	855,000,000円
5-外1-34	令和5年11月17日	299,000,000円
5-外1-35	令和5年11月17日	855,000,000円
5-外1-36	令和5年11月17日	522,000,000円
5-外1-37	令和5年11月24日	286,350,000円
5-外1-38	令和5年11月24日	213,813,270円
5-外1-39	令和5年11月24日	148,190,000円
5-外1-40	令和5年11月28日	200,872,000円
5-外1-41	令和5年11月28日	678,600,000円
5-外1-42	令和5年12月7日	300,000,000円
5-外1-43	令和5年12月13日	542,790,000円
5-外1-44	令和5年12月15日	703,951,920円
5-外1-45	令和5年12月15日	1,760,000,000円
5-外1-46	令和5年12月15日	780,000,000円
5-外1-47	令和5年12月15日	276,000,000円
5-外1-48	令和5年12月15日	3,073,000,000円
5-外1-49	令和5年12月15日	1,724,000,000円
5-外1-50	令和5年12月15日	448,000,000円
5-外1-51	令和6年1月4日	2,350,000,000円
5-外1-52	令和6年1月18日	210,532,000円
5-外1-53	令和6年1月19日	195,884,000円
5-外1-54	令和6年1月19日	494,000,000円
5-外1-55	令和6年1月19日	628,000,000円
5-外1-56	令和6年1月19日	348,000,000円
5-外1-57	令和6年1月19日	116,000,000円
5-外1-58	令和6年2月9日	1,406,000,000円
5-外1-59	令和6年3月18日	781,000,000円
5-外1-60	令和6年3月18日	901,000,000円
5-外1-61	令和6年3月18日	354,000,000円

5-外1-62	令和6年3月18日	681,000,000円
5-外1-63	令和6年3月18日	734,265,920円
5-外1-64	令和6年3月19日	168,300,000円
5-外1-65	令和6年3月19日	171,060,120円
5-外1-66	令和6年3月22日	600,000,000円
5-外1-67	令和6年3月29日	529,200,000円
5-外1-68	令和6年4月5日	400,000,000円
5-外1-69	令和6年4月9日	3,815,000,000円
5-外1-70	令和6年4月12日	852,250,000円
5-外1-71	令和6年4月16日	177,000,000円
5-外1-72	令和6年4月16日	616,000,000円
5-外1-73	令和6年4月16日	148,000,000円
5-外1-74	令和6年4月16日	69,468,960円
5-外1-75	令和6年4月16日	128,000,000円
5-外1-76	令和6年4月19日	189,000,000円
5-外1-77	令和6年4月19日	154,128,000円
5-外1-78	令和6年5月1日	1,250,000,000円
5-外1-79	令和6年5月2日	529,200,000円
5-外1-80	令和6年5月10日	320,000,000円
5-外1-81	令和6年5月10日	245,700,000円
5-外1-82	令和6年5月20日	442,000,000円
5-外1-83	令和6年5月20日	1,984,000,000円
5-外1-84	令和6年5月20日	127,000,000円
5-外1-85	令和6年5月20日	331,159,620円
5-外1-86	令和6年5月20日	345,000,000円
5-外1-87	令和6年5月20日	14,000,000円
5-外1-88	令和6年5月21日	300,000,000円
5-外1-89	令和6年5月31日	543,200,000円
5-外1-90	令和6年6月3日	1,070,000,000円
5-外1-91	令和6年6月18日	3,266,000,000円
5-外1-92	令和6年6月18日	2,202,000,000円
5-外1-93	令和6年6月18日	450,000,000円

5-外1-94	令和6年6月18日	275,000,000円		
5-外1-95	令和6年6月18日	154,305,060円		
5-外1-96	令和6年6月18日	212,000,000円		
5-外1-97	令和6年7月1日	512,400,000円		
5-外1-98	令和6年7月1日	121,952,000円		
5-外1-99	令和6年7月1日	800,000,000円		
5-外1-100	令和6年7月19日	1,859,000,000円		
5-外1-101	令和6年7月19日	1,786,000,000円		
5-外1-102	令和6年7月19日	144,000,000円		
5-外1-103	令和6年7月19日	107,317,760円		
5-外1-104	令和6年7月19日	138,000,000円		
5-外1-105	令和6年8月23日	1,099,000,000円		
5-外1-106	令和6年8月23日	466,000,000円		
5-外1-107	令和6年8月23日	130,000,000円		
5-外1-108	令和6年8月23日	194,000,000円		
5-外1-109	令和6年8月23日	385,000米ドル (日本円換算額56,056,000円) (注)		
5-外1-110	令和6年8月23日	49,000,000円		
実績合計額		99,448,995,200円	減額総額	0円

(注) 本欄に記載された社債の受渡期日は2024年8月30日であり、本書の提出日現在当該社債の受渡しは完了していない。
本欄に記載された日本円換算額は、1米ドル=145.6円の換算率(2024年8月21日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値)による

【残額】 1,400,551,004,800 円
(発行予定額－実績合計額－減額総額)

(発行残高の上限を記載した場合)

番号	提出年月日	売出金額	償還年月日	償還金額	減額による 訂正年月日	減額金額
該当なし。						
実績合計額		該当なし。	償還総額	該当なし。	減額総額	該当なし。

【残高】 該当なし。
(発行残高の上限－実績合計額＋償還総額－減額総額)

【安定操作に関する事項】 該当なし。

【縦覧に供する場所】 該当なし。

目 次

	頁
第一部 証券情報	1
第1 募集要項	1
第2 売出要項	1
1 売出有価証券	1
2 売出しの条件	2
第3 第三者割当の場合の特記事項	15
第二部 公開買付けに関する情報	16
第三部 参照情報	17
第1 参照書類	17
1 有価証券報告書及びその添付書類	17
2 半期報告書	17
3 臨時報告書	17
4 外国会社報告書及びその補足書類	17
5 外国会社半期報告書及びその補足書類	17
6 外国会社臨時報告書	17
7 訂正報告書	17
第2 参照書類の補完情報	17
第3 参照書類を縦覧に供している場所	17
第四部 保証会社等の情報	18
「参照方式」の利用適格要件を満たしていることを示す書面	19
有価証券報告書に記載すべき事項に関し重要な事実が発生したことを示す書面	20
事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移	82

注) 本書において、別段の記載がある場合を除き、下記の用語は下記の意味を有する。

「発行会社」、「当行」又は	
「計算代理人」	パークレイズ・バンク・ピーエルシー
「パークレイズ・グループ」	パークレイズ・ピーエルシー及びその子会社
「英国」又は「連合王国」	グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国
「円」又は「日本円」	日本の法定通貨
「トルコ・リラ」又は「クルシュ」	トルコ共和国の法定通貨

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

該当なし。

第2【売出要項】

1【売出有価証券】

【売出社債（短期社債を除く。）】

銘柄	パークレイズ・バンク・ピーエルシー 2034年9月25日満期 トルコ・リラ建ゼロクーポン社債（以下「本社債」という。）（注1）		
売出券面額の総額又は 売出振替社債の総額	250,000,000トルコ・リラ	売出価額の総額	32,875,000トルコ・リラ
記名・無記名の別	無記名式	各社債の金額	100,000トルコ・リラ
償還期限（満期日）	2034年9月25日（ロンドン時間）（以下「満期日」という。）（修正翌営業日調整（以下に定義される。）により調整される。かかる満期日の調整に関し、発行会社により利息その他の追加額が支払われることはない。）		
利率	該当なし		
売出しに係る社債 の所有者の住所及び 氏名又は名称	Jトラストグローバル証券株式会社 （以下「売出人」という。） 東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号		
摘要	<p>(1) 信用格付 本社債に関し、金融商品取引法第66条の27に基づく登録を受けた信用格付業者から提供され、又は閲覧に供される信用格付はない。 なお、発行会社の長期債務には、本書日付現在、ムーディーズ・レーティングス（以下「ムーディーズ」という。）によりA1の格付が、S&Pグローバル・レーティング（以下「S&P」という。）によりA+の格付が、それぞれ付与されているが、これらの格付は直ちに発行会社により発行される個別の社債に適用されるものではない。ムーディーズ及びS&Pは、信用格付事業を行っているが、ムーディーズ及びS&Pは、本書日付現在、金融商品取引法第66条の27に基づく信用格付業者として登録されていない。無登録格付業者は、金融庁の監督及び信用格付業者が受ける情報開示義務等の規制を受けておらず、金融商品取引業等に関する内閣府令第313条第3項第3号に掲げる事項に係る情報の公表も義務付けられていない。 ムーディーズ及びS&Pについては、それぞれのグループ内に、金融商品取引法第66条の27に基づく信用格付業者としてムーディーズ・ジャパン株式会社（登録番号：金融庁長官（格付）第2号）及びS&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社（登録番号：金融庁長官（格付）第5号）が登録されており、各信用格付の前提、意義及び限界は、インターネット上で公表されているムーディーズ・ジャパン株式会社のウェブサイト（https://ratings.moodys.com/japan/ratings-news）の「規制関連」のタブ下にある「開示」をクリックした後に表示されるページの「無登録格付説明関連」の欄に掲載されている「信用格付の前提、意義及び限界」及びS&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社のホームページ（http://www.spglobal.co.jp/ratings）の「ライブラリ・規制関連」の「無登録格付け情報」（http://www.spglobal.co.jp/unregistered）に掲載されている「格付の前提・意義・限界」において、それぞれ公表されている。</p> <p>(2) その他 その他の本社債の条件については、下記「2 売出しの条件」を参照のこと。</p>		

(注1) 本社債は、パークレイズ・バンク・ピーエルシーにより、発行会社の2022年6月17日付グローバル・ストラクチャード・セキュリティーズ・プログラム及び下記（注2）に記載のマスター代理人契約に基づき、2024年9月24日に発行される予定である。本社債が証券取引所に上場される予定はない。

(注2) 本社債は、発行会社、計算代理人としてのパークレイズ・バンク・ピーエルシー、発行・支払代理人兼名義書換代理人兼交換代理人としてのザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン（発行・支払代理人兼名義書換代理人兼交換代理人としてのザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロンを以下「発行・支払代理人」、「名義書換代理人」又は「交換代理人」といい、文脈上必要な場合は、ルクセンブルク代理人（以下に定義される。）、フランクフルト代理人（以下に定義される。）、CMUロジック・支払代理人及び発行会社により任命されることのある追加の支払代理人と併せて以下「支払代理人」といい、また文脈上必要な場合は、ニューヨーク代理人（以下に定義される。）、CMU名義書換代理人

及び発行会社により任命されることのある追加の名義書換代理人と併せて以下「名義書換代理人」という。) 、ニューヨークにおける登録機関(以下「ニューヨーク登録機関」という。)兼ニューヨーク市における代理人(以下「ニューヨーク代理人」という。)としてのザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン、フランクフルトにおける代理人(以下「フランクフルト代理人」という。)としてのザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン、ルクセンブルクにおける代理人(以下「ルクセンブルク代理人」という。)兼ルクセンブルクにおける登録機関(以下「ルクセンブルク登録機関」といい、ニューヨーク登録機関及びCMU登録機関と併せて、また個別に以下「登録機関」という。)としてのザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・エスエー/エヌブイ(ルクセンブルク支店)、計算代理人としてのパークレイズ・キャピタル・セキュリティーズ・リミテッド、フランスIPAとしてのビーエヌビー・パリバ・エス・エー、スイスIPAとしてのビーエヌビー・パリバ、パリ、チューリッヒ支社、スウェーデンIPAとしてのスカンディナビスカ・エンスキルダ・バンケンA B (publ)、フィンランドIPAとしてのスカンディナビスカ・エンスキルダ・バンケンA B (publ)、ノルウェーIPAとしてのスカンディナビスカ・エンスキルダ・バンケンA B (publ)、デンマークIPAとしてのスカンディナビスカ・エンスキルダ・バンケンA B (publ)、CREST代理人としてのコンピューターシェア・インバスター・サービスズ・ピーエルシー並びにCMUロジック・支払代理人兼CMU登録機関兼CMU名義書換代理人としてのザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン(香港支店)の間において2024年4月11日付で締結されたマスター代理人契約(以下「マスター代理人契約」という。この用語には、随時補足及び/又は変更及び/又は修正再表示及び/又は置換されるマスター代理人契約を含む。)に従い、マスター代理人契約の利益を享受して発行される社債券(以下「本社債券」といい、この用語は、(i)包括形式により表章される本社債券(以下「包括社債券」又は「包括社債」という。)に関して、当該本社債券の指定通貨における最低の指定券面額の単位(適用ある条件決定補足書に規定する。)、(ii)包括社債券との交換(又は一部交換)により発行される確定社債券、及び(iii)包括社債券を意味する。)のシリーズの1つである。

本社債券の所持人(以下「本社債権者」という。)及び利付無記名式確定社債券に付された利息の支払のための利札(以下「利札」という。)の所持人(以下「利札所持人」という。)は、マスター代理人契約及び適用ある条件決定補足書の諸条項の全てについて通知を受けているものとみなされ、それらの利益を享受し、それらに拘束されるものである。下記「2 売出しの条件、社債の要項の概要」における記載の一部は、マスター代理人契約の詳細な条項の概要であり、その詳細な条項に基づくものである。

本社債権者及び利札所持人は、2024年4月11日付で発行会社により発行された約款(Deed of Covenant)(本社債の発行日までになされた補足及び/又は変更及び/又は修正再表示及び/又は置換を含む。)の利益を享受する権利を有する。

「修正翌営業日調整」とは、当該日が営業日でない場合に、翌営業日が当該日となる(但し、それにより翌暦月にずれ込む場合には、当該日は直前の営業日に繰り上げられるが、当該日が臨時休業日に伴い営業日でない日となる場合には、翌営業日が当該日となる。)調整方法をいう。

「営業日」とは、(a)ロンドン、ニューヨーク、東京及びイスタンブールにおいて商業銀行及び外国為替市場が支払の決済を行い、通常の業務(外国為替及び外貨預金取引を含む。)を営んでいる日並びに(b)関連決済システムに係る決済システム営業日をいう。

「決済システム営業日」とは、関連決済システムが決済指図の受理及び執行のために営業している日(又は、受渡障害事由が発生していなければそのように営業していたと思われる日)をいう。

「関連決済システム」とは、ユーロクリア・バンク・エスエー/エヌブイ及びその承継人、並びにクリアストリーム・バンキング・ソシエテ・アノニム及びその承継人をいう。

「臨時休業日」とは、関連する日に関して、当該日が営業日でなく、かつ、その事実が、(a)アンカラ、又は(b)本社債に基づき当該日に数量が決定され若しくは交付されるべき関連参照資産若しくは代替資産の取引所の所在地において、当該日の2営業日(当該公示がなければ営業日であったはずの日を含まない。)前の日の午前9時までの公示により、市場において認識されていなかった場合をいう。

2【売出しの条件】

売出価格	額面金額の13.15% (注1)	申込期間	2024年8月26日から 2024年9月20日まで
申込単位	額面500,000トルコ・リラ以上 額面100,000トルコ・リラ単位	申込証拠金	なし
申込受付場所	売出人の日本における 本店及び所定の営業所(注2)	受渡期日	2024年9月25日 (日本時間)

<p>売出しの委託を受けた者の住所及び氏名又は名称</p>	<p>該当なし</p>	<p>売出しの委託契約の内容</p>	<p>該当なし</p>
-------------------------------	-------------	--------------------	-------------

(注1) 本社債の申込人は、受渡期日に売出価格をトルコ・リラ又は相当する日本円にて支払う。

(注2) 本社債の申込み及び払込みは、売出人の定める「外国証券取引口座約款」(以下「約款」という。)に従ってなされる。各申込人は、売出人からあらかじめ約款の交付を受け、約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨記載した申込書を提出する必要がある。売出人との間に開設した外国証券取引口座を通じて本社債を取得する場合、約款の規定に従い本社債の券面の交付は行わない。

(注3) 本社債は、1933年合衆国証券法(その後の改正を含み、以下「合衆国証券法」という。)に基づき登録されておらず、今後登録される予定もない。本社債は、合衆国税法の適用を受ける。合衆国証券法の登録義務を免除された一定の取引による場合を除き、合衆国内において、又は米国人(U.S. Person)に対し、米国人の計算で、若しくは米国人のために、本社債の募集、売出し又は販売を行ってはならない。この(注3)において使用された用語は、合衆国証券法に基づくレギュレーションSにより定義された意味を有する。

(注4) 本社債は、英国のリテール投資家に対し、募集、売出し、販売又はその他の方法で入手可能にすることが意図されたものではなく、また、募集、売出し、販売又はその他の方法で入手可能にされてはならない。ここでいうリテール投資家とは、(i)2018年EU離脱法(その後の改正を含み、以下「EU離脱法」という。)に基づき英国国内法の一部を構成する規制(EU) No 2017/565第2条(8)に定義されたリテール顧客、(ii)2000年金融サービス市場法(その後の改正を含み、以下「金融サービス市場法」という。)及び指令(EU) 2016/97を実施するために金融サービス市場法に基づき制定された規則若しくは規制の規定に該当する顧客(但し、EU離脱法に基づき英国国内法の一部を構成する規制(EU) No 600/2014の第2(1)条(8)に定義されたプロフェッショナル顧客としての資格を有しない者をいう。)又は(iii) EU離脱法に基づき英国国内法の一部を構成する規制(EU) 2017/1129(その後の改正を含む。)の第2条に定義された適格投資家に当たらない者のいずれか(又はその複数)に該当する者をいう。このため、英国のリテール投資家に対して本社債を募集、売出し、販売又はその他の方法で入手可能にする際にEU離脱法に基づき英国国内法の一部を構成する規制(EU) No 1286/2014(その後の改正を含み、以下「英国PRIIPs規制」という。)上要求される重要情報書類は作成されておらず、英国のリテール投資家に対して本社債を募集、売出し、販売又はその他の方法により入手可能にすることは、英国PRIIPs規制違反となる可能性がある。

本社債は、欧州経済領域(EEA)のリテール投資家に対し、募集、売出し、販売又はその他の方法で入手可能にすることが意図されたものではなく、また、募集、売出し、販売又はその他の方法で入手可能にされてはならない。ここでいうリテール投資家とは、(i)指令2014/65/EU(その後の改正を含み、以下「MiFID II」という。)第4(1)条(11)に定義されたリテール顧客、(ii)指令(EU) 2016/97(その後の改正を含む。)の定義に該当する顧客(但し、MiFID II第4(1)条(10)に定義されたプロフェッショナル顧客としての資格を有しない者をいう。)又は(iii)規制(EU) 2017/1129(その後の改正を含む。)で定義された適格投資家に当たらない者のいずれか(又はその複数)に該当する者をいう。このため、欧州経済領域(EEA)のリテール投資家に対して本社債を募集、売出し、販売又はその他の方法で入手可能にする際に規制(EU) No 1286/2014(その後の改正を含み、以下「EU PRIIPs規制」という。)上要求される重要情報書類は作成されておらず、欧州経済領域(EEA)のリテール投資家に対して本社債を募集、売出し、販売又はその他の方法により入手可能にすることは、EU PRIIPs規制違反となる可能性がある。

本社債は、スイスのリテール投資家に対し、募集、売出し、販売又はその他の方法で入手可能にすることが意図されたものではなく、また、募集、売出し、販売又はその他の方法で入手可能にされてはならない。ここでいうリテール投資家とは、2018年6月15日スイス連邦金融サービス法(その後の改正を含み、以下「FinSA」という。)第4条第3項、第4項及び第5項並びに第5条第1項及び第2項に定義されたプロフェッショナル顧客及び法人顧客でない者をいう。このため、スイスのリテール投資家に対して本社債を募集、売出し、販売又はその他の方法で入手可能にする際にFinSA上要求される重要情報書類は作成されておらず、スイスのリテール投資家に対して本社債を募集、売出し、販売又はその他の方法により入手可能にすることは、FinSA違反となる可能性がある。

本社債は、FinSA適用除外証券(FinSAという目論見書に基づき発行されることが要求される範囲に含まれない有価証券を意味する。)である。

本書、募集説明書(Offering Circular)、条件決定補足書及び本社債の募集又は販売に係るその他の資料はいずれも、FinSAに基づく目論見書を構成するものではなく、これらの資料は、頒布に関するFinSAの要件を遵守しない限り、スイス国内において頒布又はその他の方法により一般に入手可能とされてはならない。

本社債は、FinSAに定義されたリテール顧客(以下「リテール顧客」という。)に対し、スイス国内において直接的又は間接的に募集、売出し又は宣伝されるものではない。本書、条件決定補足書及び本社債の募集に係る資料はいずれも、スイス国内において又はスイスから、リテール顧客に対して入手可能にされてはならない。スイスにおける本社債の直接的又は間接的な募集は、(a)FinSAに定義されたプロフェッショナル顧客若しくは法人顧客に分類される投資家、(b)500名未満のリテール顧客、及び/又は(c)額面100,000スイス・フラン以上の本社債を取得する投資家に対する私募によってのみ行われる。

スイス連邦集団投資スキーム法：本社債は、スイス連邦集団投資スキーム法に定義された集団投資スキームを構成するものではない。したがって、本社債の所持人は、CISAに基づく保護又はスイス連邦金融市場監督機構（FINMA）による監督の恩恵を受けることはできない。

社債の要項の概要

1. 利息

本社債には利息は付されない。

2. 償還及び買入れ

(1) 満期償還

下記の規定に従い期限前に償還、買入れ又は消却される場合を除き、本社債は、発行会社によって、満期日に、その額面金額でトルコ・リラにより償還される。

(2) 発行会社課税事由、通貨障害事由、法の変更及び異常な市場障害の発生後の期限前償還及び／又は調整

発行会社は、発行会社課税事由（以下に定義される。）及び／又は通貨障害事由（以下に定義される。）及び／又は法の変更（以下に定義される。）及び／又は異常な市場障害（以下に定義される。）（それぞれを以下「追加障害事由」という。）が発生した場合には、以下の規定に従う。

(i) 発行会社は、計算代理人に、かかる追加障害事由が本社債に及ぼす経済的効果であって商業上合理的な結果をもたらすものを考慮するため、また当該本社債を保有することによる社債権者に対する経済的効果を実質的に維持するために本要項及び／又は本社債に関連するその他の規定に対して適当な調整を行うことの可否を判断するよう要請することができる。計算代理人が、適当な調整が可能であると判断した場合、発行会社はかかる調整の発効日を決定し、かかる調整について本社債権者に通知し、かかる調整を実施するために必要な手続をとる。計算代理人が、商業上合理的な結果をもたらす、かつ当該本社債を保有することによる社債権者に対する経済的効果を実質的に維持することができるような調整を行うことが不可能と判断した場合には、計算代理人はその旨発行会社に通知し、いかなる調整も行われぬ。

(ii) 発行会社は、発行日（その日を含む。）から満期日（その日を含む。）までの期間中においていつでも、本社債権者に対し10営業日前までに（かかる通知期間を以下「期限前償還通知期間」という。）取消不能の通知を行った上で、期限前償還通知期間の最終日（かかる日を以下「期限前現金償還日」という。）において当該シリーズの本社債の全てを償還し、各本社債権者に対し、当該本社債権者の保有する各本社債について、当該期限前現金償還日において期限前償還額（以下に定義される。）に相当する金額を支払うことができる（この場合、発行会社は、かかる償還に先立って、（本社債の償還と併せて考えた場合に）かかる追加障害事由が本社債に及ぼす効果を考慮する上で適当と思われる調整を、本要項又は本社債に関連するその他の規定に対して行うこともできる。）。

「関連会社」とは、ある法人（以下「当該法人」という。）に関して、当該法人によって直接的若しくは間接的に支配されている法人、当該法人を直接的若しくは間接的に支配している法人又は当該法人と直接的若しくは間接的に共通の支配下にある法人をいう。「支配」とは、ある法人の議決権の過半数を保有することをいう。

「通貨障害事由」とは、任意のシリーズに関して、一つ又は複数の通貨に影響を及ぼす事象の発生又はかかる事象の公的な宣言で、決済通貨に関する義務を履行し又はその他の方法でかかるシリーズの支払・決済又はヘッジを行う発行会社の能力が著しく阻害され又は損なわれると発行会社がその裁量により判断するもの（関連決済システムが発行通貨又は決済通貨の受理を撤回する（又は撤回する意思を表明する）場合を含むが、これに限らない。）をいう。

「法の変更」とは、本社債の約定日（2024年8月14日）以降、①適用される法律、規則、規程、命令、判決、指令、指定若しくは手続（税法、及び適用ある規制当局、税務当局及び／若しくは取引所の規則、規程、命令、判決若しくは手続、並びに（発行会社及びその各関連会社に適用される場合）制裁規程等を含むがこれらに限らない。）の採択若しくは公布若しくは変更、又は②正当な管轄権を有する裁判所、法廷若しくは規制当局（米国商品先物取引委員会又は関連する取引所若しくは取引施設、税務当局若しくは関連決済システムを含むがこれらに限らない。）により適用される法律若しくは規則の公式又は非公式の解釈の公表、変更若しくは公示又はその他の関連措置により、発行会社が、(a)約定日（2024年8月14日）において関連するヘッジ当事者が想定していた方法での発行会社及び／若しくはその関連会社による本社債に関連するヘッジ・ポジション、若しくは本社債に係る証券、オプション、先物、デリバティブ若しくは外国為替に関する契約の保有、取得、取引、若しくは処分が、違法となるか、若しくは違法となることが相当程度見込まれるか、若しくは違法となったか、又は(b)発行会社若しくはそのいずれかの関連会社が(x)本社債に基づく自身の義務の履行において（租税債務の増加、税制上の優遇措置の減少、その他の当該会社の課税状況に対する不利な影響を含むがこれらに限らない。）若しくは(y)本社債に関連するヘッジ・ポジション、若しくは本社債に係る証券、オプション、先物、デリバティブ若しくは外国為替に関する契約の取得、設定、再設定、代替、維持、解約若しくは処分において、負担する費用が著しく増加することになると判断した場合をいう。

「期限前償還額」とは、本社債の期限前償還又は消却に関して、期限前償還又は消却を発生させた

事由の発生後の本社債の市場価値の額面金額あたりの比例按分額として計算代理人により決定される、決済通貨建ての金額（適用ある場合、経過利息額を含む。）をいう。かかる金額は、本社債の期限前償還又は消却を発生させた事由の発生後、合理的に可能な限り早期に、計算代理人が適当と判断する要素を参照して計算代理人により決定される。かかる要素には、①当該時点における、参照資産の市場価格又は価値及びその他の関連する経済変数（金利、また適用ある場合には外国為替レート等）、②本社債が予定満期日若しくは失効日及び／又は予定早期償還日若しくは行使日まで償還されなかったと仮定した場合の本社債の残存期間、③本社債が予定満期日若しくは失効日及び／又は予定早期償還日若しくは行使日まで償還されなければ支払われるべきであったと思われる、当該時点における最低の償還額又は消却額、④内部の価格決定モデル、並びに⑤その他の市場参加者が本社債と同様の証券の買値として提示する価格が含まれるが、これらに限らない。計算代理人は、上記の市場価値を決定する際、ヘッジ・ポジション及び／又は関連する資金調達関連の取決めの解約に関連して発行会社又はその関連会社が負担し又は負担することとなる、一切の費用、料金、手数料、発生額、損失、源泉徴収額及び経費に関する控除を反映するために当該金額を調整することができる。

「異常な市場障害」とは、約定日（2024年8月14日）以降における、本社債に基づく発行会社の義務の全部又は一部の履行を妨げたと発行会社が決定する、異常な事象又は状況（（国内外の）法律の制定、（国内外の）公共機関の介入、自然災害、戦争、ストライキ、封鎖、ボイコット又はロックアウトその他同様の事象又は状況を含むがこれらに限らない。）をいう。

「ヘッジ・ポジション」とは、発行会社又はその関連会社が個別に又はポートフォリオ・ベースで本社債に関する発行会社の義務をヘッジするために購入、売却、加入又は継続する一つ又はそれ以上の①証券、オプション、先物、デリバティブ若しくは外国為替に関するポジション若しくは契約、②株式貸借契約、又は③その他の商品若しくは合意をいう。

「発行会社課税事由」とは、英国（又は英国の、若しくは英国内に所在する、課税権限を有する当局若しくは行政下部機関）における法律若しくは規則の変更若しくは改正、又はかかる法律若しくは規則の適用若しくは公的解釈に関する変更、又は課税当局による決定、確認若しくは勧告であって、約定日（2024年8月14日）以降に効力が生じるものにより、発行会社が本要項第5項に基づき追加額の支払を義務付けられるか、又はかかる支払を義務付けられることが相当程度見込まれることをいう。

「制裁規程等」とは、政府、行政、立法又は司法関係の当局又は権限を有する機関の適用する法律、規程、規則、判決、命令、制裁、指令又は指定であって、いずれの場合も経済制裁又は金融制裁及び通商禁止措置に関連するものをいい、米国、英国、国際連合若しくは欧州連合（若しくはその加盟国）により（又は、それらの機関若しくはその他の当局により）、随時制定、施行及び／又は執行されるものを含むが、これらに限定されない。当該金融制裁及び通商禁止措置は、指定者又は資格停止者に適用される制限を含むが、これに限定されない。

(3) 買入れ及び消却

発行会社又はそのいずれかの子会社は随時、公開市場その他において、いかなる価格においても本社債（但し、当該社債に関する満期が到来していない一切の利札が当該社債券に添付されており、又は当該社債券とともに提出されることを条件とする。）を買入れることができる。

上記のとおり発行会社若しくはそのいずれかの子会社により又は発行会社若しくはそのいずれかの子会社に代わって買入れが行われた本社債は全て、これを満期が到来していない一切の利札とともに発行・支払代理人に提出することにより消却のために提出することができ（但し、これは義務ではない。）、そのように提出された場合、発行会社により償還された全ての本社債とともに、直ちに（当該社債券に添付された、又は当該社債券とともに提出された、満期が到来していない一切の利札とともに）消却される。上記のとおり消却のために提出されたあらゆる社債は、再発行又は再販売することはできず、かかる社債に関する発行会社の義務は免除される。

(4) 違法性及び実行不能性

発行会社が、誠実に、かつ合理的な方法で、(i)財政的、政治的若しくは経済的状況の変化、若しくは為替レートの変動の結果、又は(ii)発行会社若しくはその関連する関連会社が、政府、行政若しくは司法関係の当局若しくは権限を有する機関の適用する現行若しくは将来の法律、規程、規則、判決、命令若しくは指令若しくはそれらの解釈（制裁規程等を含むが、これに限定されない。）を誠実に遵守した結果として、(a)本社債に基づく発行会社の義務の全部若しくは一部の履行が、違法若しくは実行不能となったか若しくは違法若しくは実行不能となることが相当程度見込まれ、(b)発行会社及び／若しくはその関連会社による、本社債に関連するヘッジ・ポジション（全部若しくは一部）、若しくは本社債に係る証券、オプション、先物、デリバティブ若しくは外国為替に関する契約若しくはその他の資産若しくはポジションの保有、取得、取引、若しくは処分が、違法若しくは実行不能となったか若しくは違法若しくは実行不能となることが相当程度見込まれ、且つ／又は(c)発行会社の関連する関連会社が本社債の発行会社であったか若しくは本社債に係るヘッジ・ポジションの当事者であったならば当該関連会社に(a)若しくは(b)が適用されたであろうと判断した場合には、発行会社はその裁量により、社債権者に通知した上で、本社債を償還又は消却することができる。

発行会社が本項(4)に従って本社債を償還又は消却することを決定した場合、各本社債は期限前償還額にて支払期日が到来する。支払は本要項に従い、社債権者に通知される方法で行われる。

3. 支払

本社債に関する元金の支払は、以下の規定に従い、米国外に所在する支払代理人の指定事務取扱店舗において(元本の支払の場合及び償還後の利息の場合には)関連する社債券又は(償還後の利息以外の利息の場合には)関連する利札(適宜)を呈示及び提出すること(又は、支払われるべき金額若しくは受領可能資産の一部の支払若しくは交付の場合には、それらに裏書すること)と引き換えに、また決済条件に従うことを条件として行われ、(a)支払の場合は、(該当する場合には、非米国実質所有の証明を行うことを条件として)口座開設銀行宛てに振り出される、関連通貨で支払われる小切手により、又は(所持人の選択により)口座開設銀行における当該通貨建ての口座(日本の非居住者に対する日本円での支払の場合、非居住者口座とする。)への振込みにより、また(b)交付の場合には、社債権者に通知される方法により行われる。

無記名式の本社債の所持人は、本項に従ってなされる振込みが支払期日後に当該所持人の口座に到達したことによりかかる社債につき支払われるべき金額の受領が遅れたことについて、利息その他の支払を受ける権利を有さない。

本社債券には、発行・支払代理人により又は発行・支払代理人に代わって、当該社債券についてなされた各支払及び交付が記録され、かかる記録はその支払又は交付がなされたことの明白な証拠となる。

無記名式確定社債券への交換が不当に留保又は拒否された場合を除いて、いかなる無記名式包括社債券に関しても、交換日後に期限が到来する支払又は交付は、なされないものとする。

本社債又は利札に関して特定の金額又は受領可能資産が支払われるべき若しくは交付されるべきものと明示されている、又はその他の方法で支払われるべき若しくは交付されるべきものと決定されているその日が、(i)営業日、且つ(ii)(確定社債券の場合に限り)社債券又は利札の呈示場所において、関連する諸代理人が通常の業務を営んでいる土日以外の日でない場合には、その支払又は交付は(i)営業日、且つ(ii)(確定社債の場合に限り)社債券又は利札の呈示場所において、関連する諸代理人が通常の業務を営んでいる土日以外の日当該直後の日まで行われず、かかる社債券又は利札の所持人は、かかる支払遅延について追加の支払を受ける権利を有さない。

本要項において、「交換日」とは、交換を要求する通知がなされた日から60暦日以上経過した日で、発行・支払代理人の指定事務取扱店舗が所在する都市及び(該当する場合には)関連決済システムが所在する都市において銀行が営業している日をいう。

なお、当初の発行・支払代理人の名称及びその指定事務取扱店舗は以下に記載するとおりである。

発行・支払代理人

ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・ Mellon

(The Bank of New York Mellon)

英国 ロンドン市 E14 5AL ワン・カナダ・スクエア

(One Canada Square, London E14 5AL, United Kingdom)

4. 本社債の地位

本社債及びそれに関する利札は発行会社の無担保かつ非劣後の債務を構成し、本社債間において同順位である。本社債及びそれに関する利札に基づく発行会社の支払義務は、発行会社のその他の現在及び将来の無担保・非劣後の債務(強制的かつ一般的に適用される法律の規定により優先権が認められる債務を除く。)と同順位である。本社債は、発行会社の預金を証明するものではなく、いかなる政府又は政府機関によっても保証されていない。

5. 課税

発行会社が租税に関する源泉徴収又は控除を行うことが法律により要求される場合その他本要項に開示されている場合を除き、社債権者は、利息の支払、利息額、若しくは本社債の所有、譲渡、売却、償還、権利執行若しくは消却、又は決済金額及び/若しくは本社債に関するその他の支払(適宜)に起因し、或いはそれらに関連して支払われるべき一切の租税を支払わなければならない。発行会社は、社債権者が負担するかかる租税について責任を負わず、その他の方法でかかる租税に関する金額を支払う義務を負わない。

本社債に関する支払は全て、英国(又は英国の、若しくは英国内に所在する、課税権限を有する当局若しくは行政下部機関(それぞれを以下「税務当局」という。))により賦課、徴収、回収、源泉徴収又は査定されるあらゆる性質の現在又は将来の租税に関する源泉徴収又は控除のない状態で、かかる源泉徴収又は控除を行うことなく、支払われる。但し、かかる源泉徴収又は控除が法律上要求される場合はこの限りではない。

英国(若しくは税務当局)により又は英国内で賦課、徴収、回収、源泉徴収又は査定されるあらゆる性質の現在又は将来の租税に関する源泉徴収又は控除が法律上要求される場合でも、本社債に関する支払から源泉徴収又は控除することが要求される租税、賦課課税又は公課を填補するために発行会社が社債権者に対して追加額を支払うことはない。

本要項において(I)「元本」は本社債に関して支払われるべきあらゆるプレミアム、決済金額及び本要項第2項に従って支払われるべき元本の性質を有するその他一切の金額を含むものとみなされ、(II)「利息」は一切の利息額及び本要項第2項(又はこれに対する変更若しくは補足)に従って支払われるべきその他一切の金額を含むものとみなされ、(III)「元本」及び/又は「利息」は本項に基づいて支払われるべきあらゆる追加額を含むものとみなされる。

6. 債務不履行事由

以下のいずれかの事由(それぞれを以下「債務不履行事由」という。)が発生し継続している場合、発行・支払代理人又は発行会社(適宜)が本社債権者からの下記の通知を受領する前に、当該債務不履行事由が発行会社によって是正されるか又は本社債権者によって宥恕されない限り、本社債権者は、かかる社債が期限前償還額にて償還されるべき旨を発行会社及び発行・支払代理人に対して通知することができ、かかる社債は全ての場合において直ちに償還期限が到来する。

- (a) 発行会社が期限前償還額、満期償還額又は本社債に関するその他の支払額(利息を除く。)を支払期日までに支払わず、かかる不履行が30暦日にわたり継続した場合。
- (b) 発行会社が本社債のその他の条項に違反した場合で、かかる違反が本社債権者の利益を実質的に損なう方法によるものであり、且つ当該違反が、発行済みの本社債の額面金額又は数(適宜)の少なくとも4分の1を保有し、違反の治癒を要請する本社債権者から発行会社が違反の通知を受領してから30暦日以内に治癒されない場合。
- (c) 発行会社を清算する旨の命令がなされた場合又はその旨の有効な決議が可決された場合(再建、合併又は吸収合併の計画に関連する場合を除く。)

債務不履行事由の発生後のいずれかの時点で期限前償還額を計算する際、計算代理人は、かかる債務不履行事由が本社債の時価に及ぼす影響を無視するものとする。

7. 時効

発行会社に対する、本社債及び/又は利札(本項においては利札引換券は含まれない。)にかかる支払に関する請求は、それらについての適切な支払日から10年(元本の場合)又は5年(利息の場合)以内に行われなければならない限り、時効消滅し、無効となる。

8. 社債券の交換

社債券又は利札が紛失、盗失、毀損、汚損又は破損した場合、かかる社債券又は利札は、適用される一切の法令及び関連証券取引所又はその他の関連当局の規制要件に従って、発行・支払代理人、又は発行会社が随時かかる目的のために指定し、その指定につき社債権者に通知するその他の支払代理人若しくは名義書換代理人の指定事務取扱店舗において、交換に関して発生する料金、経費及び租税を請求者が支払った上で、また発行会社が要求する証拠、担保及び補償その他の条件に従って、交換することができる。本社債券又は利札が毀損又は汚損した場合には、代わりに社債券又は利札が発行される前に当該社債券又は利札を提出しなければならない。

9. 追加の発行

発行会社は随時その自由裁量で、社債権者又は利札所持人の同意を得ることなく、本社債と同様の条件が適用されるあらゆるシリーズの追加の社債を設定及び発行することができ、かかる社債は当該シリーズの社債に統合され、それらとともに一つのシリーズを構成する。

10. 通知

(1) 社債権者に対する通知

社債権者に対するあらゆる通知は、以下のいずれかに従ってなされた場合に、適式になされ効力を有するものとみなされる。

- (a) 英国で一般に刊行されている日刊新聞(「フィナンシャル・タイムズ」となる予定)において公告された場合。この場合、最初に公告された日において通知がなされたものとみなされる。
- (b) (本社債が関連証券取引所に上場されており、又は関連当局により取引を認められている場合は)当該証券取引所又はその他の関連当局の規則及び規制に従って通知がなされた場合。この場合、かかる規則及び規制に従って最初に送信又は公告がなされた日に通知がなされたものとみなされる。
- (c) 上記で要求されている公告又は郵送に代えて、社債権者に対する通知を関連決済システムに対して送付することができるが、適用ある場合には、上記(b)に従って要求される公告その他の要件も遵守することを条件とする。この場合、(その後の公告又は郵送にかかわらず、)該当する関連決済システムに転送されるよう発行・支払代理人に対して最初に送信された日において通知がなされたものとみなされる。

上記(a)又は(b)に従って要求される公告を行うことができない場合、通知は、欧州で刊行されているその他の主要な英文の日刊新聞において公告された場合に、その最初の公告日において有効に行われたものとみなされる。

利札の所持人は、あらゆる目的上、本項に従って社債権者に送付された通知の内容について通知を受けたものとみなされる。

(2) 発行会社及び代理人に対する通知

あらゆるシリーズについて、発行会社及び/又は代理人に対する一切の通知は、マスター代理人契約に

規定された住所に宛てて、又は本項に従って社債権者に送付される通知により発行会社及び／又は代理人
が指定するその他の者又は場所に宛てて送付されるものとする。

(3) 通知の有効性

いずれかの通知が有効であり又は適式に完成され、適切な様式でなされているか否かについての判断は、
発行会社及び関連決済システムにより、発行・支払代理人と相談の上でなされ、かかる判断は発行会社、
諸代理人及び社債権者に対して決定的かつ拘束力を有するものである。

無効、不完全及び／又は適切な様式でないと判断された通知は、発行会社及び関連決済システム（該当
する場合）がそれぞれ別途合意しない限り、無効となる。本規定は、新たな又は訂正された通知を交付す
るために通知を交付する者の権利を損なうものではない。

発行会社、支払代理人、登録機関又は名義書換代理人は、かかる通知が無効、不完全及び／又は適切な
様式でないと判断された場合には、当該通知を提出した社債権者に迅速にその旨を通知するべく、一切の
合理的な努力を尽くす。自身の側に過失又は故意の不正行為がない場合には、発行会社、関連決済シス
テム又は代理人（適宜）のいずれも、通知が無効、不完全若しくは適切な様式でない旨の社債権者に対する
通知又は判断に関連して自身が行った行為又は不作為につきいかなる者に対しても責任を負わない。

(4) 発行会社又は計算代理人の行為の有効性が適式な通知の有無に影響されないこと

本要項の他の規定にかかわらず、本要項に従うことを条件として、発行会社又は計算代理人が本要項に
より必要とされる通知を行わないことは、発行会社又は計算代理人が本要項に基づき行う行為（本要項の
調整又は本社債の期限前償還若しくは消却を含む。）の有効性又は拘束力に影響を与えない。

11. 変更及び集会

(1) 本要項の変更

発行会社は、社債権者の同意を得ることなく、本要項に対して、発行会社の単独の意見において社債権
者の利益を実質的に損なわない変更、或いは形式的、軽微若しくは技術的な性質の変更、又は明白な誤り
を訂正するため若しくは発行会社が設立された法域における強制的な法律の規定を遵守するため若しく
は本要項中に含まれる瑕疵ある規定を是正、訂正若しくは補足するための変更を行うことができる。

かかる変更の一切は社債権者に対して拘束力を有し、かかる変更の一切は、その後可及的速やかに社債
権者に通知される。かかる通知を送付しなかった或いはかかる通知を受領しなかったとしても、それらは
かかる変更の有効性に影響しない。

(2) 社債権者集会

マスター代理人契約には、特別決議（マスター代理人契約に定義される。）による本要項又はマスター
代理人契約の変更の承認を含め、社債権者の利益に影響する事項を審議するための社債権者の集会の招集
に関する規定が含まれている。社債権者には、少なくとも21暦日（通知が送付された日及び集会が開催さ
れることとなる日を除く。）前に、集会の日時及び場所を明記した通知が送付される。

かかる集会は、発行会社又は当該時点において発行済みの本社債の額面金額の10%以上を保有する社債
権者により、招集することができる。社債権者集会の定足数（特別決議を可決するための集会の場合を除
く。）は、本社債の過半数（保有又は代表される本社債の額面金額又は数量を基準として）を保有又は代
表する2名以上の者とする。但し、かかる集会の議事に（とりわけ）下記(i)乃至(vii)の議案の審議が含
まれる場合には、定足数は当該時点において発行済みの本社債の額面金額の75%以上又は（延会の場合は）
25%以上を保有又は代表する2名以上の者とする。(i)本社債の満期日若しくは償還日、本社債の行使日
若しくは失効日、或いは本社債に関する利息若しくは利息額の支払日を変更すること、(ii)本社債の額面
金額若しくは本社債の償還若しくは行使につき支払われるべきプレミアムを減額若しくは消却すること、
(iii)本社債に関する利率を引き下げ、若しくは本社債に関する利率若しくは利息の金額を算定する方法若
しくは基準、若しくは本社債に関する利息額を算定する基準を変更すること、(iv)条件決定補足書に、利
率の上限及び／若しくは下限、若しくは取引可能金額若しくは受領可能資産の上限及び／若しくは下限が
定められている場合には、かかる上限及び／若しくは下限を引き下げること、(v)決済金額若しくは受領
可能資産を算定する方法若しくは基準を変更すること（要項に定められている変更を除く。）(vi)本社債
の支払通貨若しくは表示通貨を変更すること、又は(vii)社債権者集会に必要な定足数若しくは特別決議の
可決に必要な過半数に関する規定を変更すること。マスター代理人契約には、発行済みの本社債の額面金
額の90%以上を保有する所持人により、又はかかる所持人に代わって署名された書面による決議は、あら
ゆる目的上、適式に招集及び開催された社債権者集会において可決された特別決議と同様に効力を有する
ものとみなされる旨規定されている。かかる書面による決議は一つの文書として作成することも、同じ形
式の複数の文書として作成することもでき、各文書は1名又は複数名の社債権者により又はかかる社債権
者に代わって署名されるものとする。

マスター代理人契約の条件に従い適式に招集及び開催された集会において、かかる集会で投じられた票
の75%以上の過半数により可決された決議を特別決議とする。かかる集会において適式に可決された特別
決議は、自身が集会に出席していたか否かにかかわらず、全ての社債権者に対して拘束力を有する。

12. 諸代理人

(1) 諸代理人の任命

発行・支払代理人、支払代理人、CMUロジック・支払代理人、CMU登録機関、登録機関、名義書換代理
人及び計算代理人は、発行会社の代理人としてのみ行為するものであり、社債権者（又は所持人）に対し

ていかなる義務も負わず、また社債権者（又は所持人）のために或いは社債権者（又は所持人）との間で、代理人又は信託の関係を有さない。発行・支払代理人、支払代理人、CMUロジック・支払代理人、CMU登録機関、登録機関、名義書換代理人、計算代理人又は発行会社のいずれも、発行・支払代理人、支払代理人、CMUロジック・支払代理人、CMU登録機関、登録機関、名義書換代理人、計算代理人又は発行会社としての自身の義務及び職務につき、社債権者（又は所持人）の受託者又は顧問として行為するものではない。発行会社は随時、既に任命した発行・支払代理人、その他の支払代理人、CMUロジック・支払代理人、CMU登録機関、登録機関、名義書換代理人又は計算代理人を変更又は解任し、追加の又は別の支払代理人又は名義書換代理人を任命する権利を有する。但し、発行会社が常に、(a)発行・支払代理人1名、(b)（記名式社債券に関しては）登録機関1名、(c)（記名式社債券に関しては）名義書換代理人1名、(d)（本要項により要求される場合には）1名又は複数の計算代理人、(e)欧州の主要都市2つ以上に指定事務取扱店舗を有する支払代理人、及び(f)本社債が上場されるその他の証券取引所により要求されるその他の代理人を擁していることを条件とする。代理人の解任及び代理人の指定事務取扱店舗の変更に関する通知は、社債権者に送付される。

(2) マスター代理人契約の変更

発行会社は、それが社債権者の利益を実質的に損なうものでないと発行会社が判断した場合、又はかかる変更が形式的、軽微若しくは技術的な性質のものであるか、明白な誤りを訂正するため、適用法の強制的な規定を遵守するため、或いはマスター代理人契約に含まれる瑕疵ある規定を是正、訂正若しくは補足するために変更が行われる場合に限り、マスター代理人契約の変更を認め、又は同契約に対する違反若しくは違反の予定、若しくは同契約の不遵守を宥恕若しくは承認することができる。

かかる変更は社債権者に対して拘束力を有し、変更後可及的速やかに社債権者に通知される。但し、かかる通知が送付されなかった又は社債権者により受領されなかった場合でも、かかる変更の有効性又は拘束力に影響を及ぼすものではない。

(3) 発行会社及び諸代理人の責任

発行会社又は諸代理人のいずれも、（国内外の）法律の制定、（国内外の）公共機関の介入、戦争、ストライキ、封鎖、ボイコット又はロックアウトその他同様の事象又は状況に起因する損失又は損害につき、責任を負わない。ストライキ、封鎖、ボイコット及びロックアウトに関する責任の制限は、当事者のいずれかがかかる措置を講じた場合又はそれらの対象となった場合にも適用されるものとする。発行会社又は諸代理人のいずれかが、かかる事由の発生により支払又は交付の実施を妨げられる場合、当該事象又は状況が解消されるまでの間、かかる支払又は交付を延期できるものとし、この場合、かかる延期につき追加額の支払又は交付を行う義務は生じない。

(4) 計算代理人による決定

別段の定めのない限り、本要項における決定、検討、判断、選択及び計算は全て、計算代理人がこれを行う。かかる決定、検討、判断、選択及び計算のそれぞれに、本「(4) 計算代理人による決定」が適用される。かかる決定、検討、判断、選択及び計算に際し、計算代理人は、発行会社によるヘッジ契約の影響を考慮に入れる。全ての場合において、計算代理人は誠実に、また商業上合理的な方法でその裁量を行使し、かかる決定及び計算を行うものとし、（明白な又は証明された誤謬がある場合を除いて）かかる決定及び計算は、最終的なものであり、発行会社、諸代理人及び社債権者に対して法的拘束力を有する。

(5) 発行会社による決定

発行会社は、本要項に従ってその裁量を行使し、一定の決定、検討、判断、選択及び計算を行うことを要求される場合がある。全ての場合において、発行会社は誠実に、また商業上合理的な方法でその裁量を行使し、かかる決定及び計算を行うものとし、（明白な又は証明された誤謬がある場合を除いて）かかる決定及び計算は、最終的なものであり、諸代理人及び社債権者に対して法的拘束力を有する。

13. 1999年（第三者の権利に関する）契約法

いかなる者も、1999年（第三者の権利に関する）契約法に基づいて本社債の条件を実施する権利を有さない。

14. 準拠法及び管轄

- (a) 本要項に従うことを条件として、本社債、利札、領収書、約款及びマスター代理人契約、並びにそれらに起因又は関連して生じる一切の契約外の義務は、イングランド法に準拠し、同法に従って解釈される。
- (b) 本要項に従うことを条件として、本社債、利札、領収書、約款及び／又はマスター代理人契約に起因又は関連して生じる一切の紛争については、イングランドの裁判所がその専属的管轄権を有し、したがってそれらに起因又は関連して生じるあらゆる訴訟又は法的手続はかかる裁判所に提起される。

15. 様式、額面、所有権及び譲渡

(1) 様式、額面

本社債は、各本社債の額面100,000トルコ・リラの無記名式で発行され、記名式社債券に交換することはできない。

本社債は当初、包括様式により発行され、特定の事由が生じた場合に限り確定様式の本社債券に交換することができ、包括様式の社債券は当該包括社債券の要項に従って確定社債券に交換される。かかる事由が生じた場合、発行会社は迅速に社債権者に通知する。

(2) 所有権

社債券及び利札の所有権はマスター代理人契約の規定に従って交付により移転する。

発行会社及び関連する諸代理人は、（法律により別途要求されるか、又は正当な管轄権を有する裁判所により別途命令を受けた場合を除き）あらゆる無記名式社債券又は利札の所持人（以下に定義される。）を、あらゆる目的上（かかる社債券の支払期日超過の有無を問わず、また所有権、信託若しくはかかる社債券に対する持分に関する通知、かかる社債券面上（又はそれを表章する包括社債券面上）の書き込み、又はかかる社債券の盗失若しくは紛失にかかわらず）その完全な所有者とみなし、そのように扱い、いかなる者も所持人をそのように扱うことにつき責任を負わない。

本要項において、「社債権者」とは、無記名式社債券の持参人又は記名式社債券がその名義において登録されている者をいい、「所持人」とは、無記名式社債券又は利札に関しては当該無記名式社債券又は利札の持参人をいい、記名式社債券に関しては記名式社債券がその名義において登録されている者をいう。

(3) 無記名式社債券の譲渡

上記の規定に従うことを条件として、無記名式社債券及び利札の所有権は、交付により移転する。

課税上の取扱い

課税一般について

以下に記載された情報は、現在本社債について適用される税法及び慣行の完全な要約ではない。本社債に関する取引（購入、譲渡及び／又は償還を含む。）、本社債に対する金利又はプレミアムの発生又は受領及び本社債の所持人の死亡は、投資家に税務上の影響を与える可能性がある。税務上の影響は、とりわけ見込み投資家の税務上の居住地及び／又は地位によって異なりうる。それゆえ投資家は、本社債に関する取引により生ずる税務上の取扱い、又は各自が税務上居住者とされる、若しくは納税の義務を負っている法域における税法上の影響について、各自の税務顧問に助言を求めるべきである。とりわけ、関係課税当局が本社債に基づく支払をどのように特徴付けるかについては、いかなる表明もなされない。

本社債の買主及び／又は売主は、本社債の発行価格又は購入価格（異なる場合）に加えて、印紙税及びその他の税の支払を要求される可能性がある。

以下に定義される用語は、関連する項目のみを目的として定義される。

1. 英国の租税

以下は、英国の現行の税法及び英国歳入税関庁の公表済みの実務に基づく一般的な記載であり、英国の課税に関する特定の側面のみに関連して、発行会社が英国の現行の法律及び実務につき理解している事項を要約したものである。下記は、全ての事項を網羅したものではない。また、本社債の実質的所有者のみに関するものであり、特別規則の適用対象となる、特定のクラスの納税者（本社債の取引を業とする者、特定のプロ投資家及び発行会社と関係を有する者）に対しては適用されない。

投資家で、英国以外の法域で課税される可能性のある者又は課税状況について確信が持てない者は、各自で専門家の助言を受けるべきである。

(1) 源泉徴収税

(a) 発行会社のみによる利息の支払

発行会社は、発行会社が2007年所得税法（以下「本件法」という。）の第991条に定義される銀行である限り、かつ、本社債に対する利息が本件法第878条に定義される通常の業務過程において支払われる限り、英国の租税に関して源泉徴収又は控除を行うことなく利息を支払うことができる。

(b) 特定の本社債権者への利息の支払

本社債の利息は、その支払が行われる時点において発行会社が以下のいずれかに該当すると合理的に確信できる場合にも、英国の租税に関して源泉徴収又は控除を行うことなくこれを支払うことができる。

(i) 本社債につき支払われる利息を実質的に受ける権利を有する者が、かかる利息の支払に関して英国法人税の課税対象となっていること。

(ii) 支払が本件法第936条に記載の課税が免除される団体又は者の区分の一つに対してなされること。

但し、英国歳入税関庁が、（かかる利息の支払が、支払が行われる時点において「除外される支払」に該当しないと同庁が確信する合理的な根拠を有する場合において）税金を控除した上で利息を支払うよう指示した場合はこの限りではない。

(c) 適格私募

さらに、非上場の本社債の一定の所持人は、当該非上場本社債につき支払われる利息に関して英国の租税が一切源泉徴収されないことを確保するための、英国の適格私募に関する制度による恩恵を受けることができる可能性がある（但し、関連する全ての条件を満たしていることを前提とする。）。

(d) その他の源泉徴収

その他の場合には、他の非課税規定（上記の非課税規定とは異なるもの）若しくは免除規定を利用できる場合、又はかかる免除について適用される二重課税防止条約により英国歳入税関庁から別途の指示を受けた場合を除いて、基準税率により、本社債の利息の支払から英国の所得税に関して一定の額の源泉徴収を行うことを要する場合がある。

さらに、他の非課税若しくは免除規定を利用できる場合、又はかかる免除について適用される二重課税防止条約により英国歳入税関庁から別途の指示を受けた場合を除いて、英国の課税上、かかる支払が利息に該当しないものの、年次の支払又は（現物決済が可能な社債券の場合は）「マニユファクチャード・ペイメント」のいずれかに該当する場合には、基準税率により、本社債の支払から英国の所得税に関して一定の額の源泉徴収を行うことを要する場合がある。

(e) 解釈

上記において言及される「利息」とは、英国の税法上の「利息」をいい、特に、プレミアム付きで償還される本社債の償還額のプレミアム要素は、上述した源泉徴収税に関する規定の対象となる利息の支払を構成する場合がある。特定の場合においては、本社債が割引で発行される際の割引額についても同様である。なお、上記の内容は、他の法律上有効であるか、又は本社債若しくはその関連文書の条件により設けられることのある、「利息」又は「元本」の別段の定義を考慮していない。

(2) 英国の印紙税及び印紙税保留税

(a) 発行

一般に、本社債の発行に対して英国の印紙税又は印紙税保留税（以下「SDRT」という。）は課されない。但し、下記(i)、(ii)及び(iii)の全ての条件が満たされる場合には、本社債の発行に対して1.5%の税率によるSDRTが課される場合がある。

(i) 本社債が「免除される借入資本」（下記参照）に該当しないこと。

(ii) 本社債が、資本税指令（理事会指令2008/7/EC）第5条(2)の範囲に含まれていないこと（EU離脱法により、英国国内法の一部を構成する場合に限る。）。

(iii) 本社債が、預託証券の発行者又はクリアランス・サービス（又はそれらのノミニー）に対して発行されるものであること。

本社債は、それが「借入資本」（1986年財政法第78条に定義）に該当し、かつ、下記の4つの権利のうちいずれも付されていない（また、下記(ii)乃至(iv)の場合には、いずれも付されたことがない）場合に、「免除される借入資本」に該当することとなる。

(i) 有価証券の所持人のための、有価証券を株式若しくはその他の有価証券に転換することを選択する権利、又は株式若しくはその他の有価証券（同じ内容の借入資本を含む。）を取得する権利。

(ii) その金額が、資本の名目金額に対する合理的な商業リターンを上回る利息に対する権利。

(iii) その金額が、程度を問わず、事業若しくはその一部の業績、又はいずれかの資産の価値を参照して決定されるものであり又はそのように決定されることとなった、利息に対する権利。

(iv) 払戻しに関して、資本の名目金額を上回り、かつロンドン証券取引所のオフィシャル・リストに掲載されている借入資本の発行条件に基づいて一般的に（同等の資本の名目金額に対して）払い戻される金額に合理的に相当しない金額に対する権利。

(b) 本社債の譲渡

クリアランス・サービスを介して保有される本社債に対する権利の譲渡は、第97条Aに基づく選択を行っていない限り、英国の印紙税又はSDRTを発生させるものではない。

本社債が、免除される借入資本に該当せず、かつクリアランス・サービスを介して保有されていない場合には、かかる本社債を譲渡する合意がなされた場合、課税対象となる対価に対して0.5%の税率でSDRTが課される可能性がある。また、免除される借入資本に該当しない本社債を譲渡するためのあらゆる書類について、0.5%の印紙税が課される可能性がある。

但し、印紙税に関する債務が、SDRTに関する債務が発生してから6年以内に支払われた場合には、SDRTに関する債務は取り消され、又は（場合によっては）払い戻される。

(c) 本社債の償還又は決済

特定の場合においては、本社債の現物決済に対して0.5%の印紙税又はSDRTが課される可能性がある。かかる印紙税又はSDRTが課される場合において、預託証券システム若しくはクリアランス・サービスに対して本社債を譲渡するための書類、又はかかる譲渡に関する契約に関しては、印紙税は1.5%とより高い税率で課される可能性がある。

(d) クリアランス・サービス

上記において、ユーロクリア・バンク及びクリアストリーム・ルクセンブルクが運営する決済システムは「クリアランス・サービス」に該当するが、ユーロクリア・ユーケー・アンド・アイルランドが運営するCRESTシステムは「クリアランス・サービス」に該当しない。

2. 日本国の租税

以下は本社債に関する日本国の租税上の取扱いの概略を述べたにすぎず、本社債に投資しようとする投資家は、各投資家の状況に応じて、本社債に投資することによるリスクや本社債に投資することが適当か否かについて各自の会計・税務顧問に相談する必要がある。

日本国の租税に関する現行法令（以下「日本の税法」という。）上、本社債は公社債として取り扱われるべきものと考えられるが、その取扱いが確定しているわけではない。仮に日本の税法上、本社債が公社債として取り扱われなかった場合には、本社債に対して投資した者に対する課税上の取扱いは、以下に述べるものと著しく異なる可能性がある。

- (i) 本社債は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができる。
- (ii) 本社債の譲渡又は償還による損益のうち、日本国の居住者に帰属する譲渡益又は償還差益は、20.315%（所得税、復興特別所得税及び地方税の合計）の税率による申告分離課税の対象となる。但し、特定口座のうち当該口座内で生じる所得に対する源泉徴収を日本国の居住者が選択したもの（源泉徴収選択口座）における本社債の譲渡又は償還による所得は、確定申告を不要とすることができ、その場合の源泉徴収税率は、申告分離課税における税率と同じである。また、内国法人に帰属する譲渡損益又は償還差損益は当該法人のその事業年度の日本国の租税の課税対象となる所得の金額を構成する。
- (iii) 日本国の居住者は、本社債の譲渡損益及び償還差損益について、一定の条件で、他の社債や上場株式等の譲渡所得、利子所得及び配当所得と損益通算及び繰越控除を行うことができる。
- (iv) 外国法人の発行する社債から生ずる償還差益は、日本国に源泉のある所得として取り扱われない。したがって、本社債に係る償還差益で、日本国に恒久的施設を持たない日本国の非居住者及び外国法人に帰属するものは、通常日本国の所得に関する租税は課されない。同様に、本社債の譲渡により生ずる所得で日本国に恒久的施設を持たない日本国の非居住者及び外国法人に帰属するものは、日本国の所得に関する租税は課されない。

本社債に関するリスク要因

本社債への投資には一定のリスクが伴う。各投資家は、本社債へ投資することが適切か否かを判断するにあたり、以下に記載されるリスク要因及びその他のリスク要因を検討すべきである。但し、以下の記載は本社債に関連する全てのリスクを完全に網羅することを意図したものではない。

本社債につき支払われる金額

本社債の元金はトルコ・リラにより支払われる。かかる支払額の日本円相当額は、支払日に有効な日本円／トルコ・リラ間の為替レートにより異なる。そのため、元金の支払額の日本円建での相当価値は変動する場合があり、日本円により投資を行った者は、本社債に対する日本円による投資額を全額回収することができない場合がある。トルコ・リラは米ドル、ユーロ等の主要通貨と比べ、外国為替レートの変動幅が大きく、円で換算した場合の支払額も、米ドル、ユーロ等の主要通貨の場合と比べ、より大きく変動する可能性が高いといえる。したがって、日本円・トルコ・リラ間の為替レートなど外国為替レートの変動に関連したリスクを理解し、かつかかるリスクに耐えることができ、さらにかかる変動が本社債の価値にどのような影響を及ぼしうるかを理解する投資家に限り、本社債の購入を検討すべきである。

日本円／トルコ・リラ間の為替レート

上述のとおり、日本円／トルコ・リラ間の為替レートの変動は、トルコ・リラによる元金支払額の日本円相当額に影響を及ぼし、したがって、償還期限前の本社債の価値にも影響を及ぼす。通常の場合のもとでは、本社債の日本円建での相当価値は、トルコ・リラが日本円に対し強くなる場合には上昇し、逆の場合には下落することが予想される。

発行会社の格付、財務状況及び業績

発行会社の信用格付、財務状況若しくは業績が実際に変化した場合又はその変化が予想される場合、本社債の市場価値に影響を及ぼすことがある。

信用リスク

本社債の償還の確実性は、発行会社の信用力に依拠する。発行会社の信用状況が損なわれた場合、本社債を購入した投資家に投資元本割れ等の損失が生じる可能性がある。

カントリーリスク

トルコ共和国における、政治・経済・社会情勢の変動や天変地異等により、途中売却やトルコ・リラの日本円への交換が制限される、あるいはできなくなる可能性がある。

流動性及び市場性

本社債についてその流通性や市場性は必ずしも保証されるものではなく、償還前の売却が困難になった場合、そのことが売却価格に悪影響を及ぼすおそれがある。

時価評価

償還前の本社債の価格は、金利の変動、発行会社の経営・財務状況の変化及びそれに伴う外部信用評価の変化（例えば格付機関による格付の変更）等により上下するため、時価評価の対象とされている場合、本社債の時価が投資元本を下回る場合には償還前においても損失を被り、また、実際に償還前に売

却する場合、売却金額が投資元本を割り込むことがある。

発行会社の格付け

一般的に発行会社の格上げが行われると本社債の価格は上昇し、格下げが行われると本社債の価格は下落すると予想される。

課税上の取扱い

将来において、本社債についての課税上の取扱いが変更される可能性がある。よって、本社債を保有しようとする者は、本社債の購入、所有若しくは売却に関する税金面での取扱いにつき、必要に応じて税務顧問の助言を受けることが望ましい。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

パークレイズ・グループの銀行又は投資会社が破綻する又はその可能性がある場合における規制措置（破綻処理当局による各種法定の破綻処理権限の行使を含む。）が、本社債の価値に重大な悪影響を与える可能性がある。

当行及びパークレイズ・グループは、実質的な破綻処理権限に服する。

2009年銀行法（その後の改正を含み、以下「銀行法」という。）に基づき、イングランド銀行（又は一定の状況においては英国財務省）には、英国健全性監督機構（以下「PRA」という。）、FCA及び英国財務省と適宜協議の上、特別破綻処理制度（以下「SRR」という。）の一環として、実質的な権限が付与されている。これらの権限により、イングランド銀行又はその承継人若しくは後任者及び／又は当行に関する英国ペイルイン権限を行使することができる英国のその他の機関（以下「破綻処理当局」という。）は、英国の銀行又は投資会社及びこれらの一定の関連会社（本書の日付現在、当行も含まれている。）（それぞれを以下「該当する事業体」という。）に関して、該当する破綻処理の条件が満たされると破綻処理当局が確信する状況において、様々な破綻処理措置及び安定化に関するオプション（ペイルイン・ツールを含むがこれに限定されない。）を実行することができる。

SRRは、5つの安定化オプション、すなわち（a）該当する事業体の事業又は株式の全部又は一部の民間部門における譲渡、（b）該当する事業体の事業の全部又は一部のイングランド銀行が設立した「ブリッジバンク」への譲渡、（c）英国財務省又はイングランド銀行が完全に又は部分的に所有する資産管理ビークルへの譲渡、（d）ペイルイン・ツール（以下に記載される。）、及び（e）一時的な公有（国有化）により構成される。

銀行法はまた、関連する事業体のための追加的な破産手続及び行政手続、並びに一定の状況において契約上の取決めを修正する権限（これには本社債の条件の変更が含まれる場合がある。）、支払の一時停止を課す権限、破綻処理権限の行使により生じうる執行権限又は終了権限を停止する権限、及び銀行法に基づく諸権限を効果的に行使できるよう英国の法令を（場合により遡及的効力をもって）適用除外又は修正する破綻処理当局の権限をはじめとする一定の付随的権限を定めている。

本社債の保有者においては、破綻処理が行われる場合、該当する事業体への公的財政支援は、関連する破綻処理当局によってペイルイン・ツールを含む破綻処理ツールが可能な限り最大限検討され、利用された後に、最後の手段としてのみ利用可能となるものと捉えるべきである。

破綻処理権限が行使された場合、又は行使することが示唆された場合、いかなる本社債の価値にも重大な悪影響が及び、本社債の保有者が本社債に対する投資の価値の一部又は全額を失うことにつながる可能性がある。

「英国ペイルイン権限」とは、英国において有効に設立された銀行、銀行グループ会社、信用機関及び／又は投資機関の破綻に関連し、また、英国において発行会社又はその子会社に適用される法令、規則、規定又は要件（銀行法第1部に基づく英国破綻処理制度等に関連して、施行され、採択され若しくは制定される法令、規則、規定若しくは要件も含むが、これらに限らない。）に基づき随時認められる、法定の償却及び／又は転換権限（これらに基づいて、銀行、銀行グループ会社、信用機関若しくは投資機関又はその関連会社の債務が、削減され、取り消され、及び／若しくは発行会社又はその他の者の株式、その他の有価証券又は債務に転換される可能性がある。）をいう。

破産手続前の段階で発動された破綻処理権限は、予測することができない可能性があり、不服を申し立てる保有者の権利は、制限される可能性がある。

SRRにより付与された破綻処理権限は、該当する事業体に関する破産手続が開始される前の段階で行使されることが想定されたものである。破綻処理権限の目的は、該当する事業体の事業の全部又は一部が幅広い公共の利益に関して懸念を生じさせるような財政難に陥る又はその可能性が高い場合において、かかる状況に対応することにある。

銀行法は破綻処理権限の行使に関して特定の条件を設けているが、破綻処理当局が、当行及び／又はパークレイズ・グループのその他のメンバーに影響を及ぼす破産手続前の特定の状況において、また破綻処理権限を行使するか否かを決定するにあたって、かかる条件についていかにして判断するかは、不明確である。

破綻処理当局はまた、破綻処理権限の行使の決定について、本社債の保有者に事前に通知する義務を

負わない。そのため本社債の保有者は、かかる権限の潜在的行使について、またその行使の結果、当行、パークレイズ・グループ及び本社債に及ぶ潜在的影響について予測できない可能性がある。

さらに、本社債の保有者は、破綻処理当局が破綻処理権限（ベイルイン・ツールを含む。）を行使することを決定した場合に、その決定に対し、不服を申し立てる権利、停止を求める権利又は司法手続若しくは行政手続等による見直しを求める権利を制限される可能性がある。

保証された預金はベイルイン・ツールの対象から除外されており、その他優先預金（及び保証された預金）は、当行が発行する社債よりも優先順位が高いため、かかる社債は、当行の（その他優先預金のような）その他の一定の非劣後債務よりもベイルインの対象となる可能性が高い。

英国の関連法令（1986年英国倒産法を含む。）は、特定の預金に係る破産手続における優先順位に関して法定の序列を定めている。第一に、英国金融サービス補償機構に基づき保証されている預金（以下「保証された預金」という。）は、「通常の」優先債権として既存の優先債権と同順位とし、第二に、英国の銀行における個人及び零細企業、中小企業のその他全ての預金（以下「その他優先預金」という。）は、「通常の」優先債権の次の「第2順位」の優先債権とする。また、英国におけるEU預金保険指令の実施は、法人預金（預金者が公共部門機関又は金融機関である場合を除く。）や一時的な大口預金を含めて広い範囲の預金を対象とするため、2015年7月から保証された預金の種類及び額を拡大した。これらの変更によって、優先債権者の種類の規模が拡大されることとなる。これらの優先預金は、本社債の保有者を含む当行のその他の無担保優先債権者よりも破産手続における優先順位が高い。さらに、保証された預金は、ベイルイン・ツールの対象から除外される。その結果、ベイルイン・ツールが破綻処理当局によって行使された場合、本社債は、当行のその他優先預金等のその他の非劣後債務と比較して、ベイルインの対象となる可能性が高くなる。

英国ベイルイン権限は、本社債の保有者が、本社債に対する投資の価値の全部若しくは一部を失い、又は本社債の価値を大きく下回り、通常債券に与えられる保護よりもはるかに小さい保護しか受けられない可能性のある異なる担保を本社債から受ける方法で行使されうる。さらに、関連する破綻処理当局は、本社債の保有者に事前通知を行うことなく又は本社債の保有者の同意を得ることなく、英国ベイルイン権限を行使しうる。また、本社債の条件に基づいて、本社債に関する関連する破綻処理当局による英国ベイルイン権限の行使は、債務不履行事由には該当しない。上記「パークレイズ・グループの銀行又は投資会社が破綻する又はその可能性がある場合における規制措置（破綻処理当局による各種法定の破綻処理権限の行使を含む。）が、本社債の価値に重大な悪影響を与える可能性がある。」も参照のこと。

信用格付機関による当行の信用格付の引き下げは、本社債の流動性又は時価に悪影響を及ぼす可能性がある。信用格付の引き下げは、とりわけ、信用格付機関が使用する格付方法の変更を要因として生じうる。

当行に付与された格付は、信用格付機関が格付の根拠に関する状況によって正当化されると判断した場合には、信用格付機関により完全に撤回され、保留され、又は引き下げられる可能性がある。格付は時間と共に変化しうる数多くの要因の影響を受けうるものである。かかる要因には、当行の戦略及び経営能力、当行の財務状態（資本、資金調達及び流動性に関するものを含む。）、当行の主要市場における競争及び経済の状況、当行が事業を営む業界への政治的支援の水準、並びに当行の法的構造、事業活動及び債権者の権利に影響を及ぼす法律上及び規制上の枠組みのそれぞれに対する信用格付機関の評価が含まれる。信用格付機関は特定の業界又は政治的若しくは経済的地域に属する発行者に適用する格付方法を修正する可能性もある。発行者の信用格付に影響を及ぼす要因が悪化（適用する格付方法の変更による場合を含む。）したと信用格付機関が判断する場合、信用格付機関は発行者及び／又は発行者の証券に付与された格付を引き下げ、保留し、又は撤回する可能性がある。将来、信用格付機関による格付方法の修正及び当行の格付に対するアクションが発生する可能性がある。

当行が1つ又は複数の格付を維持しないと決定した場合、或いは信用格付機関が当行の信用格付を撤回し、保留し、又は引き下げた場合、或いはかかる撤回、保留又は引き下げが見込まれる場合（或いは信用格付機関が引き下げ、保留又は撤回を意図して当行の信用格付を「クレジット・ウォッチ」に指定した場合）、かかる事由は、上記の要因の結果として発生したかその他により発生したかにかかわらず（また、かかる事由に先立って本社債が格付を付与されていたか否かにかかわらず）、本社債の流動性又は時価に悪影響を及ぼしうる。

さらに、EU CRA規制により、本社債の格付を付与する格付機関の状況に変化が生じた場合又は格付がEU CRA規制に基づく登録信用格付機関によって承認されない場合には、欧州の規制対象投資家は、規制上の目的において当該格付を利用することができなくなる可能性がある。同様に英国CRA規制により、本社債の格付を付与する格付機関の状況に変化が生じた場合又は格付が英国CRA規制に基づく登録信用格付機関によって承認されない場合には、英国の規制対象投資家は、規制上の目的において当該格付を利用することができなくなる可能性がある。いずれの場合も、かかる変更により、本社債の規制上の取扱いが変化する可能性がある。その結果、場合によっては欧州の規制対象投資家又は英国の規制対象投資家が本社債を売却する可能性があり、ひいては本社債の価値及び流通市場に影響が及ぶ可能性がある。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当なし。

第二部【公開買付けに関する情報】

該当なし。

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

- 1 **【有価証券報告書及びその添付書類】**
事業年度 2023年度（自令和5年1月1日 至令和5年12月31日）
令和6年6月28日 EDINETにより関東財務局長に提出
- 2 **【半期報告書】**
該当なし。
- 3 **【臨時報告書】**
該当なし。
- 4 **【外国会社報告書及びその補足書類】**
該当なし。
- 5 **【外国会社半期報告書及びその補足書類】**
該当なし。
- 6 **【外国会社臨時報告書】**
該当なし。
- 7 **【訂正報告書】**
該当なし。

第2【参照書類の補完情報】

該当なし。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

該当なし。

第四部【保証会社等の情報】

該当なし。

「参照方式」の利用適格要件を満たしていることを示す書面

会社名 パークレイズ・バンク・ピーエルシー
代表者の役職氏名 最高財務責任者
アウノイ・バナジー

- 1 当社は1年間継続して有価証券報告書を提出しております。
- 2 当社は、本邦において発行登録書の提出日（令和5年7月28日）以前5年間にその募集又は売出しに係る有価証券届出書又は発行登録追補書類を提出することにより発行し、又は交付された社債券の券面総額又は振替社債の総額が100億円以上であります。

（参考）

（令和3年2月3日（受渡期日）の売出し）

パークレイズ・バンク・ピーエルシー 2024年2月2日満期 期限前償還条項（トリガーステップダウン）ノックイン条項 ボーナスクーポン条項付 2指数（日経平均株価・S&P500指数）連動 円建社債
券面総額又は振替社債の総額 100億円

有価証券報告書に記載すべき事項に関し重要な事実が発生したことを示す書面

パークレイズ・バンク・ピーエルシーは有価証券報告書に記載すべき事項に関し重要な事実が発生したことを示す書面として、次の各書面を添付します。

- ・ パークレイズ・バンク・ピーエルシー 2024 年度中間決算報告書
- ・ パークレイズ・バンク・ピーエルシー、パークレイズ・バンク・グループおよびパークレイズ・グループ

バークレイズ・バンク・ピーエルシー

中間決算報告書

2024 年 6 月 30 日

注：以下の情報は、バークレイズ・バンク・ピーエルシーの 2024 年度の中間決算報告書（以下、「英語原文」とも表現いたします。）の翻訳であり、英語原文は <https://home.barclays/investor-relations/reports-and-events/financial-results/> からご確認いただけます。

目次

決算報告書

ページ
(【 】内に英語原文
のページも併記)

注	i【1】
財務レビュー	1【2】
リスク管理	
• リスク管理および主要リスク	6【6】
• 信用リスク	7【7】
• 市場リスク	22【20】
• トレジャリー・リスクおよび資本リスク	23【21】
取締役の責任に関する声明	27【23】
パークレイズ・バンク・ピーエルシーに対する独立監査人のレビュー報告書	28【24】
要約連結財務書類	30【26】
財務書類に対する注記	36【32】
その他の情報	57【50】

注

パークレイズ・バンク・ピーエルシーはパークレイズ・ピーエルシーの完全子会社です。本報告書中の「パークレイズ・バンク・グループ」は、パークレイズ・バンク・ピーエルシーとその子会社を表します。本文書の「パークレイズ・グループ」または「パークレイズ」は、パークレイズ・ピーエルシーおよびその子会社を表します。別途記載のない限り、損益計算書の分析では2024年6月30日に終了した6カ月間の数値と2023年6月30日に終了した6カ月間の比較数値を、貸借対照表の分析では2024年6月30日現在の数値と2023年12月31日現在の比較数値を記載しています。英語原文の「£m」および「£bn」はそれぞれ百万ポンドおよび十億ポンド、英語原文の「\$m」および「\$bn」はそれぞれ百万米ドルおよび十億米ドル、ならびに英語原文の「€m」および「€bn」はそれぞれ百万ユーロおよび十億ユーロを表します。

モデルに基づく、あるいは継続的な調整や修正の対象となる減損の計算等、判断を要する主要な分野がいくつかあります。報告数値は、特定の時点の最善の見積りおよび判断を反映したものです。

本報告書で使用している用語のうち、適用される規制当局の指針または国際財務報告基準(IFRS)で定義されていない用語は、「Glossary」で説明しており、home.barclays/investor-relations/reports-and-events/latest-financial-results からご確認いただけます。

2024年7月31日に取締役会に承認された本報告書中の情報は、2006年会社法第434条の意義の範囲内における法定財務書類を構成するものではありません。2023年12月31日終了事業年度の法定財務書類は、2006年会社法第495条に基づく無限定適正意見の監査報告書を含んでいます(2006年会社法第498条に基づく記載は含まれません)。当該財務書類は、2006年会社法第441条に準拠して英国会社登記所に提出されています。

これらの業績は、公表後、実務上可能な限り速やかに米国証券取引所(SEC)に様式6-Kとして提出されます。SECへの提出後、様式6-KのコピーはSECのウェブサイト www.sec.gov から入手可能となります。

パークレイズ・バンク・グループは米国やEUを含む債券発行市場において頻繁に債券を発行しており、正式な投資家向け説明会やその他の臨時会合を通じて定期的に投資家の皆様とお会いしています。これまでと同様に、パークレイズ・バンク・グループは、次の半期においても全世界の投資家の皆様とパークレイズ・バンク・グループの業績やその他の問題について協議する機会を設ける所存です。

将来に関する記述

本報告書には、1934年米国証券取引所法第21E条(改正)および1933年米国証券法第27A条(改正)の意義の範囲内における、パークレイズ・バンク・グループの将来に関する記述が含まれています。将来に関する記述は将来の業績を保証するものではなく、実際の業績もしくはその他の財政状態や経営成績に関する指標は将来に関する記述に含まれるものと大幅に異なる可能性がありますので、読者の皆様はご注意ください。将来に関する記述は、過去または現在の事実のみに関連するものではないという特徴があります。将来に関する記述では、「可能性がある」、「予定である」、「目指す」、「継続する」、「努める」、「予期する」、「目標とする」、「予測する」、「期待する」、「見積もる」、「意図する」、「計画する」、「ゴール」、「考える」、「達成する」、または他の同様の意味をもつ表現を使用することがあります。本報告書に関連して、将来に関する記述は文書による場合もあれば、パークレイズ・バンク・グループの取締役、役員および従業員が口頭で行う場合もあります(経営陣によるプレゼンテーションを含みます)。将来に関する記述の例としては、特に、パークレイズ・バンク・グループの将来の財政状態、事業戦略、収益水準、費用、資産負債、減損費用、引当金、資本、レバレッジおよびその他の規制上の比率、資本分配(配当政策および株式買戻しを含みます)、有形自己資本利益率、バンキング・金融市場において予想される成長の水準、業界の動向、コミットメントおよび目標(環境・社会・ガバナンス(ESG)のコミットメントおよび目標を含みます)、将来の業務に関する計画および目標、国際財務報告基準(IFRS)、過去または現在の事実ではないその他の記述等があります。将来に関する記述は、将来の事象および状況に関連するものであるため、その性質上、リスクおよび不確実性を伴います。将来に関する記述は、あくまで当該記述がなされた日現在のものです。将来に関する記述は、法律、規制、政府および規制当局の方針、期待および行動、自主行動規範およびそれに関連する解釈指針の変更、IFRS やその他の会計基準の改定(その解釈および適用に関する実務を含みます)、ESG 報告基準の出現および進展、現在および将来の法的手続ならびに規制上の調査の結果、政府およびその他の利害関係者とともに気候変動の影響を効果的に測定、管理および緩和するパークレイズ・バンク・グループの能力、パークレイズ・バンク・グループが管理できない環境、社会、地政学的リスクや事件とそれらと同様の事象、銀行および金融サービス業界の競争の影響、過去、現在および将来の期間に適用される自己資本、流動性、レバレッジおよびその他の規制上の規則および要件、英国、米国、ユーロ圏および全世界のマクロ経済および景気(インフレを含みます)、クレジットおよび資本市場におけるボラティリティ、金利および外国為替レートの変動等の市場関連リスク、指標金利および指数の改革、資産評価額の上昇または下落、パークレイズ・バンク・グループ内の事業体または当該事業体が発行した証券の信用格付の変更、カウンターパーティ・リスクの変動、顧客行動の変化、ウクライナおよび中東における紛争がヨーロッパや世界のマクロ経済状況、政治的安定および金融市場に及ぼす直接的および間接的影響、2024年の英国、欧州および米国の選挙の影響を含む政治選挙、英国の欧州連合(EU)との関係の進展、パークレイズ・バンク・グループの評判、事業または業務におけるサイバー攻撃、情報漏洩もしくはセキュリティ侵害、技術障害または事業の中断のリスクおよびそれに伴う影響、パークレイズ・バンク・グループの資金調達能力、ならびに事業買収、売却およびその他の戦略的な取引の成功が挙げられます。これらの様々な要因は、パークレイズ・バンク・グループの制御が及ばないものです。したがって、パークレイズ・バンク・グループの実際の財政状態、業績、財務・非財務指標もしくはパフォーマンス指標、またはコミットメントおよび目標を達成する能力は、パークレイズ・バンク・グループの将来に関する記述に記載された記述または指針とは大きく異なる可能性があります。パークレイズ・バンク・グループの将来の財政状態や経営成績に影響を及ぼす可能性のあるその他のリスクおよび要因は、パークレイズ・バンク・ピーエルシーの米国証券取引委員会(SEC)への提出物(2023年12月31日終了事業年度の様式20-Fに係るパークレイズ・バンク・ピーエルシーの英文年次報告書を含みますが、これに限りません)に記載されており、SECのウェブサイト www.sec.gov からご確認いただけます。

開示および進行中の事項に関する情報に関して各管轄地域(英国や米国が含まれますが、この限りではありません)に適用される法律および規則に基づいたパークレイズ・バンク・ピーエルシーの義務がありますが、それ以外には、当グループは、新しい情報や将来の事象等により、またはそれ以外の理由により、将来に関する記述のアップデートを公表したり改訂したりする義務を負いません。

バークレイズ・バンク・グループ概要

バークレイズ・バンク・ピーエルシーは、バークレイズ・グループ内のノン・リングフェンス銀行です。バークレイズ・バンク・グループは、バークレイズ UK コーポレート・バンク、バークレイズ・プライベート・バンク・アンド・ウェルス・マネジメント、バークレイズ・インベストメント・バンク、バークレイズ US コンシューマー・バンクの各事業で構成されています。バークレイズ・バンク・ピーエルシーは、コンシューマー・バンキングとホールセール・バンキングにまたがる幅広い商品やサービスを顧客とクライアントに提供しています。

バークレイズ・バンク・グループの業績

2023 年のバークレイズ・バンク・グループの業績は、コーポレート・アンド・インベストメント・バンク(CIB)、コンシューマー・カード・アンド・ペイメント(CC&P)および本社の各報告セグメントで構成されています。

2024 年 2 月 20 日のインベスター・アップデートの一環として、バークレイズは今後のセグメント報告に影響を与える事業部門の変更を発表しました。これらの変更は法的組織には影響せず、バークレイズ・バンク・グループの連結財務数値にも影響を与えません。

2024 年以降、バークレイズ・バンク・グループは、本社に加え、以下の事業部門を報告単位としてセグメント開示を行います。

バークレイズ UK コーポレート・バンク(UKCB)

この部門には、従来 CIB に計上されていたコーポレート・レンディングおよびトランザクション・バンキングの各事業の大部分と、従来 CC&P に計上されていたペイメント発行事業が含まれます。

バークレイズ・プライベート・バンク・アンド・ウェルス・マネジメント(PBWM)

この部門には、2023 年 5 月にバークレイズ UK から移管されたウェルス・マネジメント&インベストメント(WM&I)ポートフォリオに加え、プライベート・バンク事業が含まれ、総合的なウェルス・バンキングおよびプライベート・バンキング・ソリューションを提供します。この部門は従来 CC&P に含まれていました。

バークレイズ・インベストメント・バンク(IB)

この部門には、グローバル・マーケット、インベストメント・バンキング、インターナショナル・コーポレート・バンキングの各事業が含まれ、インベストメント・バンク・サービスを定期的に利用する FTSE350、多国籍企業、金融機関の各顧客にサービスを提供します。これらの事業は従来 CIB に含まれていました。

バークレイズ US コンシューマー・バンク(USCB)

この部門には、特にパートナーシップ市場に重点を置いた米国のクレジットカード事業とオンライン預金のフランチャイズが含まれます。この部門は従来 CC&P に含まれていました。

本報告書に記載されている過年度の比較情報は、上記の報告セグメントに基づいて再表示されています。本社には、売却目的保有のドイツのコンシューマー・ファイナンス事業およびペイメント事業の加盟店取得の構成要素の両方が含まれ、これらは変更前には CC&P に含まれていました。

バークレイズ・バンク・グループの業績(半期)

	2024年6月30 日に終了した半 期 (百万ポンド)	2023年6月30 日に終了した半 期 (百万ポンド)	増減率(%)
収益合計	9,694	9,804	(1)
営業費用	(6,065)	(5,952)	(2)
英国の規制上の賦課金 ¹	(66)	—	
訴訟および特定行為	(56)	(34)	(65)
営業費用合計	(6,187)	(5,986)	(3)
その他の収益純額	1	2	
減損前利益	3,508	3,820	(8)
信用に係る減損費用	(831)	(688)	(21)
税引前利益	2,677	3,132	(15)
税金費用	(520)	(525)	1
税引後利益	2,157	2,607	(17)
以下に帰属するもの:			
親会社の株主	1,735	2,188	(21)
その他の持分商品保有者	422	419	1
株主帰属利益	2,157	2,607	(17)

	2024年6月30 日現在 (億ポンド)	2023年12月 31日現在 (億ポンド)	増減率(%)
貸借対照表関連の情報			
現金および中央銀行預け金	2,121	1,897	12
顧客に対する貸付金(償却原価ベース)	1,372	1,372	—
トレーディング・ポートフォリオ資産	1,973	1,746	13
損益計算書を通じて公正価値で測定する金融資産	2,133	2,042	4
デリバティブ金融資産	2,522	2,561	(2)
資産合計	12,840	11,852	8
顧客預り金(償却原価ベース)	3,044	2,872	6
公正価値で測定すると指定された金融負債	3,211	2,986	8
デリバティブ金融負債	2,421	2,499	(3)

	2024年6月30 日現在 (億ポンド)	2023年12月 31日現在 (億ポンド)
資本および流動性メトリクス		
普通株式等 Tier 1(CET1)比率 ^{2,3}	11.7 %	12.1 %
バークレイズ・バンク・ピーエルシーの DoL サブグループにおける流動性カパレレッジ比率 ⁴	152.6 %	150.7 %
バークレイズ・バンク・ピーエルシーの DoL サブグループにおける流動性プール	2,052	1,763
リスク調整後資産(RWA)合計 ²	2,161	2,112
英国のレパレレッジ比率(サブ連結ベース) ⁵	5.6 %	6.0 %
安定調達比率	110.9 %	110.1 %

- BoE の賦課金制度と英国の銀行税の影響が含まれます。
- バークレイズ・バンク・ピーエルシーの自己資本および RWA は、単独連結ベースにて健全性規制機構(PRA)の規制を受けています。上記の開示は、単独連結ベースのバークレイズ・バンク・ピーエルシーの資本メトリクスを示しています。詳細については、英語原文 22 ページの「トレジャリー・リスクおよび資本リスク」をご参照ください。
- CET1 資本比率は、規則(EU)第 575/2013 号(自己資本要求規制)(改正)に基づく IFRS 第 9 号の経過措置を適用して算出されており、これは、2018 年欧州連合(離脱)法(改正)(英国 CRR)により英国法の一部を構成するためです。英国 CRR の適用に関する詳細は、英語原文 22 ページの「トレジャリー・リスクおよび資本リスク」をご参照ください。
- 月末のスポット・レシオの直近 12 カ月平均を表します。
- バークレイズ・バンク・ピーエルシーのレパレレッジの最低要件はサブ連結ベースで設定されており、その結果、上記のレパレレッジはバークレイズ・バンク・ピーエルシーのサブ連結ベースで開示されています。詳細については、英語原文 22 ページの「トレジャリー・リスクおよび資本リスク」をご参照ください。

損益計算書 - 2024 年度上半期と 2023 年度上半期の比較

パークレイズ・バンク・グループの税引前利益は 15%減少して 2,677 百万ポンドとなりました。これには、イタリアの正常モーゲージ・ポートフォリオの売却損 220 百万ポンドとドイツのコンシューマー・ファイナンス事業の売却損 20 百万ポンドの影響が含まれています。

パークレイズ・バンク・グループは、米国における重要なプレゼンスを含め、事業や地域を超えた多様な収益プロファイルを有しています。

パークレイズ・バンク・グループの報告セグメント別の業績については、注記 2「セグメント別報告」をご参照ください。

- **収益合計は、1%減少して 9,694 百万ポンド(2023 年度上半期:9,804 百万ポンド)となりました。**
 - IB の収益は、1%増加して 6,559 百万ポンド(2023 年度上半期:6,499 百万ポンド)となりました。
 - グローバル・マーケットの収益は、エクイティの増益が債券、為替、コモディティ(FICC)の減益で相殺されたため、2%減少して 4,264 百万ポンドとなりました。エクイティの収益は、デリバティブのクライアント取引活動の増加と資金調達残高の増加を反映した商品全体の成長により増加し、また、2024 年度第 1 四半期のビザ(Visa)の B 株式の公正価値評価益 125 百万ポンドの影響も受けました。FICC の収益は、マクロ部門のクライアントの取引活動の減少、および前年のインフレ効果が継続しなかったことにより減少したものの、証券化商品の好調な業績により一部相殺されました。
 - 銀行手数料および株式引受手数料は、19%増加して 1,337 百万ポンドとなりました。株式発行市場の手数料は、英国の大型ライツ・イシューに関する手数料を含む、2024 年度第 2 四半期の好調な業績を反映して増加しました。債券発行市場の手数料は、レバレッジ・ファイナンスと投資適格債の発行に関するディール活動により増加したものの、アドバイザー手数料収益の減少により一部相殺されました。
 - インターナショナル・コーポレート・バンクの収益は 7%減少して 959 百万ポンドとなりました。これは主に、顧客の高利回り商品への移行に伴う利ざや縮小および流動性プールの減益を含むトランザクション・バンキングによるものでした。コーポレート・レンディングの収益は概ね安定しています。
 - UKCB の収益は、高金利環境下での預金収益の増加が流動性プール収益の減少により相殺されたため、6%減少して 912 百万ポンド(2023 年度上半期:974 百万ポンド)となりました。
 - USCB の収益は 6%増加して、1,691 百万ポンド(2023 年度上半期:1,599 百万ポンド)となりました。利息収入純額(NII)は、カード残高の増加を反映して増加しました。手数料収入純額およびその他の収益は、購入の増加と口座数の増加を反映して増加しました¹。
 - PBWM の収益は、14%増加して 648 百万ポンド(2023 年度上半期:569 百万ポンド)となりました。NII は主に、より広範な市場動向を反映した預金の動きの悪化により減少しましたが、預金残高の増加と高金利環境の恩恵により一部相殺されました。2023 年 5 月のパークレイズ・バンク UK ピーエルシーからの WM&I の移管と投資資産の増加を反映して、手数料収入純額およびその他の収益は増加しました。
 - 本社の収益は、主にイタリアの正常モーゲージ・ポートフォリオの売却損およびドイツのコンシューマー・ファイナンス事業の売却の影響により、116 百万ポンドの純費用(2023 年度上半期:163 百万ポンドの収益)となりました。

¹ パークレイズ・バンク・グループの口座およびサードパーティーの口座が含まれます。

- **営業費用合計は 3%増加して 6,187 百万ポンド(2023 年度上半期:5,986 百万ポンド)となり、これには WM&I の移管、2024 年度第 2 四半期のインベストメント・バンクの構造的コストに関する措置、インフレ、2024 年度第 1 四半期のイングランド銀行(BoE)の賦課金制度の影響の見積額が含まれますが、効率化により一部相殺されました。**
- **信用に係る減損費用は 831 百万ポンド(2023 年度上半期:688 百万ポンド)となり、これは米国のカードの延滞件数の増加が予想されたことと、インベストメント・バンクのシングル・ネームに係る減損費用に起因するものでした。USCB のトータル・カバレッジ比率は 11.0%(2023 年 12 月:10.1%)でした。**
- 実効税率(ETR)は 19.4%(2023 年度上半期:16.8%)でした。

貸借対照表、資本および流動性

2024 年 6 月 30 日と 2023 年 12 月 31 日の比較

財務レビュー

- 現金および中央銀行預け金は、顧客預金の増加(2,872 億ポンドから 3,044 億ポンド)により、224 億ポンド増加して 2,121 億ポンドとなりました。
- 顧客に対する貸付金(償却原価ベース)はほぼ横ばいであり、IB および USCB における貸出の増加が、イタリアの住宅ローンの売却および USCB におけるクレジットカード債権の売却により相殺されました。
- トレーディング・ポートフォリオ資産は、グローバル・マーケットにおけるクライアント需要の促進を受けた債券の増加により、227 億ポンド増加して 1,973 億ポンドとなりました。
- 損益計算書を通じて公正価値で測定する金融資産は、担保付貸付の増加により、91 億ポンド増加して 2,133 億ポンドとなりました。公正価値で測定すると指定された金融負債は、担保付借入の増加により、225 億ポンド増加して 3,211 億ポンドとなりました。
- デリバティブ金融資産および負債は、市場のボラティリティ低下によるマクロ部門の減少を反映し、それぞれ 39 億ポンド減の 2,522 億ポンド、78 億ポンド減の 2,421 億ポンドとなりましたが、エクイティのクライアントの取引活動の増加により相殺されました。
- 2024 年 6 月 30 日現在の単独連結ベースのバークレイズ・バンク・ピーエルシーの CET1 比率は 11.7%(2023 年 12 月:12.1%)となり、規制上の最低自己資本要件を上回っています。
- RWA は、2023 年度と比較して季節的増加があったこと、また、インベストメント・バンクのクライアントのトレーディング活動が活発化したことにより、2,161 億ポンド(2023 年 12 月:2,112 億ポンド)に増加しました。
- 流動性プールは、預金の増加により、2,052 億ポンド(2023 年 12 月:1,763 億ポンド)に増加しました。バークレイズ・バンク・ピーエルシーの国内流動性サブグループ(DoL サブグループ)における流動性カパレレッジ比率(LCR)は、規制上の要件である 100%を大幅に上回る 152.6%(2023 年 12 月:150.7%)を維持しました。

その他の事項

- FCA による自動車金融のレビュー:**2024 年 1 月、金融行為規制機構(FCA)は、自動車金融市場における一任手数料の取り決めと販売の従来の利用について、複数の会社にわたるレビューを行うスキルのある担当者を任命すると発表しました。これは、英国金融オンブズマン・サービス(FOS)による 2 つの最終決定を受けたものですが、そのうち 1 つは自動車金融商品の販売における手数料の取り決めと開示に関連するクライズデル・ファイナンシャル・サービスズ・リミテッド(CFS)(バークレイズ・ピーエルシーの子会社)に対する苦情、および CFS に対するものも含め多数の苦情や裁判における請求を支持するものでした。当行は、この決定に関連して、高等裁判所において FOS に対する司法審査請求を開始しました。バークレイズは、FCA のスキルのある担当者によるレビューに全面的に協力する予定ですが、その結果は、財務上の影響の可能性を含め、不明です。FCA は現在のところ、2025 年 5 月に本件の次のステップを示す予定です。バークレイズは、CFS がバークレイズ・バンク・グループの子会社であった 2019 年後半に自動車金融市場における営業活動を停止しています。
- BoE の賦課金制度:**イングランド銀行の金融政策および金融安定化活動の資金調達手段として、現金比率預金制度に代わる新たな賦課金制度が国会の承認を経て 2024 年度第 1 四半期に開始されました。この制度の変更により、賦課金は、これまで年間を通じてマイナスの収益として認識していましたが、徴収年度(3 月 1 日から 2 月 28 日まで)の開始時において、年間の営業費用として認識する方法に変更されました。2024/2025 年度の最終の賦課金は 2024 年度第 3 四半期に確定する予定です。
- イタリアのリテール・モーゲージの処分:**2024 年 4 月 24 日、バークレイズは、バークレイズ・バンク・アイルランド・ピーエルシーは、本社セグメントに計上されているイタリアの正常リテール・モーゲージ・ポートフォリオを処分する取引を予定している旨を発表しました。売却は 2024 年度第 2 四半期に完了し、売却損 220 百万ポンドが発生し、RWA が 8 億ポンド減少しました。バークレイズは、残りの正常以外のイタリア・リテール・モーゲージ・ポートフォリオおよびスイスフラン連動型イタリア・リテール・モーゲージ・ポートフォリオの処分について引き続き協議中です。このような売却が行われた場合には、さらに少額の売却損が発生すると予想されます。
- ドイツのコンシューマー・ファイナンス事業の売却:**2024 年 7 月 4 日、バークレイズ・バンク・アイルランド・ピーエルシーは、ドイツのコンシューマー・ファイナンス事業(クレジットカード、無担保個人ローン、預金で構成)を、その純資産額に若干のプレミアムを上乗せした金額で、BAWAG Group AG の完全子会社である BAWAG P.S.K に売却することに合意しました。IFRS 第 5 号

財務レビュー

(売却目的で保有する非流動資産および非継続事業)で要求される処分コストおよび会計上の調整を含めると、パークレイズは2024年度第2四半期に当該取引に関して本社セグメントにおいて20百万ポンドの損失を計上しました。売却は、規制当局の承認や関係裁判所の制裁といった一定の条件を満たした上で、2024年度第4四半期または2025年度第1四半期に完了する見込みです。

リスク管理および主要リスク

バークレイズ・バンク・グループのリスク管理における事業グループの役割と責任、リスクおよび法令順守は全社的リスク管理フレームワーク(ERMF)で定義されています。ERMF の目的はバークレイズ・バンク・グループの主要リスクや、事業活動におけるリスク選好度を決定するバークレイズ・バンク・グループのプロセス、およびその結果として関連するリスク・テイクングに関して設定する上限を特定することです。

ERMF は信用リスク、市場リスク、トレジャリー・リスクおよび資本リスク、気候リスク、オペレーショナル・リスク、モデル・リスク、コンプライアンス・リスク、レピュテーション・リスクおよび法的リスクの 9 つの主要リスクを特定しています。これらの主要リスクと重大な既存リスクおよび新興リスクの詳細、ならびにそのリスク管理手法については、home.barclays/annualreport で公開されている、バークレイズ・バンク・ピーエルシーの 2023 年度の英文年次報告書をご覧ください。当期において、これらの主要リスクおよび以前に特定された重大な既存リスクおよび新興リスクに大きな変化はなく、これらのリスクは当年度の残りの 6 カ月についても同様であると見込まれます。

以下のセクションでは、当期の信用リスク、市場リスク、ならびにトレジャリー・リスクおよび資本リスクの概要を説明します。

信用リスク

商品別の貸付金(償却原価ベース)

信用リスクパフォーマンスのセクションにおける貸付金(償却原価ベース)合計には、銀行に対する貸付金(償却原価ベース)および顧客に対する貸付金(償却原価ベース)が含まれます。

下表は、貸付金(償却原価ベース)および減損引当金のステージ別の商品の内訳を示しています。また、エクスポージャー総額、減損引当金、およびカバレッジ比率による債券のステージの配分も含まれます。

IFRS 第9号に基づく減損引当金では、実行済みと未実行の両方のカウンターパーティ・エクスポージャーを考慮します。リテール・ポートフォリオでは、減損引当金の合計が、引当金の実行済みのエクスポージャーを超えない範囲で貸付金の総額に配分され、超過額が貸借対照表の負債の部に引当金として計上されます。コーポレート・ポートフォリオでは、未実行のエクスポージャーに対する減損引当金が、貸借対照表の負債の部に引当金として計上されます。

2024年6月30日現在	ステージ2				合計	ステージ3	合計 ¹
	ステージ1	期日未到 来	30日以上 延滞	30日未満 延滞			
	(百万ポ ンド)	(百万ポ ンド)	(百万ポ ンド)	(百万ポ ンド)	(百万ポ ンド)	(百万ポ ンド)	(百万ポ ンド)
エクスポージャー総額							
リテール・モーゲージ	4,587	15	3	51	69	601	5,257
リテール・クレジットカード	21,766	2,747	316	262	3,325	1,844	26,935
リテールその他	3,017	239	51	107	397	222	3,636
コーポレート・ローン	103,960	8,505	49	243	8,797	1,328	114,085
貸付金(償却原価ベース)合計	133,330	11,506	419	663	12,588	3,995	149,913
債券(償却原価ベース)	41,261	3,556	—	—	3,556	—	44,817
債券を含む貸付金(償却原価ベース)合計	174,591	15,062	419	663	16,144	3,995	194,730
減損引当金							
リテール・モーゲージ	6	—	—	—	—	283	289
リテール・クレジットカード	399	771	140	164	1,075	1,507	2,981
リテールその他	6	3	—	—	3	29	38
コーポレート・ローン	168	250	7	8	265	399	832
貸付金(償却原価ベース)合計	579	1,024	147	172	1,343	2,218	4,140
債券(償却原価ベース)	8	10	—	—	10	—	18
債券を含む貸付金(償却原価ベース)合計	587	1,034	147	172	1,353	2,218	4,158
エクスポージャー純額							
リテール・モーゲージ	4,581	15	3	51	69	318	4,968
リテール・クレジットカード	21,367	1,976	176	98	2,250	337	23,954
リテールその他	3,011	236	51	107	394	193	3,598
コーポレート・ローン	103,792	8,255	42	235	8,532	929	113,253
貸付金(償却原価ベース)合計	132,751	10,482	272	491	11,245	1,777	145,773
債券(償却原価ベース)	41,253	3,546	—	—	3,546	—	44,799
債券を含む貸付金(償却原価ベース)合計	174,004	14,028	272	491	14,791	1,777	190,572
カバレッジ比率	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)
リテール・モーゲージ	0.1	—	—	—	—	47.1	5.5
リテール・クレジットカード	1.8	28.1	44.3	62.6	32.3	81.7	11.1
リテールその他	0.2	1.3	—	—	0.8	13.1	1.0
コーポレート・ローン	0.2	2.9	14.3	3.3	3.0	30.0	0.7
貸付金(償却原価ベース)合計	0.4	8.9	35.1	25.9	10.7	55.5	2.8
債券(償却原価ベース)	—	0.3	—	—	0.3	—	—

信用リスク

債券を含む貸付金(償却原価ベース)合計	0.3	6.9	35.1	25.9	8.4	55.5	2.1
---------------------	-----	-----	------	------	-----	------	-----

1 上表に含まれていない減損の対象となるその他の金融資産には、現金担保および決済残高、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産ならびにその他資産が含まれます。これらのエクスポージャー総額の合計は1,939億ポンド、減損引当金は149百万ポンドです。これには、ステージ1のエクスポージャー1,928億ポンドに対する16百万ポンドの減損引当金、ステージ2のエクスポージャー10億ポンドに対する3百万ポンドの減損引当金、およびステージ3のエクスポージャー136百万ポンドに対する130百万ポンドの減損引当金が含まれます。ローン・コミットメントおよび金融保証契約に係る減損引当金は452百万ポンドです。

2023年12月31日現在	ステージ2				合計	ステージ3	合計 ¹
	ステージ1	期日未到 来	30日以上 延滞	30日未満 延滞			
	(百万ポ ンド)	(百万ポ ンド)	(百万ポ ンド)	(百万ポ ンド)	(百万ポ ンド)	(百万ポ ンド)	(百万ポ ンド)
エクスポージャー総額							
リテール・モーゲージ	7,257	342	14	33	389	716	8,362
リテール・クレジットカード	22,315	2,818	339	293	3,450	1,522	27,287
リテールその他	2,734	210	71	88	369	308	3,411
コーポレート・ローン	100,956	8,642	166	159	8,967	1,235	111,158
貸付金(償却原価ベース)合計	133,262	12,012	590	573	13,175	3,781	150,218
債券(償却原価ベース)	35,321	3,749	—	—	3,749	—	39,070
債券を含む貸付金(償却原価ベース)合計	168,583	15,761	590	573	16,924	3,781	189,288
減損引当金							
リテール・モーゲージ	11	23	3	2	28	321	360
リテール・クレジットカード	412	805	145	188	1,138	1,226	2,776
リテールその他	8	2	—	—	2	35	45
コーポレート・ローン	179	295	7	7	309	348	836
貸付金(償却原価ベース)合計	610	1,125	155	197	1,477	1,930	4,017
債券(償却原価ベース)	7	17	—	—	17	—	24
債券を含む貸付金(償却原価ベース)合計	617	1,142	155	197	1,494	1,930	4,041
エクスポージャー純額							
リテール・モーゲージ	7,246	319	11	31	361	395	8,002
リテール・クレジットカード	21,903	2,013	194	105	2,312	296	24,511
リテールその他	2,726	208	71	88	367	273	3,366
コーポレート・ローン	100,777	8,347	159	152	8,658	887	110,322
貸付金(償却原価ベース)合計	132,652	10,887	435	376	11,698	1,851	146,201
債券(償却原価ベース)	35,314	3,732	—	—	3,732	—	39,046
債券を含む貸付金(償却原価ベース)合計	167,966	14,619	435	376	15,430	1,851	185,247
カバレッジ比率	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)
リテール・モーゲージ	0.2	6.7	21.4	6.1	7.2	44.8	4.3
リテール・クレジットカード	1.8	28.6	42.8	64.2	33.0	80.6	10.2
リテールその他	0.3	1.0	—	—	0.5	11.4	1.3
コーポレート・ローン	0.2	3.4	4.2	4.4	3.4	28.2	0.8
貸付金(償却原価ベース)合計	0.5	9.4	26.3	34.4	11.2	51.0	2.7
債券(償却原価ベース)	—	0.5	—	—	0.5	—	0.1
債券を含む貸付金(償却原価ベース)合計	0.4	7.2	26.3	34.4	8.8	51.0	2.1

1 上表に含まれていない減損の対象となるその他の金融資産には、現金担保および決済残高、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産、未収収益ならびにその他資産が含まれます。これらのエクスポージャー総額の合計は1,577億ポンド、減損引当金は145百万ポンドです。これには、ステージ1のエクスポージャー1,573億ポンドに対する14百万ポンドの減損引当金、ステージ2のエクスポージャー243百万ポンドに対する1百万ポンドの減損引当金、およびステージ3のエクスポージャー136百万ポンドに対する130百万ポンドの減損引当金が含まれます。ローン・コミットメントおよび金融保証契約に係る減損引当金は473百万ポンドです。

信用リスク

売却目的保有資産

2023 年度において、ドイツのコンシューマー・ファイナンス事業ポートフォリオの貸付金総額および関連する減損引当金が、貸借対照表において顧客に対する貸付金から売却目的保有資産に組み替えられました。

売却目的保有資産に分類される顧客に対する貸付金

	ステージ 1			ステージ 2			ステージ 3			合計		
	総額	ECL	割合	総額	ECL	割合	総額	ECL	割合	総額	ECL	割合
2024 年 6 月 30 日 現在	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(%)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(%)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(%)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(%)
リテール・クレジットカード	1,660	17	1.0	453	41	9.1	93	68	73.1	2,206	126	5.7
リテールその他	1,361	18	1.3	259	35	13.5	79	55	69.6	1,699	108	6.4
合計	3,021	35	1.2	712	76	10.7	172	123	71.5	3,905	234	6.0

2023 年 12 月 31

日現在

リテール・クレジットカード	1,621	15	0.9	445	41	9.2	92	68	73.9	2,158	124	5.7
リテールその他	1,561	20	1.3	288	32	11.1	84	60	71.4	1,933	112	5.8
合計	3,182	35	1.1	733	73	10.0	176	128	72.7	4,091	236	5.8

信用リスク

エクスポージャー総額および減損引当金の変動(ローン・コミットメントおよび金融保証に係るエクスポージャーおよび減損引当金を含みます)

下表は、エクスポージャーおよび減損引当金の期首残高から期末残高への調整を示しています。

下表のステージ間の振替は当期首に実施したものと反映しています。「エクスポージャーおよびリスク・パラメーターの変更による資金引き出し純額、返済、再測定および変動純額」には、既存ファシリティの追加引き出しおよび一部返済が含まれます。また、下表には、債券(償却原価ベース)、現金担保および決済残高、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産ならびにその他の資産といった、減損の対象となるその他の金融資産は含まれていません。

変動期間は6カ月間として測定されています。

貸付金(償却原価ベース)

	ステージ 1		ステージ 2		ステージ 3		合計	
	エクスポージャー総額	ECL	エクスポージャー総額	ECL	エクスポージャー総額	ECL	エクスポージャー総額	ECL
	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)
リテール・モーゲージ								
2024年1月1日現在	7,257	11	389	28	716	321	8,362	360
ステージ1からステージ2への振替	(136)	—	136	—	—	—	—	—
ステージ2からのステージ1への振替	90	3	(90)	(3)	—	—	—	—
ステージ3への振替	(34)	—	(30)	(3)	64	3	—	—
ステージ3からの振替	18	1	18	1	(36)	(2)	—	—
当期の事業活動	247	—	—	—	—	—	247	—
計算に使用したモデルの改良	—	—	—	—	—	—	—	—
エクスポージャーおよびリスク・パラメーターの変更による資金引き出し純額、返済、再測定および変動純額	127	(3)	(7)	7	47	3	167	7
最終返済額	(505)	(1)	(31)	(1)	(53)	(2)	(589)	(4)
処分 ¹	(2,477)	(5)	(316)	(29)	(129)	(32)	(2,922)	(66)
償却	—	—	—	—	(8)	(8)	(8)	(8)
2024年6月30日現在	4,587	6	69	—	601	283	5,257	289
リテール・クレジットカード								
2024年1月1日現在	22,315	412	3,450	1,138	1,522	1,226	27,287	2,776
ステージ1からステージ2への振替	(1,358)	(49)	1,358	49	—	—	—	—
ステージ2からのステージ1への振替	1,038	285	(1,038)	(285)	—	—	—	—
ステージ3への振替	(211)	(9)	(600)	(296)	811	305	—	—
ステージ3からの振替	5	4	5	3	(10)	(7)	—	—
当期の事業活動	715	16	34	13	1	—	750	29
計算に使用したモデルの改良 ²	—	27	—	5	—	11	—	43
エクスポージャーおよびリスク・パラメーターの変更による資金引き出し純額、返済、再測定および変動純額	22	(263)	309	525	(8)	444	323	706
最終返済額	(61)	(4)	(17)	(7)	—	—	(78)	(11)
処分 ¹	(699)	(20)	(176)	(70)	(1)	(1)	(876)	(91)
償却	—	—	—	—	(471)	(471)	(471)	(471)
2024年6月30日現在	21,766	399	3,325	1,075	1,844	1,507	26,935	2,981

¹ リテール・モーゲージで報告される処分総額29億ポンドは、イタリアの正常モーゲージ・ポートフォリオの売却に関連しています。リテール・クレジットカードで報告される処分総額876百万ポンドは、ブラックストーンに対する米国カード債権の売却に関連しています。

信用リスク

- 2 リテール・クレジットカードにおいて報告される計算に使用したモデルの改良には、米国カード・ポートフォリオについて計算された ECL の変動 43 百万ポンドが含まれています。これらは、当期中のモデルの改良を反映しています。パークレイズは、ECL の計算の正確性を測定するためにモデルのアウトプットを継続的にレビューしています。これには、モデルのモニタリングに対するレビュー、外部のベンチマーキングや長期にわたるモデル運用等が含まれます。これにより、使用するモデルに事業の固有リスクを継続して反映することができます。

	ステージ 1		ステージ 2		ステージ 3		合計	
	エクスポージャー総額	ECL	エクスポージャー総額	ECL	エクスポージャー総額	ECL	エクスポージャー総額	ECL
	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)
リテールその他								
2024 年 1 月 1 日現在	2,734	8	369	2	308	35	3,411	45
ステージ 1 からステージ 2 への振替	(162)	—	162	—	—	—	—	—
ステージ 2 からのステージ 1 への振替	83	—	(83)	—	—	—	—	—
ステージ 3 への振替	(69)	—	(54)	—	123	—	—	—
ステージ 3 からの振替	25	—	45	—	(70)	—	—	—
当期の事業活動	717	1	44	—	—	—	761	1
計算に使用したモデルの改良	—	—	—	—	—	—	—	—
エクスポージャーおよびリスク・パラメータの変更による資金引き出し純額、返済、再測定および変動純額	874	(1)	(6)	2	1	4	869	5
最終返済額	(1,185)	(2)	(80)	(1)	(132)	(2)	(1,397)	(5)
処分	—	—	—	—	—	—	—	—
償却	—	—	—	—	(8)	(8)	(8)	(8)
2024 年 6 月 30 日現在	3,017	6	397	3	222	29	3,636	38
コーポレート・ローン								
2024 年 1 月 1 日現在	100,956	179	8,967	309	1,235	348	111,158	836
ステージ 1 からステージ 2 への振替	(2,083)	(11)	2,083	11	—	—	—	—
ステージ 2 からのステージ 1 への振替	1,742	49	(1,742)	(49)	—	—	—	—
ステージ 3 への振替	(59)	(1)	(317)	(16)	376	17	—	—
ステージ 3 からの振替	94	1	7	1	(101)	(2)	—	—
当期の事業活動	15,771	24	586	15	50	1	16,407	40
計算に使用したモデルの改良 ¹	—	3	—	18	—	—	—	21
エクスポージャーおよびリスク・パラメータの変更による資金引き出し純額、返済、再測定および変動純額	5,039	(55)	229	24	(27)	135	5,241	104
最終返済額	(17,470)	(20)	(1,011)	(47)	(107)	(2)	(18,588)	(69)
処分 ²	(30)	(1)	(5)	(1)	—	—	(35)	(2)
償却	—	—	—	—	(98)	(98)	(98)	(98)
2024 年 6 月 30 日現在	103,960	168	8,797	265	1,328	399	114,085	832

- 1 コーポレート・ローンにおいて報告される計算に使用したモデルの改良には、IB ポートフォリオについて計算された ECL の変動 21 百万ポンドの変動が含まれています。これらは、当期中のモデルの改良を反映しています。パークレイズは、ECL の計算の正確性を測定するためにモデルのアウトプットを継続的にレビューしています。これには、モデルのモニタリングに対するレビュー、外部のベンチマーキングや長期にわたるモデル運用等が含まれます。これにより、使用するモデルに事業の固有リスクを継続して反映することができます。

- 2 コーポレート・ローンにおいて報告される処分総額 35 百万ポンドは、当期に行った債券の売却に関連するものです。

信用リスク

当期における ECL の変動から減損費用／(戻入)への調整

	ステージ 1 (百万ポ ンド)	ステージ 2 (百万ポ ンド)	ステージ 3 (百万ポ ンド)	合計 (百万ポ ンド)
リテール・モーゲージ	—	1	2	3
リテール・クレジットカード	7	7	753	767
リテールその他	(2)	1	2	1
コーポレート・ローン	(10)	(43)	149	96
処分および償却を除く ECL の変動¹	(5)	(34)	906	867
ローン・コミットメントおよびその他の金融保証契約に係る ECL の変動	15	(23)	(13)	(21)
その他の金融資産に係る ECL の変動	2	2	—	4
債券(償却原価ベース)に係る ECL の変動	1	(7)	—	(6)
回収および償還 ²	(31)	25	(26)	(32)
売却目的保有資産に係る ECL 費用				44
為替およびその他の調整合計				(25)
当期における損益計算書計上額合計				831

1 2024 年度上半期の償却総額は 585 百万ポンド(2023 年度上半期:404 百万ポンド)でした。償却後戻入額は 14 百万ポンド(2023 年度上半期:7 百万ポンド)でした。償却総額から償却後戻入額を差し引いた償却純額は 571 百万ポンド(2023 年度上半期:397 百万ポンド)でした。

2 回収および償還には、パークレイズ・バンク・グループが、特定資産に対する信用保護のため第三者との間で締結した金融保証契約に基づき受領が見込まれる返済額 18 百万ポンド(2023 年度上半期の損失:7 百万ポンド)および過去に償却された金額の現金回収額 14 百万ポンド(2023 年度上半期:7 百万ポンド)が含まれます。

信用リスク

ローン・コミットメントおよび金融保証

	ステージ 1		ステージ 2		ステージ 3		合計	
	エクスポージャー総額	ECL	エクスポージャー総額	ECL	エクスポージャー総額	ECL	エクスポージャー総額	ECL
	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)
リテール・モーゲージ								
2024年1月1日現在	41	—	—	—	1	—	42	—
ステージ間の振替純額	—	—	—	—	—	—	—	—
当年度の事業活動	—	—	—	—	—	—	—	—
エクスポージャーおよびリスク・パラメーターの変更による資金引き出し純額、返済、再測定および変動純額	5	—	—	—	—	—	5	—
限度額管理および最終返済額	(7)	—	—	—	—	—	(7)	—
2024年6月30日現在	39	—	—	—	1	—	40	—
リテール・クレジットカード¹								
2024年1月1日現在	109,634	48	1,767	36	10	1	111,411	85
ステージ間の振替純額	(920)	21	918	(21)	2	—	—	—
当年度の事業活動	7,550	7	48	3	1	—	7,599	10
エクスポージャーおよびリスク・パラメーターの変更による資金引き出し純額、返済、再測定および変動純額	2,935	(16)	(774)	20	(3)	—	2,158	4
限度額管理および最終返済額	(5,567)	(5)	(239)	(10)	—	—	(5,806)	(15)
2024年6月30日現在	113,632	55	1,720	28	10	1	115,362	84
リテールその他¹								
2024年1月1日現在	3,446	5	116	2	29	—	3,591	7
ステージ間の振替純額	(4)	—	(2)	—	6	—	—	—
当年度の事業活動	442	1	84	—	—	—	526	1
エクスポージャーおよびリスク・パラメーターの変更による資金引き出し純額、返済、再測定および変動純額	316	(1)	(35)	(2)	1	—	282	(3)
限度額管理および最終返済額	(540)	—	(7)	—	(16)	—	(563)	—
2024年6月30日現在	3,660	5	156	—	20	—	3,836	5
コーポレート・ローン								
2024年1月1日現在	212,414	114	20,035	225	802	42	233,251	381
ステージ間の振替純額	2,335	35	(2,482)	(37)	147	2	—	—
当年度の事業活動	48,333	19	2,364	20	72	—	50,769	39
エクスポージャーおよびリスク・パラメーターの変更による資金引き出し純額、返済、再測定および変動純額	5,058	(34)	552	40	(97)	(10)	5,513	(4)
限度額管理および最終返済額	(46,540)	(12)	(4,533)	(36)	(104)	(5)	(51,177)	(53)
2024年6月30日現在	221,600	122	15,936	212	820	29	238,356	363

¹ リテール・クレジットカードおよびリテールその他で報告されるローン・コミットメントには、売却目的保有として分類される金融資産も含まれます。

信用リスク

減損モデルに対するマネジメント調整

減損モデルに対するマネジメント調整は、減損モデルに完全に組み込まれていない特定の条件または方針の変更を組込むため、もしくは期末日における他の事実関係や状況を反映するために使用されます。マネジメント調整は、適宜見直され、将来のモデル開発に組み込まれます。

マネジメント調整は、「経済の不確実性に関する調整」と「その他の調整」を通じて捕捉され、以下の商品別に表示されます。

減損引当モデルに対するマネジメント調整の商品別内訳¹

	マネジメント調整				減損引当金合計 に占めるマネジメント調整の割合	
	調整前の減損引当金 ²	経済の不確実性 に係る調整 (a)	その他の調整 ³ (b)	マネジメント調整 (a+b)	減損引当金合計 ⁴	割合
2024年6月30日現在	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(%)
リテール・モーゲージ	292	—	(3)	(3)	289	(1.0)
リテール・クレジットカード	3,065	—	—	—	3,065	—
リテールその他	42	—	1	1	43	2.3
コーポレート・ローン	1,163	—	32	32	1,195	2.7
合計	4,562	—	30	30	4,592	0.7
債券(償却原価ベース)	27	—	(9)	(9)	18	(50.0)
債券(償却原価ベース)を含む合計	4,589	—	21	21	4,610	0.5
2023年12月31日現在	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(%)
リテール・モーゲージ	363	—	(3)	(3)	360	(0.8)
リテール・クレジットカード	2,852	—	9	9	2,861	0.3
リテールその他	62	—	(10)	(10)	52	(19.2)
コーポレート・ローン	1,231	16	(30)	(14)	1,217	(1.2)
合計	4,508	16	(34)	(18)	4,490	(0.4)
債券(償却原価ベース)	24	—	—	—	24	—
債券(償却原価ベース)を含む合計	4,532	16	(34)	(18)	4,514	(0.4)

経済の不確実性に関する調整のステージ別内訳

	ステージ1 (百万ポンド)	ステージ2 (百万ポンド)	ステージ3 (百万ポンド)	合計 (百万ポンド)
2023年12月31日現在				
リテール・モーゲージ	—	—	—	—
リテール・クレジットカード	—	—	—	—
リテールその他	—	—	—	—
コーポレート・ローン	4	12	—	16
合計	4	12	—	16

1 正の値は減損引当金の増加を、負の値は減損引当金の減少を反映しています。

2 モデル化されたECL1 億ポンド(2023年12月:40億ポンド)、個別評価減損3億ポンド(2023年12月:3億ポンド)およびモデル化されていないエクスポージャーおよび債券に係るECL2 億ポンド(2023年12月:2億ポンド)が含まれています。

3 上表に含まれていない減損の対象となるその他の金融資産に関連するマネジメント調整には、IB ポートフォリオにおける現金担保および決済残高(2)百万ポンド、ならびにその他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産(2)百万ポンドが含まれます。

4 減損引当金合計は、実行済みと未実行の両方のエクスポージャーに係るECLから構成されます。

経済の不確実性に関する調整

経済の不確実性に関する調整は、2つの方法で捕捉されます。1つ目は顧客の不確実性で、経済不安の影響をより受けやすい顧客やクライアントを特定します。2つ目はモデルの不確実性で、モデルの限界、およびポートフォリオ単位で適用される特定のマクロ経済パラメータに対する感応度の影響を捕捉します。

信用リスク

欧州企業に予想される下振れの不確実性に備えるためにこれまで計上されていた顧客およびクライアントの不確実性に係る引当金は、堅調な信用パフォーマンスと最新のマクロ経済見通しを受けて取り崩されました。

その他の調整

その他の調整は経営上の性質のもので、基調的モデルに反映されるまで引き続き実施される予定です。これらの調整は、モデル・モニタリングやその他所定のガバナンス・プロセスで特定された、データの制限やモデルの性能に関する問題から生じるものです。

21 百万ポンド(2023 年 12 月:(34)百万ポンド)のその他の調整には、以下が含まれます。

- **コーポレート・ローン 32 百万ポンド(2023 年 12 月:(30)百万ポンド)**:この調整は、IB ポートフォリオにおけるリボルビング信用枠の信用変換係数をバーゼル 3.1 の規制に整合させるために導入されたものです。
- **債券(9)百万ポンド**:これは、過度に保守的にモデル化された償却見込額を修正するために、IB ポートフォリオにおけるデフォルト時エクスポージャー(EAD)に適用された調整によるものです。

測定の不確実性

バークレイズ・バンク・ピーエルシーの予想信用損失費用の算出に用いたシナリオは、2024 年度第 2 四半期に刷新され、ベースライン・シナリオはその時点で入手可能であったマクロ経済に関する最新のコンセンサス予測を反映しました。ベースライン・シナリオでは、英国経済は徐々に回復し、金融引締政策の緩和がさらに刺激となります。米国の GDP 成長率は 2025 年に 1.7%に低下しますが、その後は 2.0%で安定します。労働市場は依然として堅調です。英国と米国の平均失業率は、2025 年にそれぞれ 4.4%と 4.1%でピークに達し、5 年間の予測期間の残りの期間はこの水準に留まると予想されます。インフレ圧力が大幅に低下したことから、主要中央銀行は 2024 年に金利引き下げを開始します。英国の住宅価格は 2024 年も下落し続けますが、その後安定し、2025 年から上昇傾向に転じます。米国の住宅市場はより堅調に推移し、住宅価格は引き続き上昇します。

下方シナリオ 2 では、主に賃金の大幅な上昇によりインフレ圧力が再び強まると想定されます。中央銀行はさらに金利を引き上げ、英国の基準金利と米国フェデラル・ファンド金利は、2025 年度第 1 四半期にいずれも 8.5%に達します。主要経済国では、金融環境が急速に引き締まるとともに市場のボラティリティが大幅に増加し、資産価格の急激な変動と信用損失の増加が生じます。中央銀行は積極的に金利を引き下げざるを得ません。需要の減少により英国と米国の GDP が減少し、ヘッドラインインフレ率は大幅に低下します。上方シナリオ 2 では、労働力参加率の上昇と生産性の向上により、新たなインフレ圧力が生じることなく経済成長が加速します。インフレが引き続き低下する中、中央銀行は金利を引き下げ、総需要をさらに刺激し、失業率の低下と健全な GDP 成長につながります。

シナリオの確率加重の見積手法では、ヒストリカルデータから英国と米国の GDP の将来パスを幅広くシミュレートし、これらの将来パスの分布上に 5 つのシナリオをマッピングします。中央値はベースライン・シナリオを中心に、ベースライン・シナリオから距離が離れたシナリオほど加重を低くし、5 つのシナリオの加重が合わせて 100%になるよう標準化します。上方シナリオの加重の増加は、ベースライン・シナリオにおける GDP の改善によって推進され、ベースライン・シナリオが上方シナリオに近づきます。詳細については、英語原文 18 ページをご参照ください。

次ページの表は、5 つのシナリオで用いられる主要なマクロ経済変数(5 年間の年次のパス)および各シナリオに適用される確率加重を示しています。

信用リスク

ECL の計算に用いたマクロ経済変数

2024年6月30日現在 ベースライン・シナリオ	2024年 (%)	2025年 (%)	2026年 (%)	2027年 (%)	2028年 (%)
英国 GDP ¹	0.7	1.2	1.6	1.7	1.6
英国失業率 ²	4.3	4.4	4.4	4.4	4.4
英国 HPI ³	(1.2)	1.6	3.0	4.4	3.2
英国基準金利 ⁶	5.0	4.3	3.8	3.6	3.5
米国 GDP ¹	2.3	1.7	2.0	2.0	2.0
米国失業率 ⁴	4.0	4.1	4.1	4.1	4.1
米国 HPI ⁵	3.3	3.0	3.3	3.3	3.3
米国フェデラル・ファンド金利 ⁶	5.3	4.4	4.0	3.8	3.8

下方シナリオ 2

英国 GDP ¹	0.2	(3.2)	0.5	2.1	1.3
英国失業率 ²	4.4	6.4	6.9	5.3	4.7
英国 HPI ³	(3.6)	(23.3)	2.8	15.6	7.7
英国基準金利 ⁶	5.9	4.0	1.0	1.0	1.0
米国 GDP ¹	1.8	(2.9)	1.2	2.8	1.6
米国失業率 ⁴	4.2	6.3	6.4	5.3	4.9
米国 HPI ⁵	0.9	(10.7)	2.0	8.0	5.3
米国フェデラル・ファンド金利 ⁶	5.9	4.1	1.5	1.5	1.5

下方シナリオ 1

英国 GDP ¹	0.4	(1.0)	1.0	1.9	1.5
英国失業率 ²	4.3	5.4	5.6	4.9	4.6
英国 HPI ³	(2.4)	(11.5)	2.9	9.9	5.5
英国基準金利 ⁶	5.5	4.1	2.4	2.3	2.3
米国 GDP ¹	2.0	(0.6)	1.6	2.4	1.8
米国失業率 ⁴	4.1	5.2	5.3	4.7	4.5
米国 HPI ⁵	2.1	(4.0)	2.7	5.6	4.3
米国フェデラル・ファンド金利 ⁶	5.6	4.3	2.8	2.6	2.6

上方シナリオ 2

英国 GDP ¹	1.1	3.9	3.2	2.6	2.3
英国失業率 ²	4.1	3.4	3.4	3.3	3.2
英国 HPI ³	4.9	14.2	6.8	2.7	3.8
英国基準金利 ⁶	4.9	3.4	2.6	2.6	2.5
米国 GDP ¹	2.6	3.2	2.9	2.8	2.8
米国失業率 ⁴	3.7	3.5	3.4	3.4	3.4
米国 HPI ⁵	5.3	3.9	5.0	4.6	4.6
米国フェデラル・ファンド金利 ⁶	5.2	3.7	3.1	2.8	2.8

上方シナリオ 1

英国 GDP ¹	0.9	2.5	2.4	2.2	2.0
英国失業率 ²	4.2	3.9	3.9	3.9	3.8
英国 HPI ³	1.8	7.8	4.9	3.6	3.5
英国基準金利 ⁶	5.0	3.8	3.2	3.1	3.0
米国 GDP ¹	2.4	2.5	2.4	2.4	2.4
米国失業率 ⁴	3.8	3.8	3.8	3.8	3.8
米国 HPI ⁵	4.3	3.5	4.2	3.9	3.9
米国フェデラル・ファンド金利 ⁶	5.3	4.1	3.5	3.3	3.3

信用リスク

1. 季節調整済実質 GDP 年平均値の変動。
2. 英国平均失業率(16 歳以上)。
3. 期末時点の英国 HPI 値の変動=ハリファックス・オール・ハウジズ、オール・バイヤーズ・インデックス(前年末比)。
4. 米国平均民間失業率(16 歳以上)。
5. 期末時点の米国 HPI 値の変動=FHFA 住宅価格指数(前年末比)。
6. 平均レート。

信用リスク

ECL の計算に用いたマクロ経済変数

2023年12月31日現在	2023年	2024年	2025年	2026年	2027年
ベースライン・シナリオ	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)
英国 GDP ¹	0.5	0.3	1.2	1.6	1.6
英国失業率 ²	4.2	4.7	4.7	4.8	5.0
英国 HPI ³	(3.3)	(5.1)	0.7	3.1	5.3
英国基準金利 ⁶	4.7	4.9	4.1	3.8	3.5
米国 GDP ¹	2.4	1.3	1.7	1.9	1.9
米国失業率 ⁴	3.7	4.3	4.3	4.3	4.3
米国 HPI ⁵	5.4	3.4	3.0	3.3	3.3
米国フェデラル・ファンド金利 ⁶	5.1	5.0	3.9	3.8	3.8
下方シナリオ 2					
英国 GDP ¹	0.5	(1.5)	(2.6)	2.4	1.6
英国失業率 ²	4.2	5.2	7.9	6.3	5.5
英国 HPI ³	(3.3)	(19.3)	(16.8)	14.5	12.4
英国基準金利 ⁶	4.7	6.6	1.3	1.0	1.0
米国 GDP ¹	2.4	(0.6)	(2.0)	3.1	2.0
米国失業率 ⁴	3.7	5.2	7.2	5.9	5.2
米国 HPI ⁵	5.4	(6.5)	(5.7)	7.2	6.4
米国フェデラル・ファンド金利 ⁶	5.1	6.3	1.8	1.5	1.5
下方シナリオ 1					
英国 GDP ¹	0.5	(0.6)	(0.7)	2.0	1.6
英国失業率 ²	4.2	4.9	6.3	5.6	5.2
英国 HPI ³	(3.3)	(12.4)	(8.3)	8.7	8.8
英国基準金利 ⁶	4.7	5.8	2.7	2.5	2.3
米国 GDP ¹	2.4	0.3	(0.2)	2.5	1.9
米国失業率 ⁴	3.7	4.7	5.8	5.1	4.8
米国 HPI ⁵	5.4	(1.7)	(1.4)	5.2	4.8
米国フェデラル・ファンド金利 ⁶	5.1	5.7	2.9	2.8	2.8
上方シナリオ 2					
英国 GDP ¹	0.5	2.4	3.7	2.9	2.4
英国失業率 ²	4.2	3.9	3.5	3.6	3.6
英国 HPI ³	(3.3)	7.8	7.6	4.5	5.6
英国基準金利 ⁶	4.7	4.3	2.7	2.5	2.5
米国 GDP ¹	2.4	2.8	3.1	2.8	2.8
米国失業率 ⁴	3.7	3.5	3.6	3.6	3.6
米国 HPI ⁵	5.4	6.1	4.3	4.5	4.6
米国フェデラル・ファンド金利 ⁶	5.1	4.3	2.9	2.8	2.8
上方シナリオ 1					
英国 GDP ¹	0.5	1.4	2.5	2.3	2.0
英国失業率 ²	4.2	4.3	4.1	4.2	4.3
英国 HPI ³	(3.3)	1.2	4.1	3.8	5.4
英国基準金利 ⁶	4.7	4.6	3.4	3.3	3.0
米国 GDP ¹	2.4	2.0	2.4	2.4	2.4
米国失業率 ⁴	3.7	3.9	3.9	4.0	4.0
米国 HPI ⁵	5.4	4.7	3.7	3.9	3.9
米国フェデラル・ファンド金利 ⁶	5.1	4.7	3.5	3.3	3.3

信用リスク

1. 季節調整済実質 GDP 年平均値の変動。
2. 英国平均失業率(16歳以上)。
3. 期末時点の英国 HPI 値の変動=ハリファックス・オール・ハウジズ、オール・バイヤーズ・インデックス(前年末比)。
4. 米国平均民間失業率(16歳以上)。
5. 期末時点の米国 HPI 値の変動=FHFA 住宅価格指数(前年末比)。
6. 平均レート。

シナリオ確率の加重

	上方シナリオ 2 (%)	上方シナリオ 1 (%)	ベースライン・ シナリオ (%)	下方シナリオ 1 (%)	下方シナリオ 2 (%)
2024年6月30日現在					
シナリオ確率の加重	16.5	26.1	32.6	16.2	8.6
2023年12月31日現在					
シナリオ確率の加重	13.8	24.7	32.4	18.3	10.8

特定のベースは、下方シナリオ／上方シナリオに照らした各変数の最も極端な値(例えば、下方シナリオでの最大の失業率、ベースライン・シナリオでの平均失業率、上方シナリオで最低の失業率)を示しています。GDP と HPI の下方および上方シナリオのデータは、20 四半期の開始時点との比較での累積ポジションの最低点と最高点を表しています。

マクロ経済変数(特定ベース)¹

	上方シナリオ 2 (%)	上方シナリオ 1 (%)	ベースライン・ シナリオ (%)	下方シナリオ 1 (%)	下方シナリオ 2 (%)
2024年6月30日現在					
英国 GDP ²	15.1	11.5	1.4	(0.7)	(3.7)
英国失業率 ³	3.1	3.8	4.4	6.2	8.0
英国 HPI ⁴	36.5	23.4	2.2	(14.6)	(28.2)
英国基準金利 ³	2.5	3.0	4.0	6.5	8.5
米国 GDP ²	14.8	12.3	2.0	(0.2)	(3.3)
米国失業率 ³	3.4	3.8	4.1	5.7	7.3
米国 HPI ⁴	25.7	21.5	3.2	(2.0)	(10.6)
米国フェデラル・ファンド金利 ³	2.8	3.3	4.3	6.6	8.5
2023年12月31日現在					
英国 GDP ²	13.4	9.6	1.1	(1.3)	(4.1)
英国失業率 ³	3.5	3.9	4.7	6.5	8.3
英国 HPI ⁴	23.8	11.5	0.1	(22.5)	(35.0)
英国基準金利 ³	2.5	3.0	4.2	6.8	8.5
米国 GDP ²	15.1	12.3	1.8	0.6	(1.7)
米国失業率 ³	3.4	3.5	4.2	5.9	7.5
米国 HPI ⁴	27.4	23.5	3.7	0.4	(7.6)
米国フェデラル・ファンド金利 ³	2.8	3.3	4.3	6.8	8.5

- 1 英国 GDP=季節調整済実質 GDP 成長率;英国失業率=英国失業率(16歳以上);英国 HPI=ハリファックス・オール・ハウジズ、オール・バイヤーズ・インデックス;米国 GDP=季節調整済実質 GDP 成長率;米国失業率=米国民間失業率(16歳以上);米国 HPI=FHFA 住宅価格指数。20 四半期は 2024 年度第 1 四半期(2023 年:2023 年度第 1 四半期)に開始。
- 2 上方シナリオでは 20 四半期ベースの 2023 年度第 4 四半期(2023 年:2022 年度第 4 四半期)に対する最大成長率、ベースライン・シナリオでは 5 年間の年平均成長率(CAGR)、下方シナリオでは 20 四半期ベースの 2023 年度第 4 四半期(2023 年:2022 年度第 4 四半期)に対する最低成長率。
- 3 上方シナリオでは 20 四半期のうち最低の四半期、ベースライン・シナリオでは 5 年平均、下方シナリオでは 20 四半期のうち最高の四半期。
- 4 上方シナリオでは 20 四半期ベースの 2023 年度第 4 四半期(2023 年:2022 年度第 4 四半期)に対する最大成長率、ベースライン・シナリオでは 5 年間の四半期末の CAGR、下方シナリオでは 20 四半期ベースの 2023 年度第 4 四半期(2023 年:2022 年度第 4 四半期)に対する最低成長率。

信用リスク

平均ベースは、20 四半期の各変数の平均四半期値であり、GDP および HPI はそれぞれ年平均および四半期 CAGR に基づいています。

マクロ経済変数(5 年間の平均)¹

	上方シナリオ 2	上方シナリオ 1	ベースライン・シナリオ	下方シナリオ 1	下方シナリオ 2
2024 年 6 月 30 日現在	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)
英国 GDP ²	2.6	2.0	1.4	0.8	0.2
英国失業率 ³	3.5	3.9	4.4	5.0	5.5
英国 HPI ⁴	6.4	4.3	2.2	0.6	(1.1)
英国基準金利 ³	3.2	3.6	4.0	3.3	2.6
米国 GDP ²	2.9	2.4	2.0	1.5	0.9
米国失業率 ³	3.5	3.8	4.1	4.7	5.4
米国 HPI ⁴	4.7	4.0	3.2	2.1	0.9
米国フェデラル・ファンド金利 ³	3.5	3.9	4.3	3.6	2.9

2023 年 12 月 31 日現在

英国 GDP ²	2.4	1.7	1.1	0.6	0.1
英国失業率 ³	3.7	4.2	4.7	5.2	5.8
英国 HPI ⁴	4.4	2.2	0.1	(1.7)	(3.5)
英国基準金利 ³	3.3	3.8	4.2	3.6	2.9
米国 GDP ²	2.8	2.3	1.8	1.4	0.9
米国失業率 ³	3.6	3.9	4.2	4.8	5.4
米国 HPI ⁴	5.0	4.3	3.7	2.4	1.2
米国フェデラル・ファンド金利 ³	3.6	4.0	4.3	3.9	3.2

1 英国 GDP = 季節調整済実質 GDP 成長率; 英国失業率 = 英国失業率 (16 歳以上); 英国 HPI = ハリファックス・オール・ハウジズ、オール・バイヤーズ・インデックス; 米国 GDP = 季節調整済実質 GDP 成長率; 米国失業率 = 米国民間失業率 (16 歳以上); 米国 HPI = FHFA 住宅価格指数。

2 2023 年 (2023 年:2022 年) 以降 5 年間の平均 CAGR。

3 5 年間の平均。2024 年度第 1 四半期 (2023 年:2023 年度第 1 四半期) 以降の 20 四半期を基準とした期間。

4 2023 年度第 4 四半期 (2023 年:2022 年度第 4 四半期) 以降 5 年間の四半期末時点の CAGR。

市場リスク

管理バリュー・アット・リスク (VaR) の分析

下表は、資産種別の分散ベースの管理 VaR 合計を示しています。管理 VaR 合計には IB および財務活動の全トレーディング・ポジションが含まれており、1 日保有した場合の VaR が計算されています。VaR の制限は、管理 VaR 合計および資産種別に適用されます。また、市場リスク管理機能は、重要な業務やトレーディング・デスクに VaR の二次的制限を適用します。

資産種別管理 VaR (95%)

	2024 年 6 月 30 日に終了した半 期			2023 年 12 月 31 日に終了した半 期			2023 年 6 月 30 日に終了した半 期		
	平均 (百万ポ ンド)	最大 (百万ポ ンド)	最小 (百万ポ ンド)	平均 (百万ポ ンド)	最大 (百万ポ ンド)	最小 (百万ポ ンド)	平均 (百万ポ ンド)	最大 (百万ポ ンド)	最小 (百万ポ ンド)
信用リスク	22	27	19	32	40	22	48	57	38
金利リスク	16	25	9	15	24	10	16	25	9
株式リスク	6	9	4	5	9	3	6	10	3
ベークス・リスク	6	8	4	10	13	8	15	24	11
スプレッド・リスク	5	7	4	7	10	6	10	14	7
為替リスク	4	9	2	4	9	1	3	6	1
コモディティ・リスク	—	1	—	—	1	—	—	1	—
インフレ・リスク	4	5	2	4	6	2	9	11	6
分散効果 ¹	(34)	n/a	n/a	(38)	n/a	n/a	(62)	n/a	n/a
管理 VaR 合計	29	36	20	39	55	24	45	60	35

¹ 分散効果は異なる資産または異なる事業から予想される損失が同時に発生する可能性が低いことを認識しています。このため予想損失総額は各エリアにおける予想損失の合計を下回ります。これらの評価においては損失間の過去の相関性が考慮されています。区分ごとに報告されている最大および最小の VaR 値は、最大および最小の管理 VaR 合計と必ずしも同日に発生したものではありません。したがって、最大および最小の VaR 値にかかる分散効果は意味が無く、上表では省略されています。

平均管理 VaR は 26%減少して 29 百万ポンド(2023 年度下半期:39 百万ポンド)となりました。この減少は、(2023 年度下半期と比較して)地政学的緊張が緩和し、インフレが引き続き低下し、中央銀行が金利を引き下げ始めたこと等により、2024 年度上半期の市場ボラティリティと信用スプレッド水準が低下したことが主な要因です。

トレジャリー・リスクおよび資本リスク

資金調達および流動性

概要

流動性プールは、預金の増加により、2,052 億ポンド(2023 年 12 月:1,763 億ポンド)に増加しました。パークレイズ・バンク・ピーエルシーの国内流動性サブグループ(DoL サブグループ)の流動性カバレッジ比率(LCR)は 152.6%(2023 年 12 月:150.7%)で、規制上の要件である 100%を大幅に上回る状態を維持しており、これは年度末時点のポジションと比べて資金流出純額に占める適格流動資産(HQLA)の比率が増加したことを反映しています。

流動性管理の目的上、パークレイズ・バンク・ピーエルシーおよびその子会社であり英国のブローカー・ディーラー企業であるパークレイズ・キャピタル・セキュリティーズ・リミテッドは、パークレイズ・バンク・ピーエルシーの DoL サブグループの取り決めに基づき、結合ベースにて PRA に監視されています。

流動性リスク・ストレステスト

内部流動性ストレステスト(ILST)では、一定の範囲のシナリオにおける潜在的な契約上および偶発的なストレス時の資金流出を測定します。これは次に、ストレスが生じた場合に予想される資金流出に応じるために直ちに利用可能な余剰流動性の規模を決定するのに使用されます。シナリオには、30 日間のパークレイズ特有のストレス事象、90 日間の市場全体のストレス事象、ならびにパークレイズ特有のストレス事象と市場全体のストレス事象の両方から成る 30 日間の結合シナリオが含まれます。

LCR 要件では、様々な資金調達源の相対的な安定性とストレス時の潜在的な追加資金需要を考慮しています。LCR は、30 日間にわたる深刻なストレス・シナリオで生き残るために十分な適格流動資産を保有することで、銀行の流動性リスク・プロファイルの短期的な耐性を向上させることを目的としたものです。

2024 年 6 月 30 日現在、パークレイズ・バンク・ピーエルシーの DoL サブグループは、内部および規制上の要件に対して資金流出純額の 100%を大幅に上回る適格流動資産を保有しています。現金および中央預け金、国債ならびにその他の適格証券の間の余剰流動性比率は、パークレイズ・グループに概ね類似しています。パークレイズ・バンク・ピーエルシーの DoL サブグループにおける流動性プールはすべてパークレイズ・バンク・ピーエルシー内で保有されています。

	2024 年 6 月 30 日 現在 (億ポンド)	2023 年 12 月 31 日 現在 (億ポンド)
パークレイズ・バンク・ピーエルシーの DoL サブグループにおける流動性プール	2,052	1,763
	(%)	(%)
パークレイズ・バンク・ピーエルシーの DoL サブグループにおける流動性カバレッジ比率 ¹	152.6	150.7

¹ 月末のスポット・レシオの直近 12 カ月平均に基づく平均ベースで表示されています。

安定調達比率(NSFR)

外部の NSFR 指標では、銀行は中長期にわたってオンバランスと特定のオフバランスの両方のエクスポージャーを考慮して、安定した資金調達プロファイルを維持することが求められます。この比率は、利用可能な安定調達額(安定した資金源として定義される資本および特定の負債)と必要安定調達額(オンバランスの資産および長期の資金調達が必要となる可能性のある特定のオフバランス・エクスポージャーの測定値)との相対的な比率として定義されます。NSFR(直近 4 四半期末の比率の平均)は 2024 年 6 月現在で 110.9%であり、規制上の要件を上回る超過額 351 億ポンドに相当し、パークレイズ・バンク・ピーエルシーの安定したバランスシート資金調達プロファイルを示しています。

トレジャリー・リスクおよび資本リスク

	2024年6月30日 現在 (億ポンド)	2023年12月31日 現在 (億ポンド)
安定調達比率¹		
利用可能な安定調達額合計	3,598	3,388
必要安定調達額合計	3,247	3,076
超過額	351	312
安定調達比率	110.9 %	110.1 %

脚注

1 平均は直近4四半期末のスポット・レシオを表します。

流動性リスク選好度の一環として、バークレイズ・バンク・ピーエルシーの DoL サブグループは、最低 LCR、NSFR、および内部流動性ストレステストの制限を設定します。バークレイズ・バンク・ピーエルシーの DoL サブグループは、内部要件および規制要件に対する超過額を効率的な水準で維持する予定です。市場の資金調達状況に対するリスク、バークレイズ・バンク・グループの流動性ポジションおよび資金調達プロファイルは継続的に評価され、流動性プールの規模と資金調達プロファイルを適切に管理するための措置が講じられます。

トレジャリー・リスクおよび資本リスク

資本およびレバレッジ

バークレイズ・バンク・ピーエルシーの自己資本要件は、PRA により単独連結レベルで遵守されなければなりません。単独連結ベースのバークレイズ・バンク・ピーエルシーは、バークレイズ・バンク・ピーエルシーおよび一部の子会社から構成され、連結する子会社については PRA の承認を条件としています。

詳細については、home.barclays/investor-relations/reports-and-events で閲覧可能となる 2024 年 8 月 9 日に公表予定のバークレイズ・バンク・ピーエルシーの 2024 年度中間のピラー3 レポートをご参照下さい。

2024 年 6 月 30 日現在、単独連結ベースのバークレイズ・バンク・ピーエルシーの CET1 資本比率は 11.7%であり、規制上の最低要件の 10.6%を上回っています。

資本比率^{1,2,4}

	2024 年 6 月 30 日現在	2023 年 12 月 31 日現在
CET1	11.7%	12.1%
Tier 1(T1)	15.1%	16.0%
規制上の自己資本合計	18.6%	19.2%

資本要素

	2024 年 6 月 30 日現在 (百万ポンド)	2023 年 12 月 31 日現在 (百万ポンド)
CET1 資本	25,223	25,470
T1 資本	32,693	33,864
規制上の自己資本合計	40,183	40,530
リスク調整後資産(RWA)	216,117	211,193

バークレイズ・バンク・ピーエルシーのレバレッジの最低要件はサブ連結ベースで設定されています。サブ連結グループは、規制上の連結範囲という意味でのバークレイズ・バンク・グループを表しており、PRA に承認されています。その結果、本報告書に含まれるバークレイズ・バンク・ピーエルシーのレバレッジの開示は、四半期末日基準の自己資本とエクスポージャーに基づいて、バークレイズ・バンク・ピーエルシーのサブ連結レベルで表示されています。

さらに、四半期各月末ごとの自己資本に基づく英国の平均レバレッジ比率および四半期末日のエクスポージャー計測の開示も義務付けられています。

BBPLC のサブ連結のレバレッジ比率^{1,3,4,5}

	2024 年 6 月 30 日現在 (百万ポンド)	2023 年 12 月 31 日現在 (百万ポンド)
英国のレバレッジ比率	5.6 %	6.0 %
T1 資本	54,709	55,560
英国のレバレッジ・エクスポージャー	973,952	924,826
英国の平均レバレッジ比率	5.2 %	5.4 %
平均 T1 資本	55,121	55,681
英国の平均レバレッジ・エクスポージャー	1,052,407	1,022,824

1 CET1、T1 および T2 資本、ならびに RWA は、英国 CRR に基づく経過措置を適用して算出されています。これには、IFRS 第 9 号の経過措置と、2025 年 6 月 28 日までの特定の資本性商品の適用除外が含まれます。

2 完全施行ベースの CET1 資本比率は 11.7%、CET1 資本は 252 億ポンド、RWA は 2,161 億ポンドであり、英国 CRR の経過措置を適用せずに算出されています。

3 英国の完全施行ベースのレバレッジ比率は 5.6%、T1 資本は 546 億ポンド、レバレッジ・エクスポージャーは 9,738 億ポンドでした。英国の完全施行ベースの平均レバレッジ比率は 5.2%、T1 資本は 550 億ポンド、レバレッジ・エクスポージャーは 10,523 億ポンドでした。英国の完全施行ベースのレバレッジ比率は、英国 CRR に基づく経過措置を適用せずに算出されています。

トレジャリー・リスクおよび資本リスク

- 4 バークレイズ・バンク・ピーエルシーの AT1 証券(すべてバークレイズ・ピーエルシーが保有)における転換トリガーに対する評価に関連する、完全施行ベースのバークレイズ・バンク・ピーエルシーの単独連結ベースおよびバークレイズ・バンク・ピーエルシーのサブ連結ベースの CET1 比率は、英国 CRR の経過措置を適用せずに算出した場合、それぞれ 11.7%および16.2%でした。
- 5 レバレッジ比率は T1 資本について表されますが、カウンターシクリカル・レバレッジ比率バッファー(CCLB)と最低要件の 75%は CET1 資本のみでカバーする必要があります。0.2%のカウンターシクリカル・レバレッジ比率バッファーに対して保持される CET1 資本は、19 億ポンドでした。

取締役の責任に関する声明

取締役(取締役の氏名は以下に記載)は、適切でない場合を除き、継続企業ベースで財務書類を作成することを要求されます。この継続企業の前提の評価を行うにあたり、取締役は現在および将来の状況に関する情報を検討しました。各取締役は、各人が知る限りにおいて、英語原文 26 ページから 31 ページに掲載されている要約連結中間財務書類が、(a)英国(UK)が採用した国際会計基準第 34 号「期中財務報告」、(b)国際会計基準審議会(IASB)が発行した国際会計基準第 34 号「期中財務報告」、および(c)欧州連合で適用される規則(EC)第 1606/2002 号に従って採択した国際会計基準第 34 号「期中財務報告」に準拠して作成されており、また、本書の経営陣の中間報告書には、以下の情報の適正なレビューが含まれていることを認めています。

- 2024 年 6 月 30 日に終了した 6 カ月間において発生した重要な事象の兆候およびそれらが要約連結中間財務書類に及ぼす影響、ならびに当事業年度の残り 6 カ月間における主要なリスクおよび不確実性の記載。
- 2024 年 6 月 30 日に終了した 6 カ月間における関連当事者取引のうち、当該期間におけるパークレイズ・バンク・グループの財政状態または業績に重要な影響を及ぼしたすべての取引および直近の年次報告書に記載された関連当事者取引に関する変更のうち、2024 年 6 月 30 日に終了した 6 カ月間におけるパークレイズ・バンク・グループの財政状態または業績に重要な影響を及ぼす可能性があったすべての変更。

(i) 英国の金融行為規制機構の開示および透明性規則 4.2.7、ならびに(ii) アイルランドの「2007 年透明性(指令 2004/109/EC)規則(改正)」8(2)および(3)に準拠しています。

2024 年 7 月 31 日に以下の者が取締役会を代表して署名を行いました。

CS ヴェンカタクリシュナン
最高責任者

アウノイ・バナジー
最高財務責任者

パークレイズ・バンク・ピーエルシー取締役会:

会長
ナイジェル・ヒギンズ

業務執行取締役
CS ヴェンカタクリシュナン
アンナ・クロス

業務執行権のない取締役
ロバート・ベリー
モハメッド・A・エル・エリアン
ドーン・フィッツパトリック
メアリー・フランシス CBE
マーク・モーゼス
ダイアン・シュエネマン
ブライアン・シェイ
ジュリア・ウィルソン

パークレイズ・バンク・ピーエルシーに対する独立監査人のレビュー報告書

結論

私どもは、パークレイズ・バンク・ピーエルシー(「貴社」または「貴グループ」)の委嘱により、2024年6月30日に終了した6カ月間の中間決算報告書に含まれている、以下からなる一連の要約財務書類のレビューを行いました。

- 2024年6月30日に終了した期間における要約連結損益計算書および要約連結包括利益計算書
- 2024年6月30日現在の要約連結貸借対照表
- 同日に終了した期間における要約連結株主資本変動表
- 同日に終了した期間における要約連結キャッシュフロー計算書
- 関連する注記

私どものレビューに基づき、2024年6月30日に終了した6カ月間の中間決算報告書に含まれている一連の要約財務書類が、英国における使用のために採用したIAS第34号「期中財務報告」および英国の金融行為規制機構(英国FCA)の「開示および透明性規則」(DTR)およびアイルランドの「2007年透明性(指令2004/109/EC)規則(改正)」に準拠して作成されていないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められませんでした。

結論の根拠

私どもは、英国での使用のために公表した、国際レビュー業務基準(英国)第2410号「事業体の独立監査人が実施する中間財務情報のレビュー(ISRE(UK)2410)」に準拠してレビューを実施しました。中間財務情報のレビューには、主として財務および会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続およびその他のレビュー手続が適用されます。私どもは、中間決算報告書に含まれるその他の情報を通読し、当該情報に明白な虚偽表示または一連の要約財務書類中の情報との重要な不整合が含まれているかどうかを検討しました。

レビューは国際監査基準(英国)に準拠して実施される監査に比べて相当程度限定された手続であるため、私どもは、監査において識別されると考えられる重要な事項のすべてを認識しているという保証を得ることができません。したがって、私どもは監査意見を表明いたしません。

継続企業の前提に関する結論

本報告書の「結論の根拠」に記載されている通り、監査において実施する手続と比べて限定的なレビュー手続に基づき、取締役が継続企業の前提を不適切に適用した、または取締役が継続企業の前提に関する重要な不確実性を識別したという事実が適切に開示されていないと信じさせる事項は認められませんでした。

この結論は、ISRE(UK)2410に準拠して実施されたレビュー手続に基づくものです。しかしながら、将来の事象または状況によっては、貴グループが継続企業として事業を継続できなくなる可能性があり、上記の結論は貴グループの事業の継続を保証するものではありません。

取締役の責任

中間決算報告書の作成責任は取締役にあり、また、取締役により承認されています。取締役は、英国FCAのDTRおよびアイルランドの「2007年透明性(指令2004/109/EC)規則(改正)」に準拠して中間決算報告書を作成する責任を有しています。

注記1で開示されている通り、パークレイズ・バンク・ピーエルシー・グループの年次財務書類は、英国で採用された国際会計基準に準拠して作成されています。

取締役は、英国における使用のために採用したIAS第34号に準拠して中間決算報告書に含まれる一連の要約財務書類の作成責任を負っています。

取締役は、要約財務書類の作成に際し、貴グループが継続企業として存続する能力を評価し、継続企業に関する事項を適宜開示し、取締役が貴グループの清算もしくは事業停止を意図するか、またはそれ以外に現実的な代替案がない場合を除き、継続企業の前提に基づき要約財務書類を作成する責任を負います。

私どもの責任

パークレイズ・バンク・ピーエルシーに対する独立監査人のレビュー報告書

私どもの責任は、私どものレビューに基づき、貴社に対して中間決算報告書に含まれている一連の要約財務書類に対する結論を表明することです。継続企業の前提に関する結論も含め、私どもの結論は本報告書の「結論の根拠」に記載されている通り、監査手続に比べて限定的な手続に基づいています。

私どものレビュー手続の目的および私どもが責任を負うもの

本報告書は、貴社が英国 FCA の DTR およびアイルランドの「2007 年透明性(指令 2004/109/EC)規則(改正)」の要件を満たすにあたり貴社を支援する私どもの契約条項に従い、貴社のためにのみ作成されています。私どものレビューは、私どもがこの報告書に記載する必要があるこれらの事項を貴社に対して表明するために実施されたものであり、他の目的はありません。法律で認められる限りにおいて、私どもは、私どものレビュー手続、本報告書、または私どもが達した結論について、貴社以外のいかなる者に対しても責任を負うまたは引き受けるものではありません。

スチュアート・クリスプ

ケーピーエムジー エルエルピーを代表して

勅許会計士

15 カナダスクエア

ロンドン、E14 5GL

2024 年 7 月 31 日

要約連結財務書類

要約連結損益計算書(未監査)

		2024年6月30 日に終了した半 期 (百万ポンド)	2023年6月30 日に終了した半 期 (百万ポンド)
受取利息等		12,772	10,692
支払利息等		(9,657)	(7,572)
利息収入純額		3,115	3,120
受取手数料	3	4,775	4,527
支払手数料	3	(1,527)	(1,721)
手数料収入純額	3	3,248	2,806
トレーディング収益純額		3,302	3,853
投資収益／(費用)純額		15	(14)
その他の収益		14	39
収益合計		9,694	9,804
人件費		(2,866)	(2,827)
インフラおよび一般管理費		(3,199)	(3,125)
英国の規制上の賦課金 ²		(66)	—
訴訟および特定行為		(56)	(34)
営業費用		(6,187)	(5,986)
関連会社および共同支配企業の税引後損益に対する持分		1	2
減損前利益		3,508	3,820
信用に係る減損費用		(831)	(688)
税引前利益		2,677	3,132
税金費用		(520)	(525)
税引後利益		2,157	2,607
以下に帰属するもの:			
親会社の株主		1,735	2,188
その他の持分商品保有者		422	419
税引後利益		2,157	2,607

1 財務書類に対する注記は英語原文の32ページから49ページをご参照ください。

2 BoEの賦課金制度の影響を含みます。詳細は財務レビューの「その他の事項」をご参照ください。

要約連結財務書類

要約連結包括利益計算書(未監査)

		2024年6月30 日に終了した半 期	2023年6月30 日に終了した半 期
	注記 ¹	(百万ポンド)	(百万ポンド)
税引後利益		2,157	2,607
損益に振替えられる可能性のあるその他の包括(損失)/利益²			
為替換算再評価差額	9	(107)	(1,325)
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融商品の再評価差額	9	(286)	58
キャッシュフロー・ヘッジ再評価差額	9	(169)	(383)
損益に振替えられる可能性のあるその他の包括損失		(562)	(1,650)
損益に振替えられないその他の包括損失			
退職給付の再測定	8	(97)	(476)
当グループ自身の信用度に関連する損益	9	(462)	(494)
損益に振替えられないその他の包括損失		(559)	(970)
当期その他の包括損失		(1,121)	(2,620)
当期包括利益/(損失)合計		1,036	(13)

1 財務書類に対する注記は英語原文の32ページから49ページをご参照ください。

2 税引後の金額で報告されています。

要約連結財務書類

要約連結貸借対照表(未監査)

資産	注記 ¹	2024年6月30日現在	2023年12月31日現在
		(百万ポンド)	(百万ポンド)
現金および中央銀行預け金		212,127	189,686
現金担保および決済残高		141,368	103,708
債券(償却原価ベース)		44,799	39,046
銀行に対する貸付金(償却原価ベース)		8,565	9,024
顧客に対する貸付金(償却原価ベース)		137,208	137,177
リバース・レポ取引およびその他類似の担保付貸付		2,980	1,103
トレーディング・ポートフォリオ資産		197,281	174,566
損益計算書を通じて公正価値で測定する金融資産		213,305	204,236
デリバティブ		252,244	256,111
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産		54,022	51,423
関連会社および共同支配企業に対する投資		15	22
のれんおよび無形資産		1,035	1,084
有形固定資産		1,546	1,262
未収還付税		427	546
繰延税金資産		4,291	3,888
退職給付資産	8	3,541	3,667
売却目的保有に分類された処分グループに含まれる資産		3,725	3,916
その他の資産		5,485	4,701
資産合計		1,283,964	1,185,166
負債			
銀行預り金(償却原価ベース)		19,588	14,598
顧客預り金(償却原価ベース)		304,424	287,200
現金担保および決済残高		142,670	92,988
レポ取引およびその他類似の担保付借入		39,533	28,554
発行債券		43,078	45,653
劣後負債	6	37,849	35,903
トレーディング・ポートフォリオ負債		58,672	57,761
公正価値で測定すると指定された金融負債		321,082	298,573
デリバティブ		242,065	249,880
未払税金		683	411
繰延税金負債		3	3
退職給付債務	8	167	173
引当金	7	757	817
売却目的保有に分類された処分グループに含まれる負債		3,984	3,164
その他の負債		10,299	8,984
負債合計		1,224,854	1,124,662
株主資本			
払込済株式資本および株式払込剰余金		2,348	2,348
その他の持分商品		9,875	10,765
その他の剰余金	9	(1,387)	(363)
利益剰余金		48,274	47,754
株主資本合計		59,110	60,504
負債および株主資本合計		1,283,964	1,185,166

¹ 財務書類に対する注記は英語原文の32ページから49ページをご参照ください。

要約連結財務書類

要約連結株主資本変動表(未監査)

	払込済株式資本および株式払込剰余金	その他の持分商品 ¹	その他の剰余金 ²	利益剰余金	株主資本合計
	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)
2024年6月30日に終了した半期					
2024年1月1日現在残高	2,348	10,765	(363)	47,754	60,504
税引後利益	—	422	—	1,735	2,157
為替換算の変動	—	—	(107)	—	(107)
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融商品の再評価差額	—	—	(286)	—	(286)
キャッシュフロー・ヘッジ	—	—	(169)	—	(169)
退職給付の再測定	—	—	—	(97)	(97)
当グループ自身の信用度に関連する損益	—	—	(462)	—	(462)
当期包括利益合計	—	422	(1,024)	1,638	1,036
持分商品の発行および交換	—	(890)	—	(92)	(982)
その他の持分商品に係るクーポン支払額	—	(422)	—	—	(422)
従業員株式制度に基づくパークレイズ・ピーエルシー株式の決済	—	—	—	289	289
株式報酬制度に基づくパークレイズ・ピーエルシー株式の権利確定	—	—	—	(432)	(432)
普通株式配当金	—	—	—	(852)	(852)
優先株式およびその他の株主資本に係る配当金	—	—	—	(21)	(21)
その他の剰余金の変動	—	—	—	(10)	(10)
2024年6月30日現在残高	2,348	9,875	(1,387)	48,274	59,110

	払込済株式資本および株式払込剰余金	その他の持分商品 ¹	その他の剰余金 ²	利益剰余金	株主資本合計
	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)
2023年12月31日に終了した半期					
2023年7月1日現在残高	2,348	11,304	(3,388)	48,084	58,348
税引後利益	—	389	—	565	954
為替換算の変動	—	—	116	—	116
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融商品の再評価差額	—	—	77	—	77
キャッシュフロー・ヘッジ	—	—	3,045	—	3,045
退職給付の再測定	—	—	—	(370)	(370)
当グループ自身の信用度に関連する損益	—	—	(216)	—	(216)
当期包括利益合計	—	389	3,022	195	3,606
その他の持分商品の発行および交換	—	(539)	—	(12)	(551)
その他の持分商品に係るクーポン支払額	—	(389)	—	—	(389)
従業員株式制度に基づくパークレイズ・ピーエルシー株式の決済	—	—	—	168	168
株式報酬制度に基づくパークレイズ・ピーエルシー株式の権利確定	—	—	—	(12)	(12)
普通株式配当金	—	—	—	(648)	(648)
優先株式およびその他の株主資本に係る配当金	—	—	—	(21)	(21)
その他の剰余金の変動	—	—	3	—	3
2023年12月31日現在残高	2,348	10,765	(363)	47,754	60,504

要約連結財務書類

要約連結株主資本変動表(未監査)

	払込済株式資本および株式 払込剰余金	その他の持分 商品 ¹	その他の剰余 金 ²	利益剰余金	株主資本合計
2023年6月30日に終了した半期	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)
2023年1月1日現在残高	2,348	10,691	(1,464)	47,378	58,953
税引後利益	—	419	—	2,188	2,607
為替換算の変動	—	—	(1,325)	—	(1,325)
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融商品の再評価差額	—	—	58	—	58
キャッシュフロー・ヘッジ	—	—	(383)	—	(383)
退職給付の再測定	—	—	—	(476)	(476)
当グループ自身の信用度に関連する損益	—	—	(494)	—	(494)
当期包括利益合計	—	419	(2,144)	1,712	(13)
その他の持分商品の発行および交換	—	613	—	—	613
その他の持分商品に係るクーポン支払額	—	(419)	—	—	(419)
従業員株式制度に基づくパークレイズ・ピーエルシー株式の決済	—	—	—	241	241
株式報酬制度に基づくパークレイズ・ピーエルシー株式の権利確定	—	—	—	(430)	(430)
普通株式配当金	—	—	—	(700)	(700)
優先株式およびその他の株主資本に係る配当金	—	—	—	(19)	(19)
グループ内振替による株主資本への影響純額	—	—	220	(96)	124
その他の剰余金の変動	—	—	—	(2)	(2)
2023年6月30日現在残高	2,348	11,304	(3,388)	48,084	58,348

1 その他の持分商品 9,875 百万ポンド(2023年12月:10,765 百万ポンド)は、パークレイズ・ピーエルシーに発行したAT1証券で構成されています。パークレイズ・ピーエルシーは市場発行により得た資金を、パークレイズ・バンク・ピーエルシーからAT1証券を購入するために利用しています。2024年6月30日に終了した期間において、発行1件(発行費用6百万ポンド控除後、合計619百万ポンドの固定利付金利再設定永久劣後コンティンジェント・コンバーチブル証券の発行)と、償還1件(発行費用6百万ポンド控除後、1,509百万ポンド、償還時に利益剰余金に振替え)が行われました。2023年12月31日に終了した期間において、発行3件(発行費用26百万ポンドを含む、合計2,499百万ポンドの固定利付金利再設定永久劣後コンティンジェント・コンバーチブル証券の発行)と、償還2件(合計2,425百万ポンド)が行われました。

2 その他の剰余金の詳細は英語原文の44ページに記載されています。

要約連結財務書類

要約連結キャッシュフロー計算書(未監査)

	2024年6月30	2023年6月30
	日に終了した半 期	日に終了した半 期
	(百万ポンド)	(百万ポンド)
税引前利益	2,677	3,132
非現金項目の調整	2,586	5,832
貸付金(償却原価ベース)の純(増加)/減少	(2,723)	8,081
預り金(償却原価ベース)の純増加	22,214	16,241
発行債券の純減少	(2,575)	(1,635)
その他の営業資産および負債の変動	10,137	308
法人税等(支払)/還付額	(66)	174
営業活動からのキャッシュ純額	32,250	32,133
投資活動からのキャッシュ純額	(7,383)	(11,947)
財務活動からのキャッシュ純額	(67)	(1,114)
現金および現金同等物に係る為替レートの影響	(1,622)	(6,546)
現金および現金同等物の純増加	23,178	12,526
現金および現金同等物 期首残高	208,412	219,854
現金および現金同等物 期末残高	231,590	232,380

財務書類に対する注記

1. 作成の基礎

2024年6月30日に終了した6カ月間のこれらの要約連結中間財務書類(本財務書類)は、(a)英国の金融行為規制機構(FCA)の「開示ガイダンスおよび透明性規則」(DTR)、(b)アイルランドの「2007年透明性(指令2004/109/EC)規則(改正)」ならびに(c)(i)英国が採用したIAS第34号「期中財務報告」、(ii)国際会計基準審議会(IASB)が公表したIAS第34号「期中財務報告」、および(iii)欧州連合(EU)で適用される規則(EC)第1606/2002号に従って採択したIAS第34号「期中財務報告」に準拠して作成されています。英国が適用したIAS第34号とEUが適用したIAS第34号は、現時点で同じものであり、また2023年12月31日現在でも同じでした。

要約連結中間財務書類は、2023年12月31日終了事業年度の年次財務書類と合わせて読むべきです。2023年12月31日終了事業年度の年次財務書類は、2006年会社法の要求事項に準拠し、また、(i)英国が採用した国際会計基準、(ii)IASBが発行した国際財務報告基準(IFRS)および解釈(IFRIC)および(iii)EUで適用される規則(EC)第1606/2002号に従って採択したIFRSに準拠して作成されています。英国が適用したIFRSとEUが適用したIFRSは、現時点で同じものであり、また2023年12月31日現在でも同じでした。

これらの要約連結中間財務書類で使用した会計方針および会計処理方法は、パークレイズ・バンク・ピーエルシーの2023年度の英文年次報告書で使用したものと同じです。

1. 継続事業の前提

取締役は、パークレイズ・バンク・グループおよび親会社が財務書類の承認日から少なくとも12カ月間において事業を継続するための資源を有していると確信しているため、中間財務書類は継続企業の前提に基づいて作成されています。この評価を行うにあたり、取締役は、運転資本報告書(WCR)のレビューを含む、現在および将来の状況に関する幅広い情報を検討しました。WCRは、取締役が、パークレイズ・バンク・グループの将来の業績を評価し、継続的な規制上の要求事項を満たすために必要な資金源を保有していることを評価するために使用します。WCRには、内部で作成されたストレステストのシナリオが流動性や所要自己資本の予測に与える影響の評価が含まれています。使用したストレステストは、パークレイズ・バンク・グループが経験し得ると合理的に考えられる下方経済シナリオの評価に基づいています。

WCRは、パークレイズ・バンク・グループが将来のビジネス要件の下支えに十分な資本を保有しており内部のストレス・シナリオにおける規制上の最低限の要求事項を引き続き上回っていることを示しました。

2. その他の開示

英語原文7ページから19ページの「信用リスク」の開示は、中間財務書類の一部を構成しています。

財務書類に対する注記

2.セグメント別報告

2024 年から、バークレイズ・バンク・グループは、本社に加えて、以下の事業部門を報告単位としてセグメント開示を行っています。

- バークレイズ UK コーポレート・バンク
- バークレイズ・プライベート・バンク・アンド・ウェルス・マネジメント
- バークレイズ・インベストメント・バンク
- バークレイズ US コンシューマー・バンク

各報告セグメントについては、英語原文の 2 ページをご参照ください。

事業部門別業績の内訳

	バークレイズ・ プライベート・バ ンク・アンド・ウ ェルス・マネジメ ント		バークレイズ・ インベストメン ト・バンク	バークレイズ US コンシューマ ー・バンク	本社	バークレイズ・ バンク・グルー プ
2024 年 6 月 30 日に終了した半期	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)
利息収入純額	604	376	654	1,347	134	3,115
非金利収入／(支出)	308	272	5,905	344	(250)	6,579
収益合計	912	648	6,559	1,691	(116)	9,694
営業費用	(492)	(454)	(3,963)	(807)	(349)	(6,065)
英国の規制上の賦課金 ¹	(30)	(3)	(33)	—	—	(66)
訴訟および特定行為	—	1	(11)	(4)	(42)	(56)
営業費用合計	(522)	(456)	(4,007)	(811)	(391)	(6,187)
その他の収益純額 ²	—	—	—	—	1	1
減損前利益／(損失)	390	192	2,552	880	(506)	3,508
信用に係る減損(費用)／戻入	(23)	3	(34)	(719)	(58)	(831)
税引前利益／(損失)	367	195	2,518	161	(564)	2,677
2024 年 6 月 30 日現在	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)
資産合計	640	358	11,219	320	303	12,840
負債合計	873	653	10,431	215	77	12,249

財務書類に対する注記

2023年6月30日に終了した半期	パークレイズ・プライベート・バンク				本社	パークレイズ・バンク・グループ
	パークレイズ・UKコーポレート・バンク	パークレイズ・バンク・アンド・ウエルス・マネジメント	パークレイズ・インベストメント・バンク	パークレイズ・USコンシューマー・バンク		
	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)
利息収入純額	644	377	863	1,262	(26)	3,120
非金利収入	330	192	5,636	337	189	6,684
収益合計	974	569	6,499	1,599	163	9,804
営業費用	(457)	(340)	(3,956)	(837)	(362)	(5,952)
英国の規制上の賦課金 ¹	—	—	—	—	—	—
訴訟および特定行為	—	—	2	(4)	(32)	(34)
営業費用合計	(457)	(340)	(3,954)	(841)	(394)	(5,986)
その他の(費用)/収益純額 ²	2	—	—	1	(1)	2
減損前利益/(損失)	519	229	2,545	759	(232)	3,820
信用に係る減損(費用)/戻入	60	(10)	(102)	(585)	(51)	(688)
税引前利益/(損失)	579	219	2,443	174	(283)	3,132
2023年12月31日現在	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)
資産合計	616	321	10,276	334	305	11,852
負債合計	868	610	9,489	212	68	11,247

1 BoEの賦課金制度および英国の銀行税の影響を含みます。

2 その他の収益純額は関連会社および共同支配企業の税引後損益に対する持分を表します。

収益の地域別内訳¹

	2024年6月30日に終了した半期	2023年6月30日に終了した半期
	(百万ポンド)	(百万ポンド)
英国	3,185	3,555
欧州	1,190	1,255
米州	4,617	4,234
アフリカおよび中東	39	42
アジア	663	718
合計	9,694	9,804

1 地域別の分析は、取引が計上された事業所の所在地に基づいています。

財務書類に対する注記

3.手数料収入純額

手数料収入の内訳は以下の通りであり、IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」の適用範囲に含まれる手数料の合計を含んでいます。

2024 年 6 月 30 日に終了した半期	パークレイズ・ プライベート・バ ンク・アンド・ウ ェルス・マネジメ ント		パークレイズ・ インベストメン ト・バンク	パークレイズ US コンシューマ ー・バンク	本社	パークレイズ・ バンク・グルー プ
	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)
手数料の種類						
トランザクション	228	16	171	1,320	160	1,895
アドバイザー	—	156	325	—	—	481
仲介および実行	—	62	777	—	—	839
株式引受および組成	46	—	1,391	—	—	1,437
その他	6	2	35	—	11	54
顧客との契約から生じる収益合計	280	236	2,699	1,320	171	4,706
契約以外の手数料から生じるその他の 収益	11	—	58	—	—	69
受取手数料	291	236	2,757	1,320	171	4,775
支払手数料	(46)	(19)	(520)	(893)	(49)	(1,527)
手数料収入純額	245	217	2,237	427	122	3,248

2023 年 6 月 30 日に終了した半期	パークレイズ・ プライベート・バ ンク・アンド・ウ ェルス・マネジメ ント		パークレイズ・ インベストメン ト・バンク	パークレイズ US コンシューマ ー・バンク	本社	パークレイズ・ バンク・グルー プ
	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)
手数料の種類						
トランザクション	212	13	160	1,290	150	1,825
アドバイザー	—	94	363	—	—	457
仲介および実行	—	44	998	—	—	1,042
株式引受および組成	39	—	997	—	—	1,036
その他	8	2	43	5	35	93
顧客との契約から生じる収益合計	259	153	2,561	1,295	185	4,453
契約以外の手数料から生じるその他の 収益	15	3	56	—	—	74
受取手数料	274	156	2,617	1,295	185	4,527
支払手数料	(50)	(15)	(742)	(870)	(44)	(1,721)
手数料収入純額	224	141	1,875	425	141	2,806

トランザクションに係る手数料は、預金口座のサービス料、現金管理サービスおよびトランザクション処理に係る手数料です。これには、クレジットカードおよび銀行カードの使用により発生するインターチェンジ・フィーおよび加盟店手数料の受取が含まれます。

アドバイザーに係る手数料は、ウェルス・マネジメント・サービスおよび合併、買収および財務再編に関連するインベストメント・バンキング・アドバイザー・サービスにより発生します。

仲介および実行に係る手数料は、様々な取引所や店頭市場における顧客取引の実行、取引決済時における顧客支援、スポット／フォワード契約の外国為替取引により稼得されます。

財務書類に対する注記

株式引受および組成に係る手数料は、顧客の持分証券や債券の販売、ならびにローン・シンジケーションのアレンジメントおよび管理により稼得されます。これには、ローンによる資金調達の提供に係るコミットメント・フィーが含まれます。

4. 普通株式および優先株式に係る配当金

当期の配当金支払額	2024年6月30	2023年6月30
	日に終了した半 期 (百万ポンド)	日に終了した半 期 (百万ポンド)
普通株式	852	700
優先株式	21	19
合計	873	719

2024年6月30日に終了した半期に関する期中配当金は提案されていません。

財務書類に対する注記

5.金融商品の公正価値

このセクションは、適用された会計方針、公正価値の算定に用いられた評価方法、評価の監視を管理する評価統制の枠組みに関する詳細が記載されている、バークレイズ・バンク・ピーエルシーの 2023 年度の英文年次報告書の注記 16「金融商品の公正価値」と併せて読むことを推奨します。適用された会計方針または用いられた評価方法に変更はありませんでした。

評価

以下の表は、バークレイズ・バンク・グループの公正価値で保有する資産および負債を評価技法(公正価値ヒエラルキー)および貸借対照表上の分類別に表示したものです。

	評価技法に使用			合計 (百万ポンド)
	取引相場価格 (レベル 1) (百万ポンド)	観察可能イン プット (レベル 2) (百万ポンド)	重要な観察不 能インプット (レベル 3) (百万ポンド)	
2024 年 6 月 30 日現在				
トレーディング・ポートフォリオ資産	98,942	89,613	8,726	197,281
損益計算書を通じて公正価値で測定する金融資産	7,416	198,865	7,024	213,305
デリバティブ	86	249,337	2,821	252,244
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	21,930	29,692	2,400	54,022
投資不動産	—	—	1	1
資産合計	128,374	567,507	20,972	716,853
トレーディング・ポートフォリオ負債	(32,666)	(25,621)	(385)	(58,672)
公正価値で測定すると指定された金融負債	(182)	(318,426)	(2,474)	(321,082)
デリバティブ	(66)	(237,664)	(4,335)	(242,065)
負債合計	(32,914)	(581,711)	(7,194)	(621,819)
2023 年 12 月 31 日現在				
トレーディング・ポートフォリオ資産	94,615	73,442	6,509	174,566
損益計算書を通じて公正価値で測定する金融資産	5,747	193,121	5,368	204,236
デリバティブ	107	252,464	3,540	256,111
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	21,079	29,568	776	51,423
投資不動産	—	—	2	2
資産合計	121,548	548,595	16,195	686,338
トレーディング・ポートフォリオ負債	(28,380)	(29,013)	(368)	(57,761)
公正価値で測定すると指定された金融負債	(117)	(297,244)	(1,212)	(298,573)
デリバティブ	(81)	(245,146)	(4,653)	(249,880)
負債合計	(28,578)	(571,403)	(6,233)	(606,214)

財務書類に対する注記

以下の表は、パークレイズ・バンク・グループの公正価値で保有するレベル 3 の資産および負債を商品タイプ別に表示したものです。

	2024 年 6 月 30 日現在		2023 年 12 月 31 日現在	
	資産 (百万ポンド)	負債 (百万ポンド)	資産 (百万ポンド)	負債 (百万ポンド)
金利デリバティブ	1,622	(1,538)	2,211	(1,701)
為替デリバティブ	175	(118)	111	(91)
クレジット・デリバティブ	216	(798)	241	(820)
エクイティ・デリバティブ	808	(1,881)	977	(2,041)
社債	2,211	(353)	1,568	(352)
リバース・レポ取引およびレポ取引	620	(934)	209	(517)
貸付金	11,404	—	8,986	—
プライベート・エクイティ投資	183	—	145	—
アセット・バック証券	2,145	(2)	605	—
発行債券	—	(1,539)	—	(637)
その他 ¹	1,588	(31)	1,142	(74)
合計	20,972	(7,194)	16,195	(6,233)

¹ その他には、ファンドおよびファンドリンク型商品、政府債および政府保証債、エクイティ現物商品、ならびに投資不動産が含まれています。

レベル 1 とレベル 2 の間での資産および負債の組替

2024 年 6 月 30 日に終了した 6 カ月間において、レベル 1 とレベル 2 の間での重要な振替はありません(2023 年 12 月終了事業年度:レベル 1 とレベル 2 の間での重要な振替はありません)。

レベル 3 の変動分析

以下の表は、当期におけるレベル 3 の資産および負債の残高の変動を要約したものです。この表は利益および損失を示しており、当期においてレベル 3 へ、またレベル 3 から振替えられた、すべての公正価値で保有する資産および負債の金額を含んでいます。振替は、当期首に実施したものととして反映しています。

レベル 2 とレベル 3 の間の資産および負債の移動は、主に i) インプットに関連する観察可能な市場取引の増加もしくは減少、または ii) 観察不能なインプットの重要性の変化に起因しており、観察不能なインプットが重要とみなされる場合、当該資産および負債はレベル 3 に分類されます。

財務書類に対する注記

レベル3の変動分析

	2024年1月1日現在					損益計算書に認識された当期利益および(損失)合計		その他の包括利益に認識された利益または(損失)合計		振替		2024年6月30日現在
	購入	売却	発行	決済	トレーディング収益	その他の収益	レベル3へ	レベル3から	レベル3へ	レベル3から		
	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)
社債	679	833	(225)	—	(49)	(56)	—	—	144	(21)	1,305	
貸付金	4,469	1,478	(247)	—	(661)	42	—	—	139	(10)	5,210	
アセット・バック証券	318	39	(196)	—	—	23	—	—	611	(65)	730	
その他	1,043	763	(339)	—	(4)	(16)	—	—	152	(118)	1,481	
トレーディング・ポートフォリオ資産	6,509	3,113	(1,007)	—	(714)	(7)	—	—	1,046	(214)	8,726	
社債	889	—	(3)	—	—	13	7	—	—	—	906	
貸付金	3,984	1,760	(1,000)	—	(266)	(21)	18	—	138	(61)	4,552	
プライベート・エクイティ投資	145	37	(2)	—	(4)	2	5	—	—	—	183	
リバース・レポ取引およびレポ取引	209	297	—	—	—	—	—	—	141	(27)	620	
アセット・バック証券	85	590	(1)	—	(12)	1	—	—	9	(14)	658	
その他	56	48	—	—	—	(1)	4	—	2	(4)	105	
損益計算書を通じて公正価値で測定する金融資産	5,368	2,732	(1,006)	—	(282)	(6)	34	—	290	(106)	7,024	
貸付金	533	1,097	—	—	—	1	11	—	—	—	1,642	
アセット・バック証券	200	757	—	—	—	—	—	—	—	(200)	757	
その他	43	—	(42)	—	—	—	—	—	—	—	1	
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	776	1,854	(42)	—	—	1	11	—	—	(200)	2,400	
投資不動産	2	—	(1)	—	—	—	—	—	—	—	1	
トレーディング・ポートフォリオ負債	(368)	(28)	17	—	—	18	—	—	(30)	6	(385)	
公正価値で測定すると指定された金融負債	(1,212)	1	9	(628)	16	(27)	—	—	(881)	248	(2,474)	
金利デリバティブ	510	10	—	—	(136)	(158)	—	—	31	(173)	84	
為替デリバティブ	20	(1)	—	—	18	6	—	—	21	(7)	57	
クレジット・デリバティブ	(579)	5	33	—	—	(22)	—	—	(22)	3	(582)	
エクイティ・デリバティブ	(1,064)	(195)	—	(19)	(53)	(19)	—	—	(9)	286	(1,073)	
デリバティブ純額¹	(1,113)	(181)	33	(19)	(171)	(193)	—	—	21	109	(1,514)	
合計	9,962	7,491	(1,997)	(647)	(1,151)	(214)	45	—	446	(157)	13,778	

1 デリバティブは純額ベースで表示されています。総額ベースのデリバティブ金融資産は2,821百万ポンドであり、同デリバティブ金融負債は(4,335)百万ポンドでした。

財務書類に対する注記

レベル3の変動分析

					損益計算書に認識された当期利益および(損失)合計		その他の包括利益に認識された利益または(損失)合計		振替		2023年6月30日現在 (百万ポンド)
	2023年1月1日現在 (百万ポンド)	購入 (百万ポンド)	売却 (百万ポンド)	発行 (百万ポンド)	決済 (百万ポンド)	トレーディング収益 (百万ポンド)	その他の収益 (百万ポンド)	レベル3へ (百万ポンド)	レベル3から (百万ポンド)		
社債	595	338	(118)	—	(53)	5	—	—	36	(29)	774
貸付金	4,837	919	(1,152)	—	(311)	4	—	—	556	(334)	4,519
アセット・バック証券	175	324	(278)	—	—	(11)	—	—	288	(60)	438
その他	873	704	(328)	—	(38)	(32)	—	—	142	(253)	1,068
トレーディング・ポートフォリオ資産	6,480	2,285	(1,876)	—	(402)	(34)	—	—	1,022	(676)	6,799
社債	1,079	—	(120)	—	—	(20)	(3)	—	—	—	936
貸付金	4,553	1,839	(823)	—	(613)	(44)	(42)	—	28	(106)	4,792
プライベート・エクイティ投資	140	—	—	—	(5)	(5)	8	—	—	—	138
リバース・レポ取引およびレポ取引	38	—	—	—	—	(11)	—	—	46	(29)	44
アセット・バック証券	192	8	(2)	—	—	(13)	—	—	21	(16)	190
その他	109	—	(10)	—	(20)	1	(10)	—	1	—	71
損益計算書を通じて公正価値で測定する金融資産	6,111	1,847	(955)	—	(638)	(92)	(47)	—	96	(151)	6,171
貸付金	—	47	—	—	—	—	—	—	—	—	47
アセット・バック証券	3	—	—	—	(1)	—	—	—	—	—	2
その他	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	4	47	—	—	(1)	—	—	—	—	—	50
投資不動産	5	—	—	—	—	—	(3)	—	—	—	2
トレーディング・ポートフォリオ負債	(56)	(16)	4	—	—	15	—	—	(8)	9	(52)
公正価値で測定すると指定された金融負債	(1,042)	—	—	(226)	—	4	(1)	—	(290)	463	(1,092)
金利デリバティブ	(497)	—	—	—	19	(35)	—	—	544	446	477
為替デリバティブ	39	—	—	—	—	(31)	—	—	13	(15)	6
クレジット・デリバティブ	(313)	(191)	5	—	66	13	—	—	52	16	(352)
エクイティ・デリバティブ	(419)	(90)	—	—	(132)	(135)	—	—	(104)	12	(868)
デリバティブ純額¹	(1,190)	(281)	5	—	(47)	(188)	—	—	505	459	(737)
合計	10,312	3,882	(2,822)	(226)	(1,088)	(295)	(51)	—	1,325	104	11,141

¹ デリバティブは純額ベースで表示されています。総額ベースのデリバティブ金融資産は4,532百万ポンドであり、同デリバティブ金融負債は(5,269)百万ポンドでした。

財務書類に対する注記

レベル 3 の金融資産および金融負債に係る未実現利益および損失

以下の表は、期末現在で保有されるレベル 3 の金融資産および金融負債から生じ、当期において認識された未実現利益および損失を開示しています。

	2024 年 6 月 30 日に終了した半期				2023 年 6 月 30 日に終了した半期			
	損益計算書			合計	損益計算書			合計
	トレーディング収益	その他の収益	その他の包括利益		トレーディング収益	その他の収益	その他の包括利益	
(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	
トレーディング・ポートフォリオ資産	(2)	—	—	(2)	(35)	—	—	(35)
損益計算書を通じて公正価値で測定する金融資産	15	30	—	45	(87)	(50)	—	(137)
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	(2)	11	—	9	—	—	—	—
投資不動産	—	—	—	—	—	(3)	—	(3)
トレーディング・ポートフォリオ負債	17	—	—	17	15	—	—	15
公正価値で測定すると指定された金融負債	(29)	—	—	(29)	2	(1)	—	1
デリバティブ純額	(191)	—	—	(191)	(186)	—	—	(186)
合計	(192)	41	—	(151)	(291)	(54)	—	(345)

評価技法および感応度分析

感応度分析は、合理的に可能な様々な代替評価を行うために、重要な観察不能インプットを有する(レベル 3)商品に対して実施されます。適用される感応度分析の手法では、使用した評価技法の性質、また、観察可能な比較対象および過去のデータの入手可能性および信頼性ならびに代替モデルの使用による影響を考慮しています。

感応度は月次で動的に算出されます。計算は信頼できる参照元の範囲またはスプレッド・データ、あるいは関連する市場分析に基づくシナリオ、ならびに代替モデルの使用による影響に基づいています。感応度はポートフォリオの分散の影響を反映せずに計算されます。

当期間の評価技法および感応度分析の手法は、パークレイズ・バンク・ピーエルシーの 2023 年度の英文年次報告書の注記 16「金融商品の公正価値」の記載事項と一致しています。

観察不能インプットを用いた評価の感応度分析(レベル 3 ポートフォリオに関するもの)

	2024 年 6 月 30 日現在				2023 年 12 月 31 日現在			
	有利な変動		不利な変動		有利な変動		不利な変動	
	損益計算書	株主資本	損益計算書	株主資本	損益計算書	株主資本	損益計算書	株主資本
(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	
金利デリバティブ	99	—	(170)	—	78	—	(158)	—
為替デリバティブ	6	—	(10)	—	4	—	(9)	—
クレジット・デリバティブ	11	—	(15)	—	27	—	(32)	—
エクイティ・デリバティブ	202	—	(289)	—	142	—	(226)	—
社債	55	—	(31)	—	34	—	(22)	—
貸付金	633	32	(830)	(32)	545	2	(763)	(2)
プライベート・エクイティ投資	30	—	(30)	—	9	—	(9)	—
アセット・バック証券	39	4	(29)	(4)	36	1	(27)	(1)
その他 ¹	93	—	(106)	—	90	—	(91)	—
合計	1,168	36	(1,510)	(36)	965	3	(1,337)	(3)

財務書類に対する注記

1 その他には、エクイティ現物商品、ファンドおよびファンドリンク型商品、発行債券、コマーシャル・ペーパー、政府債および政府保証債ならびに投資不動産が含まれています。

代替モデルを用いる影響を考慮して、合理的に可能な様々な代替方法について観察不能インプットにストレスを負荷した影響は、最大 1,204 百万ポンド(2023 年 12 月:968 百万ポンド)の公正価値の増加または最大 1,546 百万ポンド(2023 年 12 月:1,340 百万ポンド)の公正価値の減少をもたらし、実質的にすべての潜在的な影響は剰余金ではなく損益に及ぶこととなります。

重要な観察不能インプット

公正価値で認識され、レベル 3 に分類される資産および負債についての評価技法および重要な観察不能インプットは、パークレイズ・バンク・ピーエルシーの 2023 年度の英文年次報告書の注記 16「金融商品の公正価値」の記載事項と一致しています。

公正価値の調整

貸借対照表上の主要な評価調整は以下の通りです。

	2024 年 6 月 30 日現在 (百万ポンド)	2023 年 12 月 31 日現在 (百万ポンド)
市場のビッド・オファーの спреッドによる出口価格調整	(498)	(558)
担保が付されていないデリバティブによる資金調達	5	(4)
デリバティブ信用評価調整	(190)	(209)
デリバティブ自己信用評価調整	111	144

- 市場のビッド・オファーの спреッドによる出口価格調整は、60 百万ポンド減少し、(498)百万ポンドとなりました。
- 担保が付されていないデリバティブによる資金調達は、(4)百万ポンドから 5 百万ポンドへと小幅に変動しました。
- デリバティブ信用評価調整は、担保が付されていない資産のエクスポージャー・プロファイルの減少を受けて 19 百万ポンド減少し、(190)百万ポンドとなりました。
- デリバティブ自己信用評価調整は、クレジット・spreッドインプットの縮小により、33 百万ポンド減少し、111 百万ポンドとなりました。

ポートフォリオの適用除外

パークレイズ・バンク・グループは、金融資産および金融負債グループの公正価値の測定に、IFRS 第 13 号「公正価値測定」のポートフォリオの適用除外を利用しています。金融商品は、現在の市況において、貸借対照表日現在の市場参加者間の秩序ある取引において、特定のリスク・エクスポージャーについての正味ロング・ポジション(すなわち資産)の売却、または特定のリスク・エクスポージャーについての正味ショート・ポジション(すなわち負債)の移転に対して受取ると考えられる価格を用いて測定されます。このためパークレイズ・バンク・グループは、市場参加者が測定日現在の正味リスク・エクスポージャーの価格を決定する方法と整合した方法で、金融資産および金融負債グループの公正価値を測定しています。

観察不能インプットを用いた評価モデルの使用の結果生じる未認識利益

取引価格(当初認識時の公正価値)と、当初認識時に観察不能なインプットを用いる評価モデルが使用された場合に発生していたと考えられる金額との差額に関して収益にまだ認識されていない金額から、その後認識された金額を控除した額は、公正価値で測定する金融商品について 213 百万ポンド(2023 年 12 月:194 百万ポンド)、償却原価で計上される金融商品については 17 百万ポンド(2023 年 12 月:18 百万ポンド)でした。公正価値で測定する金融商品に帰属する金額は、追加額と為替差益 85 百万ポンド(2023 年 12 月:136 百万ポンド)、ならびに償却および戻入 66 百万ポンド(2023 年 12 月:48 百万ポンド)で、償却原価で計上される金融商品に帰属する金額は、償却および戻入 1 百万ポンド(2023 年 12 月:7 百万ポンド)ならびに追加額ゼロポンド(2023 年 12 月:ゼロポンド)でした。

第三者による信用補完

パークレイズ・バンク・グループが発行したストラクチャードおよびブローカード譲渡性預金証書は、預金者 1 人当たり 250,000 米ドルを上限に、米国の連邦預金保険公社(FDIC)による保険が掛けられています。FDIC はパークレイズ・バンク・グループおよびその他の銀行が支払う預金保険の保険料から資金を得ています。IFRS 第 9 号の公正価値オプションに基づき公正価値で測定すると指定されたこれらの発行済譲渡性預金の帳簿価額には、この第三者による信用補完が含まれています。これらのブローカード譲渡性預金証書の貸借対照表上の価額は、3,829 百万ポンド(2023 年 12 月:5,162 百万ポンド)でした。

財務書類に対する注記

公正価値で保有されない資産および負債の帳簿価額と公正価値の比較

償却原価で測定される金融資産および負債の公正価値の計算に用いた評価技法は、バークレイズ・バンク・ピーエルシーの2023年度の英文年次報告書の注記16「金融商品の公正価値」の記載事項と一致しています。

以下の表は、バークレイズ・バンク・グループの貸借対照表において償却原価で測定される金融資産および金融負債の公正価値をまとめたものです。

	2024年6月30日現在		2023年12月31日現在	
	帳簿価額 (百万ポンド)	公正価値 (百万ポンド)	帳簿価額 (百万ポンド)	公正価値 (百万ポンド)
金融資産				
債券(償却原価ベース)の購入	44,799	43,887	39,046	37,807
顧客に対する貸付金(償却原価ベース)	145,773	147,555	146,201	147,323
リバース・レポ取引およびその他類似の担保付貸付	2,980	2,980	1,103	1,103
金融負債				
債券(償却原価ベース)	(324,012)	(324,092)	(301,798)	(301,851)
レポ取引およびその他類似の担保付借入	(39,533)	(39,533)	(28,554)	(28,554)
発行債券	(43,078)	(42,994)	(45,653)	(45,557)
劣後負債	(37,849)	(39,602)	(35,903)	(37,295)

6.劣後負債

	2024年6月30 日に終了した半 期 (百万ポンド)	2023年12月 31日終了事業 年度 (百万ポンド)
1月1日現在残高	35,903	38,253
発行	7,354	5,986
償還	(4,804)	(7,431)
その他	(604)	(905)
期末残高	37,849	35,903
公正価値で測定すると指定された金融負債(注記5)	543	579
劣後負債合計	38,392	36,482

7,354百万ポンドの発行は、バークレイズ・ピーエルシーからのグループ内借入金5,999百万ポンド、バークレイズ・ピーエルシーに発行されたユーロ建4.973%固定利付金利再設定コーラブル劣後債(Tier 2項目)1,276百万ポンドおよびバークレイズ・バンク・ピーエルシーの子会社が対外的に発行した米ドル建変動利付債79百万ポンドで構成されています。

4,804百万ポンドの償還は、バークレイズ・ピーエルシーからのグループ内借入金で構成されています。

その他の変動には主に、外国為替の変動および公正価値ヘッジ調整額が含まれています。

7.引当金

	2024年6月30 日現在 (百万ポンド)	2023年12月 31日現在 (百万ポンド)
顧客に対する補償	18	21
法律、競争および当局関連	54	59
人員削減および事業再編	91	126
未実行の契約上のコミットド・ファンリティおよび保証	452	473
その他引当金	142	138
合計	757	817

8.退職給付

2024年6月30日現在、パークレイズ・バンク・グループのIAS第19号に基づく退職給付に係る資産純額は34億ポンド(2023年12月:35億ポンド)となりました。パークレイズ・バンク・グループの主要な制度である英国退職基金(UKRF)のIAS第19号に基づく純超過額は、35億ポンド(2023年12月:36億ポンド)となりました。

2023年9月30日現在のUKRFの年次の積立の最新情報によると、2022年9月30日現在の3年毎の数理評価では19.7億ポンドの超過であったのに対し、20.2億ポンドの超過でした。

財務書類に対する注記

9. その他の剰余金

	2024年6月30日現在 (百万ポンド)	2023年12月31日現在 (百万ポンド)
為替換算再評価差額	3,676	3,783
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融商品の再評価差額	(1,493)	(1,207)
キャッシュフロー・ヘッジ再評価差額	(3,064)	(2,895)
当グループ自身の信用度に関連する剰余金	(702)	(240)
その他の剰余金	196	196
合計	(1,387)	(363)

為替換算再評価差額

為替換算再評価差額は、ヘッジ効果考慮後のパークレイズ・バンク・グループの外国事業に対する純投資の再換算に係る累積損益を表します。

2024年6月30日現在、為替換算再評価差額に3,676百万ポンドの累積利益(2023年12月:3,783百万ポンドの利益)が計上されており、当期における損失は107百万ポンドでした。これは主に、当期において米ドルに対して英ポンドが下落したことを反映しています。

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融商品の再評価差額

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融商品の再評価差額は、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する投資の当初認識時からの累積未実現損益を表しています。

2024年6月30日現在、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融商品の再評価差額に1,493百万ポンドの累積損失(2023年12月:1,207百万ポンドの損失)が計上されていました。当期における286百万ポンドの損失(2023年度:135百万ポンドの利益)は主に、債券利回りの変動によって債券の公正価値が変動したことによる236百万ポンドの損失(2023年度:293百万ポンドの利益)、および損益計算書に振替えられた158百万ポンド(2023年度:102百万ポンド)の正味利益と107百万ポンドの税金クレジット(2023年度:54百万ポンドの税金費用)に起因しています。

キャッシュフロー・ヘッジ再評価差額

キャッシュフロー・ヘッジ再評価差額は、有効なキャッシュフロー・ヘッジ手段に係る累積損益を表し、ヘッジ対象取引が損益に影響を及ぼす時点で損益計算書上の損益に振替えられます。

2024年6月30日現在、キャッシュフロー・ヘッジ再評価差額に3,064百万ポンドの累積損失(2023年12月:2,895百万ポンドの損失)が計上されていました。当期における169百万ポンドの損失(2023年度:2,661百万ポンドの利益)は、主要金利フォワードカーブの上方シフト(2023年度:下方シフト)によって金利スワップの公正価値が変動したことによる1,162百万ポンドの損失(2023年度:1,999百万ポンドの利益)に起因しており、これは損益計算書に振替えられた935百万ポンドの累積損失(2023年度:1,665百万ポンドの損失)と58百万ポンドの税金ベネフィット(2023年度:1,003百万ポンドの税金費用)により相殺されました。

当グループ自身の信用度に関連する剰余金

当グループ自身の信用度に関連する剰余金は、公正価値で測定する金融負債の当グループ自身の信用度に関連する累積損益を反映しています。当グループ自身の信用度に関連する剰余金の金額は、将来の期間において損益に振替えられることはありません。

2024年6月30日現在、当グループ自身の信用度に関連する剰余金に702百万ポンドの累積損失(2023年12月:240百万ポンドの損失)が計上されており、当期においては462百万ポンドの損失でした。これは主に信用スプレッドの縮小による635百万ポンドの損失を反映しており、173百万ポンドの税金クレジットにより一部相殺されています。

その他の剰余金

2024年6月30日現在、その他の剰余金として196百万ポンドの累積利益(2023年12月:196百万ポンドの利益)が計上されています。

10. 偶発債務および契約債務

	2024年6月30 日現在	2023年12月 31日現在
	(百万ポンド)	(百万ポンド)
偶発債務および金融保証		
担保に供された保証および信用状	17,272	17,578
履行保証、支払承諾および裏書	9,553	9,251
合計	26,825	26,829
契約債務		
荷為替信用状およびその他の短期的な貿易関連取引	2,489	2,352
スタンバイ・ファシリティ、信用供与枠およびその他の契約債務	347,530	335,583
合計	350,019	337,935

法律、競争および当局関連の事項に関連するパークレイズ・バンク・グループに対する潜在的な財務上の影響の見積りを開示することが現実的でない場合の偶発債務の詳細は、以下の注記 11 に記載されています。

11. 法律、競争および当局関連

パークレイズ・バンク・グループが直面している法律上、競争上および規制上の課題の多くは、パークレイズの統制が及ばないものです。これらの事項が与える影響の程度は必ずしも予測可能ではなく、パークレイズの事業、経営成績、財政状態ならびに財務予測に重要な影響を及ぼす可能性があります。一連の類似の状況から生じる事項により、関連する事実および状況によっては偶発債務または引当金のいずれか、あるいはこの両方が生じる場合があります。

こうした事項に関連する引当金の認識には、注記 7「引当金」に適用される関連する会計方針に従って重要な会計上の見積りおよび判断を行うことが含まれます。偶発債務によってパークレイズ・バンク・グループが受ける潜在的な財務上の影響の見積りは、現時点で見積もることが実務上不可能な場合、開示していません。本注記において詳述している様々な事項では、金額を特定しない損害賠償を求めています。一部の事項では賠償請求額が確定していますが、こうした請求額は、これらの事項に関するパークレイズ・バンク・グループの潜在的な財務エクスポージャーを必ずしも反映したものではありません。

特定のアドバイザー・サービス契約に対する調査およびその他の手続き

金融行為規制機構(FCA)の手続き

2008年に、パークレイズ・バンク・ピーエルシーとカタール・ホールディングス・エルエルシーは、2件のアドバイザー・サービス契約(両契約)を締結しました。FCAは、両契約が2008年6月および11月のパークレイズ・ピーエルシーの資本調達(本資本調達)に関連していた可能性があったかどうか、またそれによって本資本調達に関するアナウンスメントまたは公表書類において開示すべきであったかどうかについて調査を行いました。2013年に、FCAは、パークレイズ・ピーエルシーおよびパークレイズ・バンク・ピーエルシーが無謀な行為を行い、開示に関連する特定の上場規則に違反し、さらにパークレイズ・ピーエルシーが上場原則3にも違反したと結論付ける警告通知書(本警告通知書)を発行しました。本警告通知書に記載された罰金は50百万ポンドでした。パークレイズ・ピーエルシーおよびパークレイズ・バンク・ピーエルシーはこの認定に異議を唱えました。2022年に、FCAの規制決定委員会(RDC)は、パークレイズ・ピーエルシーとパークレイズ・バンク・ピーエルシーが特定の開示関連上場規則に違反したとする決定通知書を行いました。RDCはまた、2008年11月の資本調達で行われた開示に関して、パークレイズ・ピーエルシーとパークレイズ・バンク・ピーエルシーが無謀な行為を行い、パークレイズ・ピーエルシーが上場原則3に違反したと判断しました。RDCはパークレイズ・ピーエルシーとパークレイズ・バンク・ピーエルシーに対して、本警告通知書と同額の合計50百万ポンドの罰金を支持しました。パークレイズ・ピーエルシーとパークレイズ・バンク・ピーエルシーは、RDCの認定の再審を求めて上級裁判所に提訴しました。

その他の手続き

財務書類に対する注記

2023 年に、パークレイズは、PCP インターナショナル・ファイナンス・リミテッドに関連する 2 つのジャージー特別目的ビークルから仲裁申立を受けました。同社は 2008 年 10 月の資金調達に関連する請求を主張しています。パークレイズはこれらの請求に対して抗弁を行っています。

LIBOR および他のベンチマークに関連する民事訴訟

様々な管轄区域における複数の個人および法人が、パークレイズ・バンク・グループおよびその他の銀行に対して LIBOR および / またはその他のベンチマーク操作の疑いに関する民事訴訟を提起する兆候があるか、あるいは提起しています。

米ドル建 LIBOR に関する民事訴訟

米国内の様々な管轄区域で提起されている米ドル建 LIBOR に係る訴訟の大半は、ニューヨーク州南部地区連邦地方裁判所 (SDNY) における公判前手続の目的上、併合されています。訴状はほぼ同様で、特に米ドル建 LIBOR の金利操作を行うことにより、パークレイズ・ピーエルシー、パークレイズ・バンク・ピーエルシー、パークレイズ・キャピタル・インク (BCI) および他の金融機関が個別に、また共同で、米国シャーマン反トラスト法 (反トラスト法)、米国商品取引法 (CEA 法)、威力脅迫および腐敗組織に関する米国連邦法 (RICO 法)、1934 年米国証券取引法ならびに様々な州法の規定に違反したと主張しています。

それ以外の訴訟は金額を特定しない損害賠償を求める個別訴訟ですが、1 件の訴訟では、原告らが、パークレイズ・バンク・ピーエルシーを含む全被告に対する実際の損害賠償およびその他の懲罰的損害賠償として 100 百万米ドル以上を求めていました。両当事者はこの訴訟に関して原則的に和解に達しました。この和解がパークレイズ・バンク・グループの経営成績、キャッシュフローまたは財政状態に及ぼす財務上の影響に重要性はないと考えています。その他の一部の訴訟では、反トラスト法および RICO 法に基づき 3 倍の損害賠償も求めていました。

英ポンド建 LIBOR に関する民事訴訟

2016 年に、パークレイズ・バンク・ピーエルシー、BCI およびその他の英ポンド建 LIBOR のパネル銀行を相手取り、SDNY において提起された集団訴訟を意図した 2 件の訴訟が併合されました。当該訴訟は、特に、被告らが反トラスト法、CEA 法および RICO 法に違反して英ポンド建 LIBOR の金利操作を行ったと主張するものです。請求の却下を求める被告らの申立ては、2018 年に認められました。原告らは却下について控訴しています。

ICE LIBOR に関する民事訴訟

2020 年に、米ドル建 ICE LIBOR に連動する変動金利が付された貸付金およびクレジットカードの個々の債務者および消費者を代表して、インターコンチネンタル・エクスチェンジ・インクとその一部の関連会社 (ICE) が管理する LIBOR ベンチマークに関連する訴訟が、カリフォルニア州北部地区連邦裁判所において個々の原告らのグループによって提起されました。訴訟の却下を求める被告らの申立ては、2022 年に認められました。原告らは修正訴状を提出しましたが、2023 年に却下されました。原告らは却下について控訴しています。

米国外のベンチマークに関する民事訴訟

英国において、LIBOR を操作したという主張に関連して、パークレイズ・バンク・ピーエルシーおよびその他の銀行に対して 2017 年に発行された請求が 1 件残っています。LIBOR および EURIBOR を操作したという主張に関連して、欧州における他の複数の管轄区域、アルゼンチンおよびイスラエルにおいても訴訟が提起されています。他にもその他の管轄区域における訴訟が将来において提起される可能性があります。

為替に関する民事訴訟

様々な管轄区域における複数の個人および法人が、パークレイズ・バンク・グループおよびその他の銀行に対して外国為替市場操作の疑いに関する民事訴訟を提起する兆候があるか、あるいは提起しています。

米国のリテールベースに関する民事訴訟

2015 年に、銀行の支店においてリテールベースで為替取引を行った個人の集団を代表して、パークレイズ・ピーエルシーおよび BCI を含む複数の国際銀行を相手取った 1 件の集団訴訟を意図した訴訟 (リテールベースに関する請求) が提起されました。SDNY は、リテールベースに関する請求は、外国為替に関する併合訴訟における和解合意の対象ではないと判断しました。裁判所はその後、パークレイズ・バンク・グループおよびその他の全被告に対するリテールベースに関する請求をすべて却下しました。原告らは修正訴状を提出しました。略式判決を求める被告らの申立ては、2023 年に認められ、原告らの残りの請求は棄却され

財務書類に対する注記

ました。原告らはこの判決に対して控訴し、2024年5月、控訴裁判所は棄却を支持しました。再審を求める原告らの申立ては却下されました。

米国外の外国為替に関する民事訴訟

英国、欧州のその他複数の管轄区域、イスラエル、ブラジルおよびオーストラリアにおいて、外国為替操作の疑いに関連する訴訟がパークレイズ・ピーエルシー、パークレイズ・バンク・ピーエルシー、BCI およびパークレイズ・エグゼキューション・サービスズ・リミテッド(BX)に対して提起されているか、あるいは提起される兆候があります。他にも訴訟が将来において提起される可能性があります。

上記の訴訟には、2019年に英国競争不服申立審判所(CAT)においてパークレイズ・ピーエルシー、パークレイズ・バンク・ピーエルシー、BX、BCI およびその他の金融機関を相手取り提起された2件の集団訴訟とされる訴訟が含まれています。CATは2022年にこれらの請求を認証することを拒否しましたが、2023年に、控訴裁判所はCATの判決を覆し、請求はオプトアウト・ベースで認定されるべきであるとの判決を下しました。控訴裁判所は、集団代表とされる2者のうち、どちらが請求を行うべきかについてCATの決定を支持しました。パークレイズおよび関与する他の金融機関は、この判決を不服として英国最高裁判所に上訴する許可を得ました。

金属に関連する民事訴訟

CEA法、反トラスト法ならびに州の反トラスト法および消費者保護法に違反して銀の価格を操作したと主張する米国の民事訴訟が、原告グループにより、パークレイズ・バンク・ピーエルシー、BCI および BX を含む複数の銀行に対して提起され、SDNY に移送されました。パークレイズのグループ企業およびその他の一部の被告らに対する訴訟は2018年に、残りの被告らに対する訴訟は2023年に却下されました。原告らは全被告に対する訴訟の却下について控訴しています。

またカナダの裁判所では、パークレイズ・ピーエルシー、パークレイズ・バンク・ピーエルシー、パークレイズ・キャピタル・カナダ・インクおよびBCIに対して、金銀の価格を操作したと主張する民事訴訟が原告らの集団を代表して提起されました。

米国の住宅モーゲージ関連民事訴訟

米国の住宅モーゲージ・バック証券(RMBS)に関連して、特定のRMBSに関して受託者が提起した未解決の買戻請求から生じた民事訴訟が1件残っています。当該訴訟では、パークレイズ・バンク・ピーエルシーおよび/または2007年に取得した子会社が行った様々なローン・レベルに対する表明および保証(R&W)の違反を主張しています。この訴訟の却下を求めるパークレイズの申立ては、2023年に却下されました。両当事者は、この判決に対して控訴しています。

政府証券および政府機関債に関する民事訴訟

米国財務省オークション証券に関する民事訴訟

パークレイズ・バンク・ピーエルシー、BCI およびその他の金融機関を相手取り、反トラスト法および州のコモンローに基づき、集団訴訟を意図した併合訴訟が米国連邦裁判所に提起されています。当該訴訟は、被告らが(i)共謀して米国財務省証券の市場を操作した、および/または(ii)共謀して特定の取引プラットフォームへの参加を拒否することにより、または参加を拒否すると脅迫することにより、そのプラットフォームの構築を妨害したと主張するものです。裁判所は2021年に併合訴訟を却下しました。原告らは修正訴状を提出しました。修正訴状の却下を求める被告らの申立ては、2022年に認められました。原告らはこの判決に対して控訴し、2024年2月に控訴裁判所は却下を支持しました。原告らは米国最高裁判所の審査を求めなかったため、本件は終了しました。

さらに、一部の原告らは、BCI およびその他一部の金融機関に対して、関連する直接訴訟を提起しました。当該訴訟は、被告らが共謀して、反トラスト法、CEA法および州のコモンローに違反して米国財務省証券の市場を固定し、操作したと主張するものです。この訴訟は現在も停止されています。

国際機関債、ソブリン債および政府機関債に関する民事訴訟

トロントにあるカナダ連邦裁判所において、パークレイズ・バンク・ピーエルシー、BCI、BX、パークレイズ・キャピタル・セキュリティーズ・リミテッドおよびパークレイズ・キャピタル・カナダ・インク、ならびにその他の金融機関を相手取り、反トラスト法に基づく民事訴訟が提起されています。当該訴訟は、被告らが共謀して、米ドル建国際機関債、ソブリン債および政府機関債の市場の価格を固定して競争を妨害したと主張するものです。

財務書類に対する注記

両当事者は和解に達し、この和解に対して裁判所の予備的承認を得て、支払いが行われています。この和解がバークレイズ・バンク・グループの経営成績、キャッシュフローまたは財政状態に及ぼす財務上の影響に重要性はありません。

償還条項付変動利付債に関する民事訴訟

バークレイズ・バンク・ピーエルシーおよび BCI ならびにその他の金融機関を相手取り、被告らが共謀または結託して、償還条項付変動利付債 (VRDO) に設定された金利を人為的に引き上げたと主張する民事訴訟が提起されています。VRDO は、周期的に (通常は週次で) 更改される金利が付された地方債です。州裁判所では、カリフォルニア州を代表する民間の原告らによる 1 件の訴訟が提起されています。集団訴訟を意図した 3 件の訴訟は SDNY において併合されました。SDNY における併合された集団訴訟において、原告らの請求の一部は 2020 年および 2022 年に却下され、集団認定を求める原告らの申立ては 2023 年に認められました。すなわち、この訴訟は集団訴訟として進む可能性があります。被告らはこの決定に対して控訴しています。カリフォルニア州の訴訟では、カリフォルニア州控訴裁判所が 2023 年に原告らの請求棄却を取り消しました。

単元未満社債に関する反トラスト法集団訴訟

2020 年に、BCI およびその他の金融機関は、米国において集団訴訟を意図した訴訟の被告とされました。訴状では、端株取引や価格決定のための電子取引プラットフォーム開発への参加を共謀して拒否したと主張しています。原告らは、金額を特定しない金銭的損害賠償を求めています。却下を求める被告の申立ては、2021 年に認められ、これに対して原告らは控訴しました。2024 年 7 月、第 2 巡回区控訴裁判所は判決を取り消し、さらに手続を行うため SDNY に本件を差し戻しました。

クレジット・デフォルト・スワップに関する民事訴訟

ニューメキシコ連邦裁判所において、バークレイズ・バンク・ピーエルシー、BCI およびその他様々な金融機関を相手取った集団訴訟を意図した訴訟が係争中です。原告であるニューメキシコ州投資委員会および特定のニューメキシコ年金基金は、被告らが共謀して決済時にクレジット・デフォルト・スワップ (CDS) 契約の評価に使用されるベンチマーク価格 (すなわち、CDS 最終オークション価格) を操作したと主張しています。原告らは、米国反トラスト法および CEA 法の違反、ならびに州法に基づく不当利得を主張しています。却下を求める被告らの申立ては、2023 年に却下されました。

金利スワップおよびクレジット・デフォルト・スワップに関する米国の民事訴訟

バークレイズ・ピーエルシー、バークレイズ・バンク・ピーエルシーおよび BCI、ならびに金利スワップ (IRS) のマーケット・メーカーの役割を務めるその他の金融機関は、1 件の集団訴訟を意図した訴訟および特定のスワップ取引執行機関によって提起された複数の個別訴訟を含む、複数の反トラスト法訴訟の被告とされており、これらの訴訟は SDNY において併合されています。訴状では、被告らが共謀して IRS の取引所の発展を妨げたとして、金額を特定しない金銭的損害賠償を求めています。両当事者は本件の和解に達しましたが、引き続き裁判所の最終承認が必要です。この和解がバークレイズ・バンク・グループの経営成績、キャッシュフローまたは財政状態に及ぼす財務上の影響に重要性はないと考えています。

2017 年に、テラ・グループ・インク (テラ) は反トラスト法に基づく別の民事訴訟を SDNY において提起しました。当該訴訟は、IRS 訴訟にて主張されている一部の行為によって、テラもクレジット・デフォルト・スワップ市場に関する損害を被ったと主張するものです。2019 年に、裁判所は不当利得および不法な妨害に関するテラの請求を棄却しましたが、反トラスト法に基づく請求の棄却を求める申立ては却下しました。テラは 2020 年に修正訴状を提出しました。すべての請求の却下を求めるバークレイズの申立ては、2023 年に認められました。テラはこの判決に対して控訴しています。

BDC ファイナンス・エルエルシー

2008 年に BDC ファイナンス・エルエルシー (BDC) は、バークレイズ・バンク・ピーエルシーが、ISDA マスター契約によって規定されるトータル・リターン・スワップのポートフォリオに関連する契約 (本マスター契約) に違反したと主張し、298 百万米ドルの損害賠償を求める訴訟をニューヨーク州最高裁判所において提起しました。審理の後、裁判所は 2018 年に、バークレイズ・バンク・ピーエルシーは違反を行った当事者ではない旨の判決を下し、この判決は控訴審において支持されました。2021 年に、第一審裁判所は、バークレイズ・バンク・ピーエルシーに 3.3 百万米ドルの支払いを命じる有利な判決を下しましたが、法務費用および経費はまだ決定されていません。BDC は控訴しました。2022 年に上訴裁判所は、バークレイズ・バンク・ピーエルシーに有利な第一審裁判所の略式判決を覆し、さらに手続を行うため下級裁判所に本件を差し戻しました。両当事者は、裁判の範囲について反対申立てを提出しました。2024 年 1 月、裁判所はバークレイズに有利な判決を下しました。BDC は控訴しており、控訴の判決が出るまでの訴訟は中断されます。

財務書類に対する注記

米国反テロリズム法に関する民事訴訟

パークレイズ・バンク・ピーエルシーおよびその他複数の銀行を相手取り、4,000 名超の原告を代表して、8 件の民事訴訟がニューヨーク州東部地区連邦地方裁判所(EDNY)および SDNY において提起されました。訴状では概して、パークレイズ・バンク・ピーエルシーおよびその他の銀行が共謀してイラン政府およびイランの複数の銀行が米ドル建て取引できるよう便宜を図ったために、これによって資金を得たテロ行為で原告らまたは原告らの家族が負傷または死亡したと主張しています。原告らは、米国反テロリズム法の規定(同法では認定された損害の 3 倍の賠償を認めています)に基づく苦痛、身体的苦痛および精神的苦痛に関する損害の回復を求めています。

裁判所は、EDNY における 6 件の訴訟のうち 3 件の却下を求める被告らの申立てを認めました。原告らは 1 件の訴訟で控訴し、2023 年に却下が認められ、判決が下されました。判決取り消しを求める原告らの申立てについて、すべての主張が提示されました。EDNY で却下された他の 2 件の訴訟は、1 件の訴訟に併合されました。この訴訟および EDNY の他の 1 件の訴訟の原告らは、2023 年に修正訴状を提出しました。EDNY の他の 2 件の訴訟は、現在停止しています。SDNY における 2 件の訴訟のうち、裁判所は、1 件目の訴訟の却下を求める被告らの申立てを認めました。この訴訟は停止され、2 件目の SDNY の訴訟は、1 件目の却下に対する控訴中は停止しています。

株主代表訴訟

2020 年に、パークレイズの株主とされる原告は、ニューヨーク州裁判所において、BCI、ならびに複数のパークレイズ・ピーエルシーの現職および元取締役会役員およびパークレイズ・バンク・グループの上級役員または従業員を相手取り、集団訴訟を意図した株主代表訴訟を提起しました。株主は、名目上の被告であるパークレイズ・ピーエルシーを代表してこの訴訟を提起し、個々の被告が 2006 年会社法に基づくものを含め、義務違反により会社に損害を与えたと主張しています。原告は、主張されているこれらの違反の結果としてパークレイズ・ピーエルシーが被ったとされる損失について、パークレイズ・ピーエルシーに代わって損害賠償を求めています。2021 年に修正訴状が提出され、BCI およびその他の一部の被告は却下を求める申立てを行いました。却下を求める申立ては、2022 年に認められました。原告はこの判決に対して控訴し、2023 年にニューヨーク州第一司法部により全会一致で却下が認められました。原告は第一司法部の決定を不服としてニューヨーク州上訴裁判所に控訴しています。

デリバティブ取引に関する民事訴訟

2021 年に、オランダの住宅組合であるベスティアは、2008 年から 2011 年の間にパークレイズ・バンク・ピーエルシーと締結した一連のデリバティブ取引に関連して、英国においてパークレイズ・バンク・ピーエルシーに 329 百万ポンドの損害賠償を求める訴訟を高等裁判所に提起しました。2024 年 5 月、パークレイズ・バンク・ピーエルシーは和解に達し、これにより、パークレイズは責任を認めないものの、43.5 百万ユーロを支払いました。本件は終了しています。

過去のタイムシェア・ローンおよび関連事項に関する専門家によるレビュー

パークレイズ・パートナー・ファイナンスとして取引し、パークレイズの POS ファイナンス事業を行うクライズデール・ファイナンシャル・サービス・リミテッド(CFS)は、タイムシェア購入に関連する顧客に対する特定のローンに係る過去の返済能力の評価についての懸念を受けて、2020 年に FCA から専門家によるレビューを行うことを要求されました。専門家によるレビューは 2021 年に終了しました。CFS は、一定の是正措置の実施を含め、専門家によるレビューの要件を完全に遵守しました。CFS は帳簿の全面的な遡及レビューを求められませんでした。その代わりに、CFS は過去の限定的な貸付をレビューし、CFS の実務慣行が顧客の損害の原因となったかどうかを確認し、損害を与えた事例の是正を行っています。この作業は、是正措置を会計処理するために計上された引当金を取り崩して、2023 年において実質的に完了しました。

自動車金融手数料の取り決め

2024 年 1 月、FCA は、自動車金融市場における一任手数料の取り決めと販売の従来の利用について、複数の会社にわたるレビューを行うスキルのある担当者を任命すると発表しました。これは、英国金融オンブズマン・サービス(FOS)による 2 つの最終決定を受けたものですが、そのうち 1 つは自動車金融商品の販売における手数料の取り決めと開示に関連する CFS(パークレイズ・ピーエルシーの子会社)に対する苦情、および CFS に対するものも含め多数の苦情や裁判における請求を支持するものでした。パークレイズはこの決定に関して、高等裁判所で FOS に対する司法審査請求を開始しました。パークレイズは FCA のスキルのある担当者によるレビューに全面的に協力する予定ですが、その結果は、財務上の影響の可能性を含め、不明です。FCA は現在のところ、2025 年 5 月に本件の次のステップを示す予定です。パークレイズは、CFS がパークレイズ・バンク・グループの子会社であった 2019 年後半に自動車金融市場における営業活動を停止しています。

財務書類に対する注記

米国における有価証券の超過発行

2022年に、経営幹部は、パークレイズ・バンク・ピーエルシーが米国証券発行登録書に基づく登録金額を大幅に超えて有価証券を発行していたことを認識しました。

2022年に、パークレイズ・ピーエルシー、パークレイズ・バンク・ピーエルシー、ならびに元経営陣および現経営陣に対して、パークレイズ・ピーエルシーの米国預託証券の価格下落に関する責任を問う集団訴訟とされる訴訟がマンハッタンの連邦地方裁判所に提起されました。原告らは、この価格下落が情報公開における虚偽表示および省略の疑いの結果として発生したものと主張しています。訴訟の却下を求める被告らの申立ては、2024年2月に一部が認められ、一部が却下されました。パークレイズは、再審、またはこの判決に対する控訴許可を求める申立てを行いました。

さらに、一連のETNの保有者は、パークレイズ・ピーエルシー、パークレイズ・バンク・ピーエルシー、ならびに米国の元経営陣および現経営陣と取締役に対して、ニューヨークの連邦裁判所に集団訴訟とされる訴訟を提起しました。この訴訟では、特にパークレイズがこれらのETNが未登録証券であることを開示しなかったことによって投資家に判断を誤らせ、その結果、一連のETNのさらなる売出しと発行の停止を受けて保有者が被ったとされる損失についてパークレイズに責任があると主張しています。原告らは修正許可を認められ、2024年3月に新たな訴状を提出しました。パークレイズは却下を求める申立てを行いました。

2024年3月に、パークレイズ・ピーエルシー、パークレイズ・バンク・ピーエルシー、ならびに元経営陣および現経営陣に対して集団訴訟を意図した訴訟がニューヨークの連邦裁判所に提起されました。原告は、パークレイズが有価証券の超過発行の結果としてVXX ETNの新規発行と販売を停止した際に、ショート・ポジションが多額の損失を被ったと主張し、ショート・ポジションの売手の集団を代表して訴訟を提起するとしています。

英国付加価値税に関する英国歳入税関庁(HMRC)の評価

2018年にHMRCは、英国で事業を行うパークレイズの一部の海外子会社をパークレイズの英国VATグループから除外する、またはグループへの加入を防ぐ効力をもつ通知を発行しました。英国VATグループのメンバー間の供給は通常、VATが免除されます。この通知は遡及的にも将来的にも効力を有していました。パークレイズは、遡及的なVAT評価と2018年以降に行われている継続的なVAT支払いの両方に関連して、HMRCの決定を不服として第一審判所(租税部)に控訴しました。2014年から2018年までの期間を対象とする181百万ポンドのVAT(利息を含みます)がHMRCによって遡及的に賦課されましたが、そのうち約128百万ポンドがパークレイズ・バンクUKピーエルシーに、約53百万ポンドがパークレイズ・バンク・ピーエルシーに帰属する見込みです。この遡及的に賦課されたVATは2018年に支払われており、予想される最終的な回収を反映するように調整された資産が認識されています。2018年以降、パークレイズは、該当する子会社からVATグループのメンバーへのグループ内供給に係るVATを支払っており、費用として認識しています。継続的なVATの支払いに関しては、2024年度第2四半期に審理が完了しており、判決が待たれます。

一般事項

パークレイズ・バンク・グループは、英国、米国およびその他の海外の複数の管轄区域において、その他の様々な法律、競争および規制関連事項に関与しています。パークレイズ・バンク・グループは、通常の営業活動の一環として随時生じる、契約、有価証券、保証、債権回収、消費者信用、不正行為、信託、顧客資産、競争、データ管理および保護、知的財産、マネーロンダリング、金融犯罪、雇用、環境ならびにその他の制定法およびコモロ上の問題を含め(ただし、これらに限定されません)、パークレイズ・バンク・グループが提起した、またはパークレイズ・バンク・グループに対して提起された訴訟の対象となっています。

また、パークレイズ・バンク・グループは、パークレイズ・バンク・グループが現在、または以前から関与している消費者保護対策、マネーロンダリングや金融犯罪対策、法規制遵守、ホールセール取引活動ならびに銀行業務および事業活動のその他の分野(これらに限定されません)に関連する、規制当局、政府機関またはその他の公共機関による聴取および検査、情報請求、監査、調査および訴訟ならびにその他の手続の対象となっています。パークレイズ・バンク・グループは、関連当局と協力し、これらの事項および本注記に記載のその他の事項に関して、継続的にすべての関連機関に対して適宜、概要報告を行っています。

現時点において、パークレイズ・バンク・グループは、これらその他の案件の最終的な解決がパークレイズ・バンク・グループの財政状態に重大かつ不利な影響を与えるとは予想していません。しかしながら、こうした事項および本注記において具体的に記載されている事項に伴う不確実性の観点から、特定の1つまたは複数の事項(以前に扱われていた事項や本注記の作成日以降に発生した事項を含みます)の結果が、特定の期間におけるパークレイズ・バンク・ピーエルシーの経営成績またはキャッシュフロー

財務書類に対する注記

一にとって重要でないという保証はありません。これは、特に、かかる事項によって生じる損失の金額または当該報告期間に計上される利益の金額によって異なります。

12. 関連当事者取引

2024年6月30日に終了した半期における関連当事者取引は、バークレイズ・バンク・ピーエルシーの2023年度の英文年次報告書で開示された取引内容と同様の性質でした。2024年6月30日に終了した半期に生じた関連当事者取引のうち、バークレイズ・バンク・グループの当期の財政状態または業績に重要な影響を及ぼすものはありません。

その他の情報

為替レート ¹	増減率(%) ²				
	2024年6月30日	2023年12月31日	2023年6月30日	2023年12月31日	2023年6月30日
期末日-米ドル/英ポンド	1.26	1.28	1.27	(2)%	(1)%
6カ月平均-米ドル/英ポンド	1.30	1.24	1.23	5%	6%
3カ月平均-米ドル/英ポンド	1.26	1.24	1.25	2%	1%
期末日-ユーロ/英ポンド	1.18	1.15	1.16	3%	2%
6カ月平均-ユーロ/英ポンド	1.19	1.15	1.14	3%	4%
3カ月平均-ユーロ/英ポンド	1.18	1.15	1.15	3%	3%

お問い合わせ

インベスター・リレーションズ

マリナ・シュシュキナ +44 (0) 20 7116 2526

メディア・リレーションズ

トム・ホスキンス +44 (0) 20 7116 4755

パークレイズ・バンク・ピーエルシーの詳細は当社のホームページ(home.barclays)にて閲覧可能です。

登録事務所

1 Churchill Place, London, E14 5HP, United Kingdom. 電話: +44 (0) 20 7116 1000 会社番号: 1026167.

- 1 上記の平均為替レートは、各期間における日次のスポット・レートの平均です。
- 2 増減率は英ポンドの数字に対する影響に基づくものです。

バークレイズ・バンク・ピーエルシー、 バークレイズ・バンク・グループおよびバークレイズ・グループ

バークレイズ・バンク・ピーエルシー(以下「当行」といい、その子会社と総称して「バークレイズ・バンク・グループ」といいます。)は、イングランドおよびウェールズにおいて登録されている公開有限責任会社(登録番号:1026167)です。当行のメンバーの責任は限定的です。当行の登録上の本社は、英国ロンドン市 E14 5HP チャーチル・プレイス1(電話番号:+44 (0)20 7116 1000)に所在します。当行は1925年植民地銀行法に基づき1925年8月7日に設立され、1971年10月4日、会社法(1948年から1967年法)に基づき株式会社として登録されました。1985年1月1日、当行は1984年バークレイズ銀行法に基づき公開有限責任会社として再登録され、名称が「バークレイズ・バンク・インターナショナル・リミテッド」から「バークレイズ・バンク・ピーエルシー」に変更されました。当行の発行済普通株式資本は全て、バークレイズ・ピーエルシーが実質的に所有しています。バークレイズ・ピーエルシー(以下その子会社と総称して「バークレイズ・グループ」または「バークレイズ」といいます。)は、バークレイズ・グループの最終持株会社です。当行の主な活動は、大手の法人顧客、プライベート・バンキングおよび資産運用業務の顧客、ホールセール顧客および国際的に銀行業務を行う顧客向けの商品およびサービスを提供することです。

バークレイズは、バークレイズ UK、バークレイズ UK コーポレート・バンク、バークレイズ・プライベート・バンク・アンド・ウェルズ・マネジメント、バークレイズ・インベストメント・バンクおよびバークレイズ US コンシューマー・バンクの5つの事業部門を有する多角的な銀行であり、バークレイズ・エグゼキューション・サービス・リミテッドによって支援されています。バークレイズ・エグゼキューション・サービス・リミテッドは、バークレイズ・グループの事業全体に技術、業務および実務的サービスを提供するサービス会社です。バークレイズ UK は、英国リングフェンス銀行およびその子会社に属する事業を広く表しており、パーソナル・バンキング、ビジネス・バンキングおよびバークレイカード・コンシューマーUK で構成されています。パーソナル・バンキング事業は、顧客の日常的な金融ニーズを支えるリテール・ソリューションを提供し、UK ビジネス・バンキング事業は、高成長の新興企業から中小企業に至るまでの企業顧客を対象に、専門的なアドバイスを提供し、バークレイカード・コンシューマーUK 事業は、柔軟な借入および決済ソリューションを提供しています。

その他の部門は、ノン・リングフェンス銀行である当行およびその子会社に属する事業を広く表しています。バークレイズ UK コーポレート・バンクは、売上高 6.5 百万ポンド以上の法人顧客(FTSE 350 構成企業を除きます。)向けに、貸付、取引および運転資本、流動性、決済ならびに FX ソリューションを提供しています。バークレイズ・プライベート・バンク・アンド・ウェルズ・マネジメントは、プライベート・バンク、ウェルズ・マネジメントおよびインベストメントの各事業で構成されています。バークレイズ・インベストメント・バンクは、グローバル・マーケッツ、インベストメント・バンキングおよびインターナショナル・コーポレート・バンキングの各事業を含んでおり、インベストメント・バンクのサービスを継続して利用する FTSE 350 指数構成企業、多国籍企業および金融機関向けにサービスを提供しています。バークレイズ US コンシューマー・バンクは、提携クレジットカード市場を中心とする米国クレジットカード事業の他、オンライン預金フランチャイズを表しています。

バークレイズ・バンク・ピーエルシーは、短期無担保債務の格付けにおいて、S&P グローバル・レーティングス・UK・リミテッドから A-1、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・リミテッドから P-1、およびフィッチ・レーティングス・リミテッドから F1 をそれぞれ取得しています。また、無担保かつ非劣後の長期債務の格付けでは、S&P グローバル・レーティングス・UK・リミテッドから A+、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・リミテッドから A1、およびフィッチ・レーティングス・リミテッドから A+をそれぞれ取得しています。

バークレイズ・バンク・グループの 2023 年 12 月 31 日を期末日とする年度の監査済みの財務情報において、バークレイズ・バンク・グループの資産合計は 1,185,166 百万ポンド(2022 年 12 月:1,203,537 百万ポンド)、貸付金および債券(償却原価ベース)合計は 185,247 百万ポンド(2022 年 12 月:182,507 百万ポンド)、預り金(償却原価ベース)合計は 301,798 百万ポンド(2022 年 12 月:291,579 百万ポンド)ならびに株主資本合計は 60,504 百万ポンド(2022 年 12 月:58,953 百万ポンド)でした。バークレイズ・バンク・グループの 2023 年 12 月 31 日を期末日とする年度の税引前利益は、信用に関する減損費用として 1,578 百万ポンド(2022 年 12 月:信用に関する減損費用として 933 百万ポンド)を計上後、4,223 百万ポンド(2022 年 12 月:4,867 百万ポンド)でした。本項における財務情報は、2023 年度 Form 20-F に記載された、当行の 2023 年 12 月 31 日を期末日とする年度の監査済みの連結財務書類から引用したものです。

バークレイズ・バンク・グループの 2024 年 6 月 30 日を期末日とする6カ月間の未監査の財務情報において、バークレイズ・バンク・グループの資産合計は 1,283,964 百万ポンド(2023 年 12 月:1,185,166 百万ポンド)、貸付金および債券(償却原価ベース)合計は 190,572 百万ポンド(2023 年 12 月:185,247 百万ポンド)、預り金(償却原価ベース)合計は 324,012 百万ポンド(2023 年 12 月:301,798 百万ポンド)ならびに株主資本合計は 59,110 百万ポンド(2023 年 12 月:60,504 百万ポンド)でした。バークレイズ・バンク・グループの 2024 年 6 月 30 日を期末日とする6カ月間の税引前利益は、信用に関する減損費用として 831 百万ポンド(2023 年 6 月:信用に関する減損費用として 688 百万ポンド)を計上後、2,677 百万ポンド(2023 年 6 月:3,132 百万ポンド)でした。本項における財務情報は、2024 年度上半期 Form 6-K に記載された、当行の 2024 年 6 月 30 日を期末日とする6カ月間の未監査の要約連結中間財務書類から引用したものです。

事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移

1 事業内容の概要

バークレイズ・バンク・ピーエルシー（「BBPLC」または「当行」）は、バークレイズ・ピーエルシー（「BPLC」）の完全子会社である。バークレイズ・バンク・ピーエルシーの主な活動は、大企業、プライベート・バンク・アンド・ウェルス・マネジメント、ホールセール・バンキングおよび国際・バンキングの顧客向けに設計された商品やサービスを提供することである。

バークレイズ・ピーエルシーは、バークレイズ UK、バークレイズ UK コーポレート・バンク、バークレイズ・プライベート・バンク・アンド・ウェルス・マネジメント、バークレイズ・インベストメント・バンクおよびバークレイズ US コンシューマー・バンクという 5 事業部門で構成される多角化された銀行である。これらの事業部門は、バークレイズ・グループ傘下の事業体にテクノロジー・サービス、オペレーション・サービスおよび機能的サービスを提供するバークレイズ・グループ全体のサービス会社であるバークレイズ・エグゼキューション・サービスズ・リミテッドの支援を受けている。バークレイズ UK は、英国リングフェンス銀行であるバークレイズ・バンク UK ピーエルシーおよびその子会社内の事業体を広く代表しており、パーソナル・バンキング、ビジネス・バンキングおよびバークレイカード UK で構成されている。パーソナル・バンキング事業は、リテール・ソリューションを提供して、日常的な銀行業務のニーズに応じて顧客を支援しており、英国のビジネス・バンキング事業は、成長著しい新興企業から中小企業までの法人顧客を対象に専門的な助言を提供し、バークレイカード UK 事業は、借入れや決済に関する柔軟なソリューションを提供している。

その他の事業部門は、非リングフェンス銀行であるバークレイズ・バンク・ピーエルシーおよびその子会社内の事業体を広く代表している。バークレイズ UK コーポレート・バンクは、売上高 6.5 百万ポンド以上の法人顧客（FTSE350 構成銘柄企業を除く。）向けに貸付、取引資金、運転資金、流動性、決済および外国為替に関するソリューションを提供している。バークレイズ・プライベート・バンク・アンド・ウェルス・マネジメントは、プライベート・バンク事業、ウェルス・マネジメント事業および投資事業で構成されている。バークレイズ・インベストメント・バンクは、グローバル・マーケット事業、インベストメント・バンキング事業および国際・コーポレート・バンキング事業で構成されており、投資銀行業務を日常的に利用する FTSE350 構成銘柄企業、多国籍企業および金融機関の顧客にサービスを提供している。バークレイズ US コンシューマー・バンクは、米国のクレジットカード事業を代表しており、パートナーシップ市場およびオンライン預金フランチャイズに重点を置いている。

なお、2023 年度末まで、バークレイズ・グループは、バークレイズ・エグゼキューション・サービスズ・リミテッドの支援を受けながら、バークレイズ UK およびバークレイズ・インターナショナルの 2 つの事業部門を通じて営業を行っていた。以下に 2023 年度末現在の当行の部門別事業内容を説明する¹。

¹ 報告セグメントの変更は 2023 年 12 月 31 日に終了した報告期間には適用されないため、前年度の記載を維持している。

バークレイズ・バンク・ピーエルシーは、バークレイズ・グループ内の非リングフェンス銀行である。2023 年度中、バークレイズ・バンク・グループには、コーポレート・アンド・インベストメント・バンク（CIB）およびコンシューマー・カード・アンド・ペイメント（CC&P）の各事業から構成される、バークレイズ・グループのバークレイズ・インターナショナル部門の大部分が含まれていた。

パークレイズ・バンク・ピーエルシー

コーポレート・アンド・インベストメント・バンク

コンシューマー・カード・アンド・ペイメンツ

CIB

コーポレート・アンド・インベストメント・バンクは、資金運用者、金融機関、政府、超国家組織および法人顧客が資金調達、投資、融資、戦略的管理およびリスク管理のニーズを管理できるよう支援している。

- ・グローバル・マーケットは、流動性、リスク管理および融資に関するあらゆるソリューションに加え、幅広い金融商品全体で投資およびリスク管理に関するニーズに合わせたアイデアやコンテンツを執行能力と組み合わせてクライアントに提供している。
- ・投資銀行は、合併・買収（M&A）、コーポレート・ファイナンスおよび財務リスク管理のソリューションに関する戦略的アドバイスとともに、株式および債券の発行サービスもクライアントに提供している。
- ・コーポレート・バンキングは、運転資金およびトランザクション・バンキング（貿易および決済を含む。）の提供、ならびに多国籍企業、大企業、中堅企業および金融機関への貸付を行っている。

CC&P

パークレイズ・インターナショナルのコンシューマー・カード・アンド・ペイメンツ部門は、インターナショナル・カードおよびコンシューマー・バンク事業、プライベート・バンク・アンド・ウェルス・マネジメント事業、パークレイカード決済事業、ならびにドイツ・コンシューマー・ファイナンス事業で構成されている。

- ・US コンシューマー・バンクは、共同ブランドおよび自社ブランドのクレジットカード、オンライン個人向け預金商品、個人ローンならびに分割払いを提供している。
- ・プライベート・バンク・アンド・ウェルス・マネジメントは、幅広いウェルス・サービスおよびプライベート・バンキング・サービスを英国および海外のクライアントに提供している。
- ・パークレイカード決済は、店舗およびオンラインで決済し、支払いを受領するに当たり統一化された体験を提供している。
- ・ドイツ・コンシューマー・ファイナンス事業は、自社ブランドおよび共同ブランドのクレジットカード、オンライン貸付、電子 POS（ePOS）、融資ならびに預金を提供している。

本社

本社は、本社部門および特定の中枢管理部門（パークレイズ・バンク・グループのサービス会社を含む。）で構成されている。

2 主要な経営指標等の推移

最近5連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

	パークレイズ・バンク・グループ				
	2023年 (百万ポンド)	2022年 (百万ポンド)	2021年 (百万ポンド)	2020年 (百万ポンド)	2019年 (百万ポンド)
主要損益計算書データ^(注)					
利息収入純額	6,653	5,398	3,073	3,160	3,907
手数料収入純額	5,461	5,426	6,587	5,659	5,672
収益合計	18,268	18,194	15,408	15,778	14,151
営業収益純額	16,690	17,261	15,685	12,401	12,949
税引後利益	3,561	4,382	4,588	2,451	2,780
以下に帰属するもの：親会社の株主	2,753	3,650	3,957	1,774	2,120
当期包括利益合計	3,593	1,811	2,903	2,294	2,476
主要貸借対照表データ					
非支配持分を除く株主資本合計	60,504	58,953	56,317	53,710	50,615
資産合計	1,185,166	1,203,537	1,061,778	1,059,731	876,672
主要キャッシュフロー計算書データ					
営業活動からのキャッシュ純額	16,367	24,984	17,497	42,275	(110)
投資活動からのキャッシュ純額	(18,787)	(8,611)	(1,653)	(8,192)	(6,471)
財務活動からのキャッシュ純額	(4,009)	7,386	1,122	(1,941)	(750)
現金および現金同等物 期末残高	208,412	219,854	185,860	173,125	139,314
従業員数（常勤相当）	23,900	21,900	20,200	20,900	20,500

(続き)

	パークレイズ・バンク・ピーエルシー				
	2023年	2022年	2021年	2020年	2019年
	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)
主要損益計算書データ ^(注)					
利息収入純額					
手数料収入純額					
収益合計					
営業収益純額					
税引後利益					
以下に帰属するもの：親会社の株主					
当期包括利益合計					
主要貸借対照表データ					
非支配持分を除く株主資本合計	53,228	52,467	52,692	51,143	46,425
資産合計	1,193,738	1,147,912	1,064,671	1,081,552	891,121
主要キャッシュフロー計算書データ					
営業活動からのキャッシュ純額	8,674	20,897	9,578	32,556	(2,458)
投資活動からのキャッシュ純額	(16,947)	(10,001)	(1,890)	(9,379)	(7,464)
財務活動からのキャッシュ純額	(4,569)	6,922	793	(142)	(915)
現金および現金同等物 期末残高	168,263	185,043	159,059	153,491	129,287
従業員数（常勤相当）					

(注) 2006年会社法第408条で認められている通り、パークレイズ・バンク・ピーエルシー単体の損益計算書および包括利益計算書は開示していない。